

# 津軽弘前藩の武芸(13)

## ——資料紹介——

太田尚充

### 寺山家所蔵・武芸関係古文書等(7)

#### 目次

まえがき

内容紹介

#### 七、諸記録等(承前)

##### 8、「微行秘書 全」

冊子本

慶応四<sub>戊辰</sub>年(一八六八)十一月、浅利均廣による自筆本。

##### 9、「御鷹野勤書」

冊子本

老楓軒による自筆の下書き。年記なし。

#### 八、小笠原流諸礼(躰)

##### 1、「躰方百ヶ條許之目録」

卷子本

延宝三<sub>乙卯</sub>(一六七五)四月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

2、 「書札之巻」

卷子本

延宝三乙卯（一六七五）四月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

3、 武具之巻

卷子本

延宝三乙卯（一六七五）四月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

4、 「表威掟之書」

卷子本

元禄五曆（一六九二）一二月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

5、 「誕生藝目之巻」

卷子本

元禄五曆（一六九二）一二月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

6、 鞆箭之巻

卷子本

宝永二年（一七〇五）八月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

7、 首実檢之巻

卷子本

宝永二年（一七〇五）八月、横山嘉右衛門武基より浅利伊兵衛あて。

九、 諸流劍術

1、 「新影次源流目錄」

卷子本

寛文十三年（一六七三）十月十一日、川村次右衛門勝平より浅利瀬兵衛あて。

2、 「新影次源流許状」

卷子本

延宝二年（一六七四）九月吉日、河村次右衛門勝平より浅利瀬兵衛あて。

3、 「一貫流極意巻」

卷子本

寛文八年（一六六八）十二月吉辰、浅利一衛口兵衛より、あて名なし。

4、 一貫流奥書

切紙

「奥書き」の文章に返り点、送り仮名を付けた切紙。

5、 清浄靈剣之書

卷子本

宝永七年（一七一〇）五月廿六日、小倉藤左衛門勝福より鈴木吉良左衛門あて。

6、一心十刀流目録

折本

寛政六年(一七九四)正月吉日、館山喜八郎倫利より永田左十郎あて。

7、「一心十刀流十刀秘傳記」

冊子本

「永田氏藏書」とあるが、年記、あて名はなく、「一心十刀流目録」と対をなしている同流解説書。

一〇、弓術

1、吉田雪荷流弓術

卷子本

元禄二年(一六八九)八月吉日、小田桐助六庸貞より浅利勘太夫あて。

2、石堂竹林派弓術

卷子本

元禄四年(一六九二)三月十一日、太田十右衛門興親より浅利伊兵衛あて。

一一、馬術

1、飯綱流馬術目録

卷子本

寛文五年(一六六五)九月吉日、長牛新五左衛門正忠より唐牛八郎左衛門あて。

2、飯綱流馬術印可

卷子本

寛文五年(一六六五)九月吉日、長牛新五左衛門正忠より唐牛八郎左衛門あて。

一二、鉄炮術

1、「矢数鉄炮目録」

卷子本

寛文五年(一六六五)五月吉日、栗谷川紋大夫直重より浅利勝左衛門あて。

あとがき

まえがき

寺山家が所蔵する武芸関係古文書・記録等の紹介も八回に及び、いよいよ終了が間近になった。

今回紹介する『微行秘書・全』と『御鷹野勤書』の二冊は、ともに弘前藩「御小姓組」の勤務内容を示す記録である。

右の他に、参考資料として「御小姓組」の勤務に関係あると思われる「西湖之間早道御逢之節之図」「変事御住居之図」の図面及び『古 御郭中・御郭外図式』の図面による冊子本と『微行秘書・全』の著者「浅利金五郎均廣」に関する「紙片」若干を挙げておいた。

弘前藩の武家礼法の主流を占めた「小笠原流諸礼」については、題名不明の卷子本を加えて全部で一六点あるが、この中七点だけ紹介した。他の卷子本は、あまりに破損が激しく判読困難な部分が多いため紹介できなかったからである。

浅利家が代々流儀を継承してきた「当田流太刀」「林崎新夢想流居合」の卷子本はすでに紹介したが、寺山家が所蔵する他の諸流剣術(太刀)即ち「新影次源流」二点、「一貫流」二点、「清浄靈剣」一点、「一心十刀流」二点を紹介することにした。

馬術については「飯綱流」の卷子本二点、鉄砲術は流儀不明であるが「矢教鉄砲目録」一点を紹介した。

内容紹介

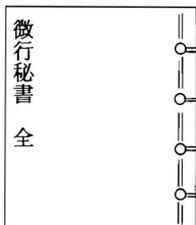
凡例

- (1) 表紙に外題のある場合は「」にその題名を記した。「」のない題名は、内容その他から推した仮称である。
- (2) 紙質や縦・横の大きさ等は、特別必要と思われない限り省略した。
- (3) 特定の人物、字句等は本文の後に「注」で示し、全体にかかわる事柄については「解説」の項を設けて説明を試みた。また、文中に「注」の必要な場合は（ ）内に示した。
- (4) 判読不明な文字は□で示した。
- (5) ※印のある写真は、本書の最後に一括して掲載した。

七、諸記録（承前）

8、「微行秘書 全」

冊子本



縦12.0cm・横17.0cm

表紙 写真(1)



写真(1) 『微行秘書・全』表紙

秘書目録 写真(2)

一、微行之事

附 山吹ノ間御長刀之事

浪之間御鑑之事

一、出火等之節之事

一、乱心者有之節之事

一、御衝立前之事

一、西湖之間之御雪隠之事

一、殿り御番之事

一、四六之間之事

一、御二方様御一所ニ御禮被為受候節之事

一、西湖之間御住居之事

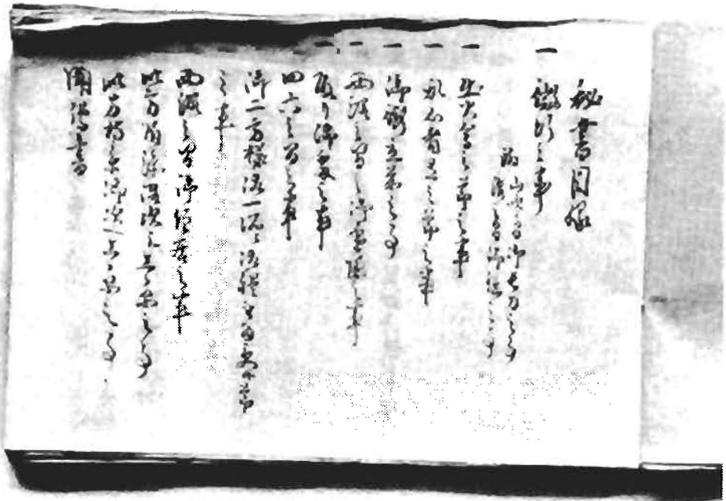
一、此方附添御次江上候品之事

一、此方持参御次へ上候品之事

聞傳書

一、山吹之間御長刀之事

一、浪之間御鑑之事



写真(2) 「秘書目録」の第一頁。

一、乱心もの有之節上之御廊下之事

一、御衝立前張之事

一、西湖之間御住居取心得へ第十ヶ条

一、惣御障子之事

二、御半疊之事

三、御刀掛之事

四、御下駄御草履之事

五、真中御襖之事

六、入口御襖之事

七、御近習廻之事

八、此方御衝立前之事

九、入口角折之事

十、御褥之事

不断心得

一、火事之節御番所前之事

一、於浪之間四奉行御逢之節之事

一、御刀掛直様之事

- 一、御刀直様之事
- 一、於殿中刀持様之事
- 一、御客様御刀持様之事
- 一、御刀持様二段之事
- 一、使者心得之事
- 一、雨戸小潜り之事
- 一、書翰封様之事
- 一、焼物袋之俣之事
- 一、箸ニ刻を付る事
- 一、梅之間入口ニ而御用乞候節之事
- 一、二ノ丸御土蔵之事
- 一、御盃事之節之事
- 一、夜中火事之節当番心得之事
- 一、火事之節当番交代致御固所エ相詰候節杯之事
- 一、御急病等之節之事
- 一、御成先ニ而異変等有之節之事
- 一、心之付所ニ心ヲ付、聞所ヲ能聞ト云事
- 一、遠近聲之事

- 一、御手燭持様之事
- 一、御蠟燭真切様之事
- 一、御先手燭持様之事
- 一、御燭臺注火先之事
- 一、同替様之事

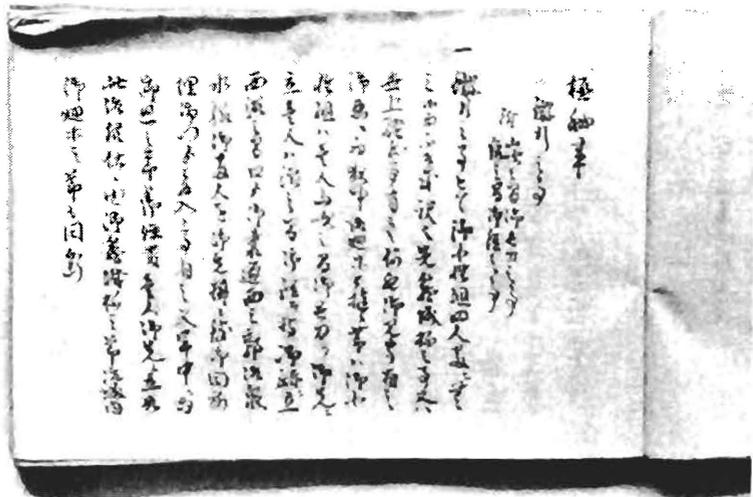
極秘事

微行之事

附 山吹之間御長刀之事

浪之間御鍵之事

一、微行之事として御小性組四人番ニ無之候而不相成訳也。先籠城杯之事、又ハ世上騒敷事有之、何歎御見聞有之、御忍ニ而夜中御廻等被遊候節ハ御小性組ハ耆人山吹之間御長刀ヲ御先ニ立、耆人ハ浪之間御鍵ヲ持御跡ニ立、西湖之間口ハ御裏道西之郭御泉水縁御番人を先拂ニ致、御同所埋御門ハ被為入候事有之。又、軍中ニ



写真(3) 「極秘事」内容の第一頁。

而御廻之節ハ御使番老人御先ニ立、始此御供仕候由。御籠城杯之節御城内御廻等之節も同断。

一、出火等之節之事

先御城中杯ニ而出火有而御立退被遊候節ハ、御白砂邊何れ火之懸らぬ所ニ被為入、御指揮被遊候。右之節此方御供致候ニも御長刀御鎗持参候筈、是御急速故之事也。

又、大地震杯ニ而御立退被遊候節も、御廣庭口<sup>ロ</sup>被為入候ハ、手近キ故浪之間御鎗持参御供可仕候事。

一、乱心者有之節之事

乱心もの有之旨御目付<sup>メ</sup>通候ハ、長果老御杉戸<sup>メ</sup>切、御同所御次江之御前召明ケ、梅之間<sup>1)</sup>浪之間ト之隅之御襖明ケ被仰渡等有之節之通、隅打御屏風立之、此方御番所ハ千鳥之様被遊、却而人之心付ぬヲ言也。

頭ハし事も隠しとハ御不断之御遊も御秘事之様ニ被遊候事を云々ト之御趣意也。口傳。

一、殿居御番之事

是御衝立前張之事ニ而、微行ニ頭し通、御夜詰ニ御立際之御住居可致事。

但、御褥ハ不置候、変之節直へし。

一、四六之間之事

委細微行ニ頭ハし通也。只山水之間斗り<sup>ト</sup>迦し不申候。其訳御座敷秘傳書ニ記置也。右之内軍中御中小性御給仕相勤候様ニ有之候得共、是ハ軍陣之間ニ而御給仕ニ無之、御陣場ニ而之事也。軍陣之間ニ而御近習小性組御給仕なり。

諸將諸士詰所口傳。

但、浪之間御炉、桜之間御炉、同所御次御炉之事口傳。

一、屋形様若殿様御一所ニ御禮被為受候事

委細ハ微行ニ有之通。唯若殿様御刀掛ハ直し不申候。御近習ニ而御刀を持、御脇詰致候由。

一、西湖之間江早道引連候様之事

微行ニも有之通、御衝立前張之者召候ハ、罷出、早道之者引連御櫓先御踏石之処江案内致引取可申候。是も被仰付次第也。大方差図なく共自ら土戸明ケ入候由。

御襖際御障子之方へ移り居可申。頭衆も同断。尤、御鎗引付ケ、象之御杉戸メ切、何れ奥江通し不申候様心得專要之事。又、夜中杯ハ急速ニ而御中小性桜之間ハ浪之間御次へ御用乞候ハ、是又右之心得ニ而御住居取可申事。

但、桜之間御舞台明而と有之ハ、御目付御中小性ニ而御用乞申候節也。メ置へし。

一、御衝立前之事

是ハ筆頭之持前ニ而、山吹之間御人拂之御逢有之節被為入候得ハ、御次廻引取申候。又、御人拂御逢と被仰出、御次廻引取候所ニ而此方張之者召事有之候。是ハ前兼御側役江御内意有之故、張之者召候ハ、罷出可申候。

早道之者連参候様被仰付候ハ、西湖之間御路次外カ上ノ御廊下外カニ早道之者扣居管ニ付、御路次明ケ早道之者相通し、此方附添、山吹之間闇かり之間江入置候而山吹之間江参、此方引取申候。

右御逢之義ハ御側役<sup>并</sup>此方当番之筆頭斗存、余ハ御次廻も不存筈。尤、組合同役江ハ密ニ知らせ可申候。但、全躰筆頭持前ニ而古来ハ始終張詰候旨、当節ハ御逢等之節御禮被為受候節ハ張申候。

一、西湖之間御雪隠し道有之旨申傳事

是ハ前々隠し道無之、御同所ハ乾御櫓下埋御門ハ被為入候ハ、即隠し道也。可秘々々。

一、殿り御番之事

是ハ每晚御座敷仕舞之節、筆頭之者孔雀給人梅之間御舞台白冢三ヶ所土戸<sup>并</sup>小潜り等能々吟味可致事。

一、四六之間之事

是ハ浪之間非同所御次共、四間ニ六間之御間ニ而兩間共軍陣之間ト云、諸士之詰所ニ候。

御大將ニハ山吹之間ニ被成御座候。又、浪之間ト御次ト之間タニ四疊敷有之。右之上ニ引物有之ハ御具足を釣候為也ト言。梅之間御次ニ有之引物も同様也。

又、軍陣之評定ハ、諸士ノ輕キ役義たり共君前へ罷出存念申上候故、山吹之間と浪之間ト之御襖迦し、浪之間、梅之間兩所御次共不殘御襖迦し、一ツに致候而一統相詰候由。

又、負ケ軍ニ相成、自害等致候節も君前へ相詰候由。

亦軍中御給仕ハ御中小性仕候よし。

前条之處ノ四六之間之間を初メトシテ軍陣之間ト言。又、武者屯共言ふ。

一、屋形様若殿様御一所ニ御礼被為受候節之事

上ニ而於山吹之間ニ御礼被為受候節ハ、若殿様山水之間江被為入、山吹之間之方へ御向御禮被為受候。又、山水之間ニ而上様御禮被為受候節ハ、御床際老疊目江御褥ヲ敷、若殿様ハ御同所山吹之間之方へ御寄、隅違ヒニ御着坐被遊候。尤、山吹ノ山水御上段江之御襖迦し候也。扱、若殿様ニハ御褥無之、御多葉粉（たばこぼろ）盆御手燗斗上申候。

一、西湖之間ニ而早道之者江御逢被遊候節、御褥御床之脇御障子之方江直、御火鉢（たばこ）老ツ分除キ直し申候。西ノ方御障子之方江御刀掛出申候。御手燗ハ御褥角違ニ直来候得共、御正面江直し候様被仰付候旨筆頭中江相通申候。御褥ハ山吹之間之御褥、御刀掛ハ山水之間ノ差出申候。西湖之間入口江隅折屏風立申候。御屏風ハ水鏡之御杉戸際之御屏風也。

一、此方附添御次へ上候品之事

御臺所<sup>ノ</sup>上候品ハ大抵ハ附添申候。其外大抵ハ附添不申候。三日市太夫次郎<sup>ノ</sup>差上物も附添不申候。并常盤山杯より差上候品ハ附添申候。又、役人衆<sup>ノ</sup>御看等差上候得ハ附添申候。

一、此方持参御次へ上候品之事

召上り物ハ持参候筈。何程結構成品ニ而も御次通者持参不致候。三日市太夫次郎<sup>ノ</sup>御被当麻<sup>并</sup>御塩老曲差上、八寸附ニ而はハ持参、惣而御守礼ハ上ニ而御戴キ被遊候ニ付持参。其外御鷹之鳥ハ八寸附故持参。扱又御前通之器物ニ而も臺江上り不申候得ハ持参ニ不及候。

但、御鷹野先御昼<sup>ノ</sup>差上物有之、御持参ニ相成候品ハ此方附添、又切餅杯ヲ御前通り之器物へ入、臺江のせ差上候節ハ持参、是御昼処<sup>ノ</sup>差上品ニ而も同断持参、此方附添候品<sup>并</sup>持参之品大抵右之心得也。尤一應ニ不可致故、年来之人江取尋数多之事故<sup>（江取）</sup>僂忽無之様可仕候事。

聞傳書

一、山吹之間御長刀之事

是ハ異変ニ而御立退等之節、此方持御供仕候也。

一、浪之間御鎗之事

是ハ乱心もの有之、浪之間へ入込、如何ニも手ニ余り節ハ突止可申為也。尤御立退之節ハ此方持御供仕候由。

一、乱心者有之節御住居書ニも有之通、当番<sup>ノ</sup>老人上之御廊下<sup>ニ</sup>忍ひ居、手ニ餘り申候節ハ御飾り弓ニ而射止メ候事。  
一、御衝立前張之事

是ハ御家老衆旁御逢之節ニ不限、第一ハ御次杯ニ乱心者有之節ハ藤之御杉戸江参り、能々聞定、其品ニ寄御次江罷通り取鎖メ可申候。尤頭衆<sup>非</sup>当番<sup>上</sup>も知らせ可申候。尚又罷通候ニ付御奉公遠慮伺差出可申候。当番ならハ退上之上伺書差出可申候。御意は無ク共御次エ通トハ此事也。

一、西湖之間御用有之節、御住居取候事

惣御障子不残御連子不残立之。

但、当時ハ夏も其俣ニ而御住居取致候。併風雨之節ハ可伺事。

一、御半疊ハ西南之隅<sup>三</sup>疊目上之御床柱より角違ニ敷可申候。当時西之方より二疊目北之御障子敷居より四寸放し御褥敷申候。御明ケ之節ハ黄色金中燭式本差出申候。

一、御刀懸ハ御半疊脇西之方四寸曲尺ニ置可申。右之通ニ而ハ北向ニ相成候間、頭衆へ相通候処申上候得ハ、少し西之方江開キ被差置候由。然処、以後御究之通曲尺ニ直候様頭小笠原久藏殿被仰聞候。

但、土戸御懸五寸位明ケ置可申候。

一、御踏段ニ有之御下駄御草履ハ御櫓之上御障子下江置、冬ハ御雪囲下モ卷間明ケ、御手水ハ御杉戸際御櫓之右之処江置申候。

一、西湖之間真中之御襖御不断之通。

一、御同所入口御襖半間明ケ、角折御屏風無之御簾之御杉戸白豕御杉共ノ切也。

一、御近習小性等ハ山吹之間御附床脇江引取申候。

一、此方御衝立前張引取不申候。

一、西湖之間入口江角折立候義間違也。

御次ゝ人出候而も何も無之様見ゆるハ肝要也。故ニ屏風杯有之節ハ目立候而不宜候事。

一、山吹之間御褥御同所ニ限り相用得候義ハ、御小納戸役も不知様ニ致義也。何れも密ニするハ宜也。外ニ御間江ハ山吹之御襖決而不相成候。

極秘不断心得

一、火事凡而変之節御用不相成候ハ、御次廻ニ而も猥ニ御次不可通候事。

一、於浪之間四奉行江御逢之節、山吹之間御褥敷、浪之間御杉戸之御柱ニ御火鉢テ差出申候。

一、御刀掛直様二段之事

軍陣之節ハ御褥際江付而直へし。御不断ハ御褥ゝ御刀掛之足横ニテ程のけて置へし。御褥無之節ハ兼而被成御坐候処ゝ御刀掛直申候事。

一、御刀掛無之節ハ御刀之刃外ニ致、御下緒ハ内江廻し御左之方江直し也。

一、於殿中刀掛様并御番人ニ挨拶之時ハ、刀右之手ニ持、刀我身ゝ余り不申候様持へし。御番人江挨拶候時ハ、刀ハ右之手江、刃方ハ我方江なして実手より内江柄頭ヲ下置、挨拶可致事。不禮不仕候嗜也。

一、御客様御刀持様之事

御式臺之上ニ相罷有其處ニ而御渡被成候ハ、可受取。左も無之節ハ、何れ之御間ニ而も御渡被成候処迄御跡ニ付参、御着坐之処ヲ見合御刀懸江掛可申。御客様ニ寄り、介添と兩人罷出候事も有之也。

一、御刀持様二段之事

軍陣之節ハ御左り之御袖ニ御柄ヲ附候而持也。御不断ハ御客様御刀持通り也。

一、使者心得ハ何方に而も菱門之方使者之間有之。扱起居并言語幾重ニも静して、口上ヲ述候節ハ高からず低からず述る肝要也。奏者之時も同断。

一、雨戸小潜り之事

兼而被仰付も有之通、山吹之間ハ中之御杉戸際、山水之間は御上段ト御下段ト之御柱之所ニ有之。操違ひ不申候様可致候。何方ニ而も兼而心得可有事。

一書翰封様之事 口傳

密ハ緒之結目真中を番、急ハ緒之結目右之方を封、緩ハ結之結め左ヲ封す。

但 品ニ寄白封之事。

合封等心得へし。

一、焼物ハ袋之俣ニ而焼ト云ふ事あり。是ハ竹之ふくみ様なる品ニ包と云ふ事也。

一、箸ニ刻を付る事

是ハ御温飴或ハ玉水かん杯上る時、箸江刻ヲ付取扱ふ心得有へし。

一、御中小性梅之間入口ニ而御用乞候節心得之事。是ハ異変等之事ニ而申合取支度致候節之由。

御中小性之心得書ニハ、桜之間之旨敷居ヲ越候而浪之間御次之入口ニ而異変之節ハ御用乞候由。尤平常之節ハ御中小性ニ而旨敷居ヲ越候義不相成、唯異変之節ハ越候由。伊藤九郎右衛門御中小性之舌役ニ而罷有候節嘶合ニ承候。

御使番之心得ニハ、浪之間御次ト梅之間ト之隅之御襖叩キ異変之義御小性組江達候由。楠美悠作御使番之節、勤書僉儀致処左様古キ書物ニ有之由。尤御小性組ト申合置候と書物ニ有之、御使番一統心得有由。然共当役書

一、物ニハ見得不申、何れ梅之間御次両役ニ而御用乞候ハ、異変之事と心得可申事。

一、二ノ丸御土蔵ハ、御留守居組頭之預り場所なれ共、御道具ハ大抵御小性組之頭預故、火事変之節ハ氣ヲ付可申事。

一、御蓋事之節、御長柄ト御加之間切らぬ様ニと言事有。惣而御給仕之道を切事甚不宜也。心得へし。

一、夜中火事之節当番心得る事

御番所ト御棚之際より能人之影見得申候様ニ相詰可申。尤、浪之間、桜之間江御行燈之處江高燭差出、御行燈ハ浪之間ハ下之方中ノ御柱江下ケ、梅之間ハ南ノ方燧縁江下ル也。

但、大火ニ成、人見分難時ハ御柱居兼而被仰渡候趣也。尤、其節ハ御灯火差出候様、此御住居トハ乱心者有之時之御住居之事也。口傳。

一、火事之時、頭ニ而火消或は御固處等被仰付、昼番ニ而変具無之当番交代致、右御固処江相詰申候ニハ、外下馬ニ而変具ヲ着罷出可申。尤、変具之義ハ外下馬迄家来ニ持せ遣候様、兼而家内江申付置へし。御立退等之節ハ変具迄ニ不及、早速御供仕御警衛第一可申事。

一、御急病等之節御住居之事

右者変之節御住居同様可相心得事。

一、御成先ニ而異変之義有之候ハ、早速頭衆へ訴可申。品ニ寄直々言上可致候。尤、御立退之場所兼而目当可致事。

一、心之付處ニ心ヲ付、聞處ヲ能聞と言ふ事あり。何れニも其役義之第一ヲ勤る所ハ心之付處也。聞所トハ何ニ而も御意被遊候節要ヲ忘れぬ様ニ承可申事。又、心之付處トハ君之外ニ無之ト言ふ事也。口傳。

一、遠クハ聲之届程、近クハ息の届ク程と言事あり。是ハ少し遠しとて悉ク高クすへからず、只聲之通を限トするへし。

一、御手燭持様心得之事

是ハ御掛懸もの或ハ御屏風杯御覽之節杯、油煙之懸らぬ様ニ開キ之持へし。近ハ却而暗キもの也。

一、御蠟燭真切様之事

是ハ小指を燈具持之輪へ当て、蠟燭之縁へ真切ヲ当斜に上へ切へし。尤、挾て消候ハ、早く真切を開へし。開候得ハ燈るもの也。真切しめり不申候様ニ心得へし。

一、御先手燭持様之事

御目付御注進是迄ト言処ニ而、御玄関江罷出御先之見得候處ニ而御式臺江中程江置、少し下之方へ筋違ひニ手を突居へし。

御輿直り候ハ、御手燭持、御駕籠之様子能見得候様差上へし。夫ハ御立被遊候御容子を伺、我手ニ持御先立致、鯉之御杉戸之所ニ而左手ニ持替、夫ハ藤之御杉戸迄持参也。尤ぼんぼり之戸縁ト柄トを持へし。

但、覆無おわじ之ハ燈具之座江大指を懸、臂脇か付候而持へし。且、真切用意致へき事。

一、御燭臺御火先切様之事

御燭臺左右ニ有之時ハ燭ハ抜て切也。併何歟御覽被遊候節ハ其仮置而可切。尤御小燭臺ハ基仮置而切る也。

一、同替様之事

替様ハ御勝手ハ御手燭ニ蠟燭を燈し持出る也。御燭臺ニ有之蠟燭を先抜て左之手ニ持、右之手ニ而手燭之蠟燭ヲ御燭臺へ差也。御蠟燭半分燈欠候ハ、見合替而と可知。

但、蠟燭之穴江棗指ヲ当テ夫ヲ曲尺ト致すへし。

御坐敷秘傳目録  
写真(4)

- 一、御廣間之事
- 一、詰坐敷之事
- 一、鷺之間之事
- 一、芙蓉之間之事
- 一、竹之間之事
- 一、菊之間之事
- 中奥御座敷
- 一、梅之間之事
- 一、山水之間之事
- 一、櫻之間之事
- 一、浪之間之事
- 一、山吹之間之事
- 一、西湖之間之事
- 一、上之御廊下之事
- 一、四季之間之事
- 一、寢覚之御間卜云事



写真(4) 「御坐敷秘傳目録」の書き出し。

一、暗かり之御間之事

一、御立退御間之事

一、西湖之間御秘事御住居之事

御障子之事

御路次之事

御褥御刀掛之事

御明り之事

御先手燭之事

御火鉢之事

雪囲之事

御簾之御杉戸之事

白沢御杉戸之事

御下駄御草履之事

御小庭之事

御衝立前張之事

右図式有

一、二重なけし(長押)の事

一、鴨居差別之事

御座敷秘傳隠し名之事

一、御披露ノ間

何役たり共御番人江挨拶致罷越候事。初而罷通り候へ名乗候而可通筈也。

一、詰坐敷

是ハ諸士一統相詰る御坐敷也。

一、三議之間

是三將評議之間ト言也。又、算木立之間ト言也。

一、武用之間

是武ニ用ると書而凡而算木立内習惣而軍議用ゆる御間也。

一、猛之間 又 長ノ間トモ言

是御間御秘事ニ而御不断共見透不申候様御襖ヲ立置也。其意ニ曰、虎能百獸ヲ擒ニスト云事カ云々。虎ハ猛威之獸ニシテ全ク百獸ヲ喰ント云々。心無と雖も百獸其意ニ恐れて自然ト庄伏スル也と先哲も書置れたるもの也。

是大將ノ御座之間ト云。

一、聴之間

是深キ御趣意有御間也。

傳ニ云、聴之略義評議ヲ聴之御間也と云々。即表之御坐之間也。

中奥ニ而

一、武名之間 又、運名共言

此御間、昔ハ御坐之間御寝処なる由ニテ、武名ヲ輝スト云御趣意之由。当時中奥之末之御間也。

一、三師之間

是三將御密談之御間也。又、三軍之手立、偏ニ此処ニ有と云々。

一、作螺之間(さくわ) 常々浪之間之御次ト言。

是御旗本先手之詰る間也。御旗本之相図を受而御先手ニ陣觸有事を取者也。

一、並之間

是弥磨武器之間ニ並フト言義ニし而、弥武器ト而いよいよ武器ヲみかくと言ふ文字也。

神君之御意ニ曰、山吹ハ我常々居ル間ニして、朝夕心意をみかき、天命ニ逆らわざる様日用心懸るもの也。武之器量をみかくといふも其意也と。並之間ハ則御次なれハ君之御側ニ口勤するもの、君之御行状ヲ拝見仕、大人ヲ畏れて朝夕ニ心ヲ不磨して不叶トの御事也ト難有、難忘御事也。

一、弥磨武器之間

委細前ニ述置通り、我朝ハ武国ニして武を以国家ヲ治る事第一也。人ニして武ノ象(たてま)なしといへとも、其心ニ武己

レト備有度事也。鳥獸ハ形ニ武ノ象あれ共、心ニ武なし。人ハ形ニ武なき故ニ心ニ武ヲ能磨へし。武なき時ハ鳥獸

ニ劣故ニ、天性より受得たる器量みかきて武道ヲ知れとの御趣意也ト傳也。是神君之御直傳ニ被仰遊候御事之由、

中々恐入緩(ゆるみ)ニ不成御事也。

一、誓語之事間(ちかご)

是御密談之御間也。御家老并御側廻ニ限り此御間中而御逢被遊候也。早道之者杯江も御逢被遊候。必竟誓語之間ト言ハ語るまし洩しましとの御誓ヒ也。

一、神之御廊下

是軍陣を祭り奉る御間也。

一、指揮之間

是第一深キ御趣意也。指揮トハ軍配スク如ク国民ヲ安キに御指揮被遊候と也。四季トハ春夏秋冬萬民業ヲ勤メ安キに居しめ、四方權神連加護有而天命ニ順ひ四海安緒ならしめんとの御義、且ハ南面ニして津輕一郡之国主たりとの御義之由。実ニ左も有ヘキ御神徳也。可秘く。斯有之俣ニ驗スも恐有、覚候上ハ火中可致也。

一、寢覚之間と言事

是異変之節御寢処之由ニ而、此御間之中へ入る時ハ、何程静ニ入共鳴響事不思議之御間也。釣柱之由。

但、当時鳴事なし。只南之方御張附ケヲ押候ヘハ鳴也ト。是

寧親公御意ニ而、ケ様ニ鳴響事不断ハ不入也。異変之節ハ兎も角も、不断ハ常之間も同断ニ可致とて、釣柱江くさびヲかはせ候由。乍去不残留候而は

神君之御趣意ニも違候ニ付、御張付ヲ押候ヘハ鳴もの由。

一、闇昏之間之事

是早道之御逢ハ勿論、昔ハ御側役ニも御隠し御忍之御坐候由。其時ハ闇かり之御間より西湖之間土戸<sup>ツバ</sup>御出被遊候由。是御郭廻之事ニ奉存候。

一、御立除の御間之事

山水之御上段之事也。乱心者又ハ何ニ而も異変之節ハ、此御間ニ被為入候由。御住居取ハ乱心もの之御住居ニ記置通也。凡而中奥御座敷太切也。大奥ハ假なる御住居ニ而、軍陣之節ハ大奥ハ取こぼさずして不叶由。依而中奥ハ専一之御秘事而已有之也。

一、西湖之間御秘事御住居之事

微行ニも記置候得共、尚又御住居取左ニ

一、夏冬ニ不拘御障子不残立之。尤、御前半間図之如ク明ケ可申候事。

二、御路次手之懸る分明ケ置可申候事。

三、御褥、古来ハ御敷居ハ四寸位離し置候得共、以来梓御手燔御前江直し、御敷居際壹寸程明御褥直候様。文化

十四丁 其年九月十八日、津輕熊太郎殿被仰聞候。

但、御褥ト御敷居際尺一寸位。

四、山吹之間御褥、山水之間御刀掛差出可申候。

但、当時山水之間御褥受取切ニ相成候間、御固処御褥御刀掛相用存申候。

五、暮ニ及候ハ、御明り御前二ツ也。黄色金御小燭ヲ壹本御右之方江、同中燭壹本御左之方江差出候様、吉崎勇

八殿被仰聞候得共、其節小燭不残奥へ上候ニ附其訳申上候而二本中燭差出候。

但、当時式本共中燭差出可申事。

六、御先手燭御次之口江廻シ置候事。可申真切真留用意可致事。

七、御手燔被為入候前方差出候御多葉盆ハ差出不及候事。

八、黒丸三ツ足御火鉢壹ツ差出候。御疊付二ツ割ニ差出来候得共、御褥直方も直方もナク古来ト違候付、御火鉢御疊

迦シ図之處へ直可申候事。

九、御前東之方雪囲沓間（はすし）迦西之方北之隅江置へし。

右、寛政十二辰申年御着後頭衆御差図之由。御簾番申聞候事。

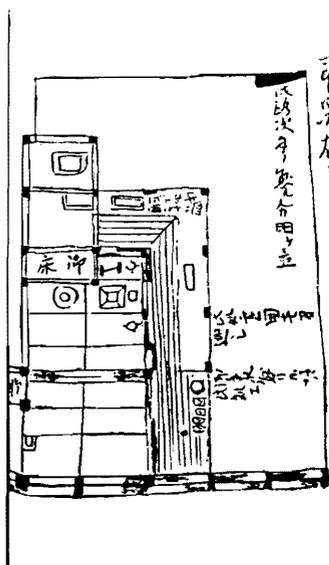
十、御簾番之御杉戸并白沢御杉戸御連子之方江置へし。

十一、御下駄御草履御杉戸御連子之方江置へし。

十二、御小庭の内江木之枝、松かさ等有之候へ、御坊主ニ申し付取片付させ可申事。

十三、浪之間御衝立前当番筆頭張可申事。尤、相番之同役ニ密ニ知らせ可申。随分外ニ洩れ不申様取扱可申候事。

即図左ニ



十三浪之間御衝立前当番筆頭張可申事。尤、相番之同役ニ密ニ知らせ可申。随分外ニ洩れ不申様取扱可申候事。

中老若中其ノ同役ノ密ニ知らせ可申事。

御下駄御草履御杉戸御連子之方江置へし。

一、二重長押之事（二重長押）

是ハ御位ニ寄而付ルもの也。

或説ニ、式重長押ハ、並居たる御客之内狼籍等有而卒与長キものニ而突上ケ候へハ、御座敷際へ其佷落もの之由。武家ニハ心有もの由。尤、奥ニハ無之物、表ニ限ルト言。

此説異説之様なれ共、古書ニ有書記也。私ニ曰、狼籍ヲ鎮兼るも氣之毒也。勿論長キ物ニ而長押ヲ突落（落）其長キものニ而取防ハ早カ道之様ニ覺也。

一、鴨居差前之事

取はめ鴨居之事也。是も御位ニ依而用ゆると言。

或説ニ、是も奥ニハ無之、表ニ限ル也。前書ノ如ク御褥御杉戸ヲ推（押）たをさん為也と言。

私ニ曰、敷鴨居（鴨居）申之出来候（申）而明立不成候時、迦候義もならされハ、徒ニ打破ル（破）仕方なし。又、地震などニ而立具（建）杯自由ニ不成時杯ハ、鴨居の小縁放し候ハ、迦候易哉。

勤書極秘之事（写真）

附り 聞書

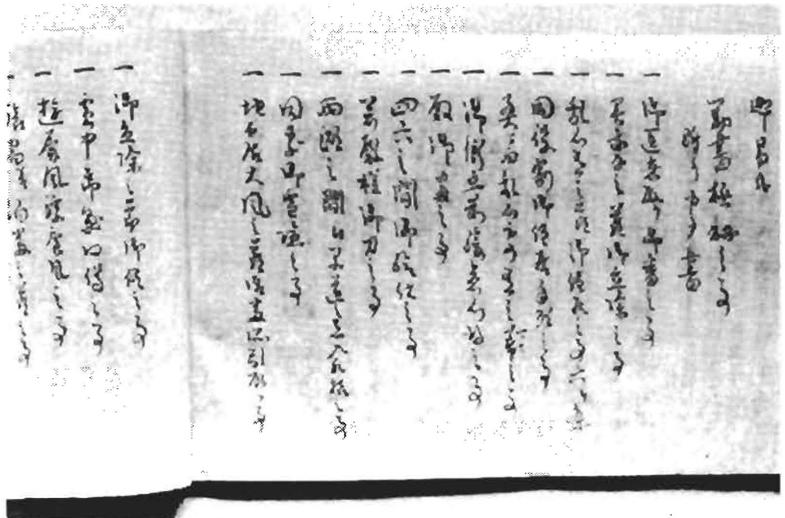
一、御医者殿り御番之事

一、異変之節御立除之事

一、乱心有之節御住居之事六ヶ条

一、同役割御住居手順之事

- 一、奥ニ而乱心もの有之節之事
- 一、御衝立前緩急心得之事
- 一、殿御番之事
- 一、四六之間御給仕之事
- 一、若殿様御刀之事
- 一、西湖之間江早道之者入れ様之事
- 一、同處御雪隠之事
- 一、地震大風之節御番所引取候事
- 一、御立除之節御供之事
- 一、雪中卸懸口傳之事
- 一、遊屏風浮屏風之事
- 一、旅宿 井 泊番之節之事
- 一、御小性組第一ニ勤る事
- 一、当役被仰付誓詞不相濟内変之節之事
- 一、出仕之節罷通候事
- 一、表江罷通候節之事
- 一、御玄関ノ刀を持通節之事
- 一、御張御供心得之事



写真(5) 「勤書極秘之事」目録の書き出し。

一、野稽古高覧之節御使之事

一、四季之間大家ニ者有之詛之事(註)

一、浪之間横舞ハ梅之間堅舞台之事

一、浪之御棚之事

一、御坐敷組割預り之事

一、当番ニ而御坐敷預り之事

勤書極秘之事

(写真6)

是ハ微行ニも難頭秘事、且先哲之口傳を記処ニして、  
覚之上ハ火中可致事。

一、御醫者殿御番之事(七八かり)

是ハ微行ニも有之通、西ノ郭御泉水縁御番人御先拂

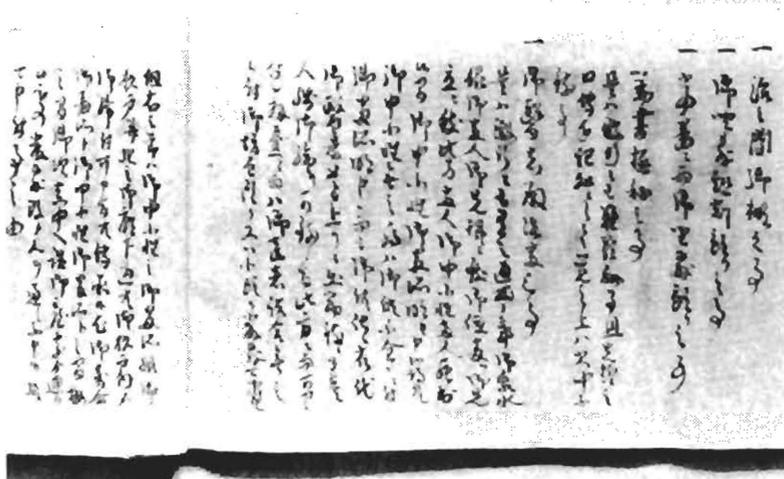
ニ致、御使者ヲ御先立ニ致、此方兩人御中小性兩人罷

出候間、御中小性御番所明キ申候得共、御中小性無之

時ハ御供不全候ニ付御番所明申候而も御供仕候。右代

御醫者暮上リニ出勤致候付、老人殘御締り可致候旨、

此方ニ而可申付候。



写真(6) 「勤書極秘之事」の内容「一、御醫者殿御番之事」の書き出し。

扱昼ニ而ハ御医者詰合無之候ニ付、御坊主頭か又ハ小頭（まがしら）か敷敷可申付候。但、右之節ハ御中小性之御番所脇御杉戸（杉戸）北之御廊下通共御杉戸内ハ御締付可申旨傳承候。尤、御寄合御番所ト御中小性御番所ト之間梅之間御次真中へ詰、御臺所ハ通り候もの敷敷改メ人ヲ通し不申候様可申付事之由。

一、異変之節御立除之事

御城中出火か地震等之節御立除之事。委細微行ニ有通也。

但、御廣庭口ハ被為入候節ハ山吹之御橡江直置候御草履被為召、浪之間土戸ハ被為入候付不断共御懸ニ致置可申候。尤、御急速之事ニ付此方ニ而御廣庭御門明ケ可申候。緞（じゆん）ハ如何様成変ニ而も、不為入候内ハ御門堅ク明ケ不申候様。扱又凡而異変之節ハ、御目付土足之仮ニ而奥迄罷通、御先立致候格有之由。左候共不被為入候内ハ御門堅ク明通間敷、此方之格式也。心得へし。

一、乱心者有之節之事

委細微行ニ顯し通なれ共、微行ニハ憚りありて不記、唯口傳ニ而傳也。右図式之表爰ニ頭ハし候得とも、覚之上ハ火中可致事。可秘。

一、浪之間御次御飾屏風之事

是ハ軍陣之節襖不通（とほ）迎候ニ付、諸士之内病者等有之節、惣而御目障等有之節可立覆事。乱心もの有之節桜之間江八重ニ立可申。猶立様、其時ニ應し工夫ヲ以可随宜ニ。此時桜ノ間ト固所御次ト之御襖立切御メリ付可申候。

私ニ曰、板廊下之襖（いただ）并御廣庭口戸障子、尤ハ切申度事。

一、浪之間御番所之事

是ハ北之御舞台南蛮鍵御メリ懸可申候。御番所ハ北之御障子際江引取、御鍵も引付可申候。右御引付候義ハ手ニ

餘る程之曲ものならハ突留る為之御鎗也。夜中なれハ御障子御柱式本江高燭式本差出、頭衆并此方燈火ヲ後ニ改居也。真中之御行燈ハ東之方御柱江繰下ル也。昼ハ御障子、夜ハ御明りを後ニ致事ハ

神君之御尊慮也ト傳ふ。其故ニ乱心者ニ不限、凡而勝負事第一之心得也。味方明りを後ニ背負て面躰（まへかた）与不分、敵ハ明リヲ前ニ受て其機差（きざし）あらはに分かり、敵之手出ニ應して業ヲなす事、誠ニ太切至極之御相傳也。兵家（へいけ）ニも我陽（わがひ）勢を後ニ背負て敵ニ向時ハ無言不勝ト大星之傳也ト申し、昼ハ日ヲ後ニ背負、夜ハ月ヲ背負、坐敷中ニ而ハ南北ヲ不申、明り取ヲ後ニ致、夜ハ燈火ヲ後ニ背負事、是を影ニ随ふ習共言也。

神君之御相傳也。

一、御注進申上様之事

初ハ御次江申上、式度目ハ御前へ直様可申上事。

是ハ初メ御中小性梅之間御舞台ニ而御用乞候ハ、承り、直様御次へ参注進可仕候。其節象之御杉戸切メ、其余之御杉戸ハ御次ニ而可メ筈。此方ニ而構無之候。夫ハ山水之間御上段惣掛金不殘懸、御住居取御褥ハ直中へ直之、帰り山吹御下段中之御廊下（しほり）ハ白沢雲雀口通山水御下段廻、鷗之御褥（しほり）ハ帰り可申候。

扱、鷗之御襖之処江浪之間西南之隅打山水之間之方江立、此処より御次罷通り御用相達可申事。御住居宜処ニ而御次江御住居宜旨（まじ）并白沢御杉戸御次ニ而御メリ懸候様可申上事。是山水之間御上段ハ御立退之間故、異変之節（まじ）ハ何（なに）迎も被為入候事。

一、梅之間御屏風之事

是ハ梅之間ト浪之間トの隅之御襖明ケ、角折御屏風立之。此時山水之間御飾屏風ニ而梅之間之御舞台より三尺通引切申候。尤、長果老御杉戸メ切申候。梅之間御舞台決而明ケ申間敷候。

## 一、上之御廊下張之事

是ハ乱心者又ハ狼籍者等有之節、上ノ御廊下江老人參、孔雀給人御杉戸守護可致候。尤、御住居取ハ白沢メ切、唯孔雀御杉戸懸金ヲ不懸立置也。御用之節ハ当番雲雀明ケ、白沢ニ而御用相達申候。此雲雀御メ懸得ハ、上ノ御廊下帳之者引候義ハ相成不申候。張ノ心得ハ乱心者孔雀御杉戸打破り、内江入候ハ、取押可申。又狼籍若手ニ餘り候ハ、打留可申。又狼籍者大勢ニ打入候カ、又給人ト二ヶ所ヨリ入候時ハ、御飾御弓ニ而射留申候而も不苦。此処大切之場処ニ而筆頭脇之影張ル処也。口傳。

## 一、二度目御注進之事

狼籍弥募り乱暴ニ及申候躰モ候ヘハ二度御中小性梅之間ニ而御用乞候筈。其節ハ山水之間御縁江罷出先申上、ますト申上、夫メ委細御注進申上、べく候。尤、当番之内<sup>并</sup>御膳番も御供可仕候事。

但、御供可仕面々何方メ御除口江廻り可申候哉、口傳。扱又、二度目御注進之節、白沢御杉戸御次ニ而御メり付不申候ハ、卒与<sup>トウシト</sup>可申付事肝要也。

私ニ曰

右御住居役割手続之事、乱心もの有之、注進候ハ、直様筆頭ハ御次江注進致、象之御杉戸メ切、山水之御上段惣懸金ヲ懸御住居致、帰リハ中之御廊下ヨリ雲雀通鷗之御襖メ浪之間江参り、御住居宜処ニ而立戻り御次江参り、御住居宜旨白沢御杉戸御次ニ而御メり懸候様共申置、浪ノ間ヘ帰リ御固メ專要之事。

一、沓番組<sup>之</sup>筆頭脇ハ山水ノ間御屏風ニ而梅之間御舞台口囲ひ長果老御メり付鷗之御襖半間明、浪ノ間西南之角打ヲ山水ノ間之方ヘ立御メり所念入可申候事。

一、二ノ筆頭脇ハ桜之間入口御襖掛金ヲ懸、御屏風ニ而桜之間入口メ同処北之方御襖戸障子メ浪之間御舞台締切、南

蛮鍵掛上ノ御廊下江參、御固專一可為事。

一、末筆ハ御番所北之御障子際江移し、御鍵引付、同所東南之隅御襖半間明、梅ノ間御舞台内御メリ并被仰渡之節、角折立候通御屏風立、諸事御用御中小性へ相通可申候事。

一、御次ニ而乱心もの有之節之事

是ハ微行ニも顯通なれ共、若上様（ちんし）ニ而浪ノ間御立退被遊候節ハ如何仕哉、心得肝要也。

一、御衝立前張緩急、心得之事

委細微行聞傳書ニ顯置候得共、其口傳ヲ大略爰ニ顯し也。御不断ハ勿論勤方多し。扱又、早道ニ御逢之節緩急心得無之して不叶也。此緩急ト云ニ口傳有。記ニ恐れなハ大略ヲ顯へし。

緩ハ西湖、急ハ闇かり。

一、緩ハ西湖トハ、御不断世上之風分（間）等御聞被遊候節ハ西湖之間也。此間ハ御住居も不取、其時ニ当而御住居等間取也。

急ハ闇かりトハ御急之御逢、何か急変之事有言上之節ハ山吹之間、御不断共御住居取致置、且度々被為入候御間なれハ、人之目ニも不立御密談有トハ不知也。是隠る事を顯し、あらハし事隠しと云々。神君之御意なる由。隠るゝ事著ントハ悉之密事ハ御不断之御用。

但、自分明ケ入候とハ有間敷候。御側役ニ而案内有之由。

一、西湖之間御雪隠之事

微行ニも有之通、隱密之御場所ニ而くけ穴有（は）之由申唱候得共、左ニハ非ス。是又隠るゝ事を顯しと言事、御同處土戸ハ御除キ口なる故秘而申傳也。尤、御除口ト言事堅可秘也。依而此土戸御不断ハ決而明ケ不申處也。

一、地震大風ニ而御番所被居不申節之事

浪之間御小庭江御番所構へ可申候。其節ハ並而被仰渡候御住居也。踏石も其時之用意也。

但、当番御廣庭江引取申候。口傳。

一、変之節西ノ郭杯江御立退被遊候節之事

是ハ何時ニ而も当番之者誰ニ而も御供可致候。尤、番処ハ時宜ニ可寄事なれ共、先哲人御跡ヲ可罷通候。併、大奥ヲ御立除ニ而ハ御供ニ不及候得共、頭中之差凶ニ可從。

但、上ノ御廊下西湖之間ヲ御立退之節ハ何時ニ而も御供可仕候事。

一、雪中卸懸口傳之事

是ハ三ヶ処卸掛之事也。元来卸懸ハ雪中ニ而も卸懸置筈なれ共、是を口傳ト云ハ、卸不懸てメ置、却而早速之用ニ取て御間ニ合不申候事。其訳ハ、雪中卸掛置候而ハ雪鍵之内江吹込、氷付候ハメる事も明る事もならず、早速之御用ニ立間敷ニ付、雪中メ切、御鍵之置処、昼夜共能々心得へし。尤、御小庭ハ雪切を度々入吟味可致事。

一、惣屏風浮屏風之事

御坐敷角ニ有之御屏風也。変之節ハ御要害ニ相立屏風也。其用ハ微行穿鑿之書ニも相記通ニ而常々氣を付、上之御廊下杯ハ第一ニ備置可申候也。

一、旅宿并泊り番之節之事

刀ヲ人ニとらるゝ事武士の道第一不覚也。依而其間之住居ヲも心得、刀之置様有へき也。先枕元ニ置候ニハ柄頭ヲ右之方江廻し、刃方ヲ向へ向ケ下ケ、糸ヲ脇差之下ト与束へ通し枕之下ト上江返候、枕之大事ト云ふ事心得へし。

口傳。

一、御小性組第一元（一）与勤る事

誓紙より表ヲ能守り、実貞ニシテ同役可和事。

一、御小性組被仰付、誓詞不相濟内変等之勤之事

出火等之節ハ、股引半点江火事羽織着し寄場江罷出、寄場引之処ニ而於外下場ニ平服差替、御坊主部屋上之間迄罷出、当番御小性組ヲ呼出、伺御機嫌可申上候事。

但、雷大風地震之節も同様也。夫々口傳あり。

一、出仕之節罷通様之事

御坊主部屋上之間通り、梅之間御次御中小性御番所脇、刀を持可罷通候事。不断御坊主部屋内より罷通候ハ本道ニ無之候為、御中小性御番所脇刀を持罷通候節挨拶ニ不及、兼而奥江通人ニ御目付（一）申通置、御中小性ニ而知り居故也。

一、表へ罷出候節之事

是ハ表御坐敷江御用等御坐候而罷越候節、御目付へ相逢罷可通候事。尤、御出等之節ハ格外之事。

一、御玄関（一）刀を持可罷通節之事

御馬場江被為入候節、御用等有之御番処罷越候節、御玄関（一）四之間通り刀持參可申候。

但、御玄関（一）御掃り之節之事なるへし、

一、御張御供心得之事

是ハ御警衛ニして於御途中ニ乱心もの又狼籍もの等有之節ハ、御張御供ニ而第一ニ相御品ニ寄、打果可申候事。  
一、野稽古高覧之節御使者之事

是ハ者頭野稽古之節ハ、四度御使者有之内、兵糧つかひ之御使者と野稽古相濟候節、物頭被召候節杯ハ、此方ハ相勤可申候事も有之候。此節馬上ニ而耆人物頭之上座迄罷出、御意之趣申聞候。物頭も馬上ニ而罷出承申候。

一、四季之間之事

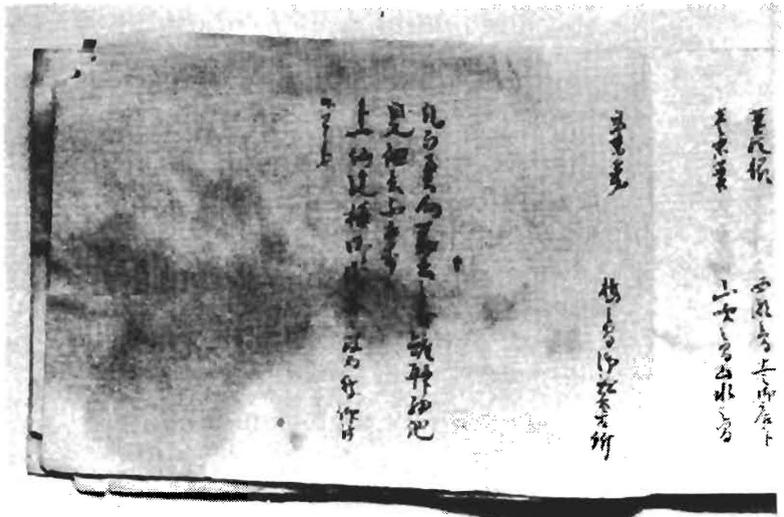
天子公方ハ勿論、一国一郡ヲ領する御方ニハなくして不叶由。倍臣ニも大家ニハ有之由。是間ヲ割之本也とて百坪之家ニハ大極柱ト云有か如しと云、小家ニハ有間敷候也。

一、浪ノ間横梅之間堅之舞台戸之事

是陰陽を表するニ而、陰とハ浪之間御勝手口也。陽とハ梅ノ間或ハ立之節往来致也。尤陰ハ隠し口故ニ異変等之節ハ浪ノ間入口メ切、梅ノ間ハ往来致也。

一、浪ノ間御棚之事

常ニハ召上り物或ハ御客様御土産等奥江直ニ不置物を上ケ置なれば、軍陣之節ハ敵之大將之分捕杯入置棚也と言傳ふ。又御籠城等之節、敵之大將之首ヲも此棚



写真(7) 「凡而奥向勤書之義、雖聊細他見他言不相成候。上仙様御代亦々改而被仰付候。已上」

ニ入置、此方ニ而預る由言傳。

一、山吹之間御棚之事

是ハ御大將之召上り物并御手道具之類入置也。

一、組割預り御坐敷之事

壱番組 西湖之間、山吹之間。

貳番組 上之御廊下、山水之間。

三番組 梅之間、浪之間。

四番組 浪之間御次、稽古所。

一、当番預り御座敷

筆頭 浪ノ間、同御次。

筆頭脇 西湖之間、上之御廊下

壱末筆 山吹之間、山水之間。

貳末筆 梅之間、御稽古所。

凡而奥向勤書之義雖聊細他見他言不相成候。

上仙院様御代亦々改而被仰付候。已上<sup>写真(7)</sup>

慶應四<sup>(二六六八)</sup>成<sup>辰</sup>年十一月日<sup>写真(8)</sup>



写真(8) 最後の頁に「年記」と記録者「源均廣」の名がある。

源  
均廣(ただひろ)  
主

注(1) 梅之間。原本には「桜之間」としているが、頭注に「梅之間」と修正している。以下、本文に出てくる「桜之間」は、

「梅之間」の書き誤りと思われる。

(2) 「桜之間」|| 「梅之間」のこと。

(3) 右同。

(4) 右同。

(5) 御連子。連枝と同じ。窓に設けた格子のこと。

(6) 不申。はなさずの意と思われる。

(7) (2)と同じ。

(8) 作螺之間。「浪之間之御次」の間のこと。注(2)、(3)(4)(7)の「桜之間」との区別は難しい。「螺」は、陣ぶれのほらがいの

こと。

(9) 己れと。白おのずと。

(10) 誓語之事情。「事」に○印があるが、これは除いた方が良いという意味と思われる。

(11) 四方權神連。東西南北にかかる神たちの意と思われる。

(12) 闇昏之間。黄昏(たそがれ)之間と思われる。

(13) 兵家。兵法家または兵法書。

(14) 大星之傳。日本兵法の奥傳のひとつ。石岡久夫著『日本兵法史・上』雄山閣。一〇三頁「日本の兵法発生の要因」等参照。

一九七二。

(15) かけ穴。「漏穴、匿穴」。ぬけあなのこと。

(16) 上仙院。弘前第九代藩主・津軽寧親。藩主在職、寛政三年(一七九一)八月より文政八年(一八二五)四月まで。天保四

年(一八三三)六月一四日卒。享年六九。

(17) 源均廣。浅利金五郎均廣のこと。「金五郎均廣」の氏名は、弘前市立図書館蔵GK1289186『浅利伊兵衛先生百五十遠忌

「追悼」(『文化紀要』第三十四号、津軽社)に「浅利萬之助均致門弟」「百式人」のひとりとして「浅利多作均慶」「浅利直之助均正」「浅利八郎均虎」とともにみられる。

「林崎新夢想流居合」の資料の中に「延享四年(一七四七)四月三日、浅利万之助均費より「浅利金五郎」あての「指南許状」や「居合外物次第・五」(『何れも』文化紀要、第二十九号、津軽社)に「浅利金五郎」の名が出てくるが、年代から考えれば「金五郎均廣」と同一人物と云うわけにはいかない。右の他に、浅利家で代々流儀継承している「当田流太刀」「林崎新夢想流居合」の伝書に名が見えないところから、門弟として修行したとしても流儀継承者ではない。

「金五郎均廣」は藩主近くに使える「御小姓組」のひとりと思われるが、石高等については不詳である。

なお、弘前藩士では「藤原家」を名乗るものが多かったが、浅利家では「源家」を称していたものであろう。しかし、家系とか家格等に対してそれ程大きな意味はもっていないと思われる。

## 解説

1. 『微行秘書』という書名の「微行」という表現は、城内「奥向き」の勤務内容に触れるため「公開」をはばかるという意味をもつと思われる。本書の末尾に「凡て奥向き勤書の義、聊細と雖も他見他言相成らず候」とあり、自分の勤務上の覚書きとして書きまとめたものと思われる。
2. 著者・浅利金五郎均廣は「小姓組」のひとりであるが、「小姓組」は『弘前市史・藩政編』(弘前市史編纂委員会編、二二)によれば「藩主の居住する奥書院の守備の任に当り」「御側役とも称した」という。また「小姓組は二組あり、藩主に奉仕し、給仕等の雑役」をも果す役割をもっていたと述べている。
3. 「小姓組」の勤務内容に関する公式文書は「天和三癸亥年(一六八三)御屋鋪諸色御定書」の「寛・御小性組頭」に一條条にわたってみられる。(『国史』津軽家御定書、二六二、東京大学出版会、一九八二)
4. 右の『御定書』と『微行秘書』における「小姓組」の勤務内容の説明は、両書の著述上の性格の違いにもよるが、『微行秘書』の方が経験や聞き書き等の積み重ねがあり、極めて詳細である。管見によるが、こと「小姓組」の勤務に関し、これ以上に詳細な記録は残っていないと思われる。
5. 「慶応四戊辰年(一八六八)十一月」の年記は、同年九月八日の改元により「明治元年十一月」とすべきである。公的文書は殆んど明治となっているが、私的な記録としては未だ慶応の年号が使われていたということになる。

この月、弘前藩主・津軽承昭は朝廷より「奥州触頭」の命を受け、奥州列藩への対応に苦慮していた時期であり、また、函館へ向う長州兵四百余人が弘前を通過するための応待や、松前藩より応援依頼への対応、津軽半島海岸警備の強化等多忙を極めていた時期である。

『微行秘書』はこのような時期に書かれたということになる。

6. 『弘前市史』(既出)の別冊『津軽弘前城史』(森林助著)より「弘前城図(本丸内部)」を挙げておいた。(41頁)

### ○参考資料(1)

- ① 封筒。「変事御住居之図 均廣」の表書きがあり、裏に「明治二己巳年(一八六九)二月吉祥日」の年記がある。封筒は

和紙による手製。縦  $cm$  19.0 横  $cm$  9.0。

写真※(1)

写真※(2)

- ② 「西湖之間早道御逢之節之図」。右の封筒に二枚入っている。その中の一枚は「下書き」。

「早道」はもと弘前藩の忍者(隠密)で、やがて「早道」と称し、藩内の情報を集め、時によっては直接藩主に連絡することがあった。

右は何れも「浅利金五郎均廣」の筆による。

### ○参考資料(2)

『古 御郭中 御郭外 図式』

写真※(5)

冊子本

奥付に「天保九戊年(一八三八)十一月改、御簾番・長尾戸左衛門、編集方・兼平丹下、永野弥作、蝦名権三郎、執筆・秋元藤介、掛ヶ合名前別帳ニ詳」とある。

次の図面を記載している。おそらく藩主の側近にある「小姓組」等の勤務に必要な図面と思われる。

1. 御建神江 御出被遊候節御供下坐付處。
2. 二之丸新既江被為入候節御供下坐付處。写真※(6)
3. 二之丸御鞠庭
4. 三之丸御屋形

① 天保八年(一八三七)同所ニ御元方有之候節、御元ノ(締)役・本多東作、田中勝衛江御逢被遊候節、伺之上如図被仰付候間、即置記。

② 文政十一年(一八二八)五月廿四日、於同所役人衆江御茶御菓子被下、其節御次ニ而御燭差出候図。

6、学問處。

7、御役處廻之節之図。

8、三之丸新馬場。

9、三之丸屋根掛御馬場。写真※(7)

10、(御鷹部屋)

11、御馬場、御星場、御矢場。

12、天保九年(一八三八)御鷹野御供立之節、大矢場江被為入射芸高覽被遊候節之図。写真※(8)

13、八幡宮御社參之節御草履御手傘取扱之図。

14、最勝院之図。写真※(9)

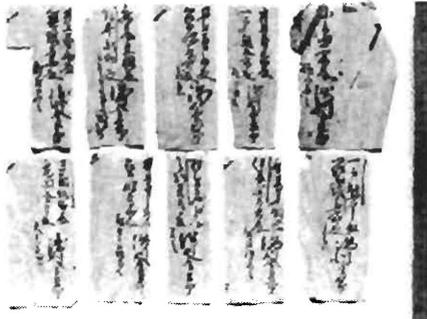
15、長勝寺之図。

16、薬王院之図。

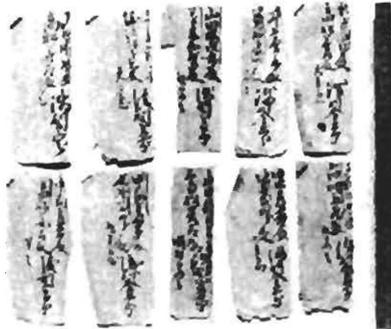
17、報恩寺之図。



写真(9) 「浅利金五郎」より「小島栄, 井上勇之助, 一戸熊太郎, 築館章介, 斉藤文雄, 伊藤宇太郎, 工藤佐助, 亀岡栄吉」等宛。各紙片の左上に「メ」が書かれ, 文面が続いていたものと思われる。



写真(10) 「浅利金五郎」より「村上茂作, 高松善太, 井上勇之助, 築館章助, 山田勝次郎, 笹森勘解由, 堀江伊兵衛, 高松善太, 小田桐角藏, 中田彦五郎, 長谷川小四郎, 山田勝次郎」等宛。



写真(11) 「浅利金五郎」より「佐田大之丞, 富山良八, 三上誠一, 長谷川小四郎, 中田彦五郎, 斉藤文雄, 堀江伊兵衛, 井上勇之助, 築館章助, 高松善太, 亀岡栄吉」等宛。



○ 参考資料(3)  
浅利金五郎に関する資料。

写真(9)  
10  
11  
12  
13  
14

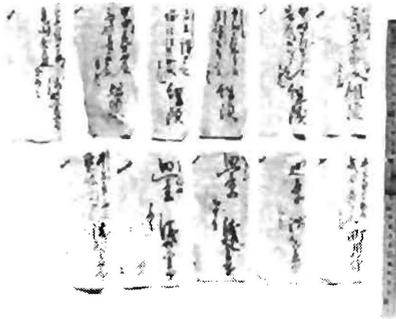


写真02 右上の紙片(廻章)に「覚仙町・組頭」より「和徳町, 宮川善四郎殿」宛がある。「浅利金五郎」は「組頭」であったと思われる。

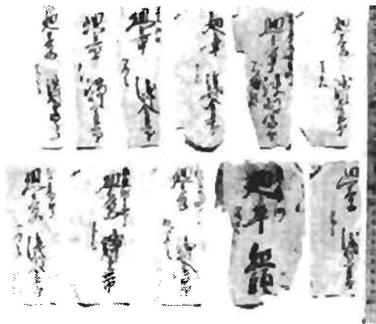


写真03 「浅利金五郎」からの「廻章」。「廻章」に「覚仙町」「相良町」「在府町」等の町名が書かれている。

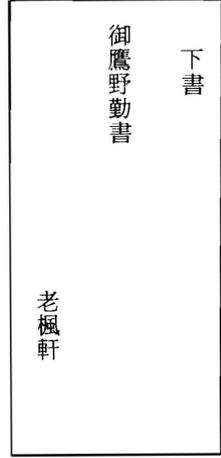


写真04 右下の紙片のように「戸籍掛・戸長」より「組頭・浅利金五郎殿」宛もある。

45

- 一、御道書之事 写真04
- 二、於御城御供宜段申上様之事
- 一、御馬之名承置可申事
- 一、御供待之内雨天之節之事

御鷹野勤書



縦 16.0 cm  
・  
横 8.2 cm



写真05 「下書，御鷹野勤書，老楓軒」の表紙。

- 一、御供揃被仰付久鋪御間取節之事
- 一、御出之節御先手燭之事
- 一、御供笠伺之事
- 一、御馬取笠伺之事
- 一、御前江伺向之事
- 一、頭衆江伺向之事
- 一、御供頭扱向之事
  - 但 御賄旁
- 一、御簾番扱向之事
- 一、御意聞兼候節之事
- 一、無調御申上様之事
- 一、御廣庭口より御出之節伺様之事
- 一、御鷹匠頭巾之事
- 一、御供行列之事
- 一、息杖之事
- 一、鳥居敷申等之事
- 一、御狩場江被為入候節御供廻様之事
- 一、御得物御持セ之事



写真06 「御鷹野勤書」の目録の書き出しの部分。

- 一、御駕籠江御中小性(ニマシ)附添之事
- 一、御途中ニ而御乗替被仰付候節之事
- 一、御鞭之事
- 一、御鷹匠江鳥合セ候様被仰付候節之事
- 一、御途中ニ而誰ニ而も召候段被仰付候節之事
- 一、御途中ニ而御間取候節之事
- 一、何品ニ而も御詮義之節之事
- 一、御手鎗之事
- 一、御箱江入候品之事
- 一、御灰吹之事
- 一、御鼻紙捨様之事
- 一、大小用御住居之事
- 一、御手水上ケ様之事
- 一、御徒目付手近キニ置可申事
- 一、笠一篇伺濟其後伺之事
- 一、雨天之節御供相油伺之事
- 一、御輿相油伺之事
- 一、御駕籠江入候御品江氣ヲ付可申事

- 一、御馬ニ而も御輿ニ而も付候節取様之事
- 一、刻限御尋之節之事
- 一、御道積御尋之節之事
- 一、御多葉粉御火消候節之事
- 一、御乗切被仰出候節之事
- 一、御刀御持セ之節銘々心懸之事
- 一、御昼所ニ而御徒目付江申付様之事
- 一、何方ニ而も御下乗之節御駕籠戸立可申事
- 一、小道御供之節之事
- 一、何程小船ニ而も此方迦申間敷事
- 一、急ニ掛橋之節之事
- 一、御箱三ツ出候節之事
- 一、御步行被仰出候節之事
- 一、御輿御箱御昼所江相廻候節之事
- 一、道悪所ニ而御陸尺増可申事
- 一、御供揃之節手筈候事
- 一、御途中ニ而も御供之内急病氣等之事
- 一、御代官罷出候節之事

一、不浄之者之事

一、御狩場江被為入遠相成候之事

一、及暮候ハ、御中小性江氣を付可申事

一、御灯燈付候節伺之事

一、御帰之節御注進之事

一、及暮候ハ、御帰口御廣庭之事

写真印

一、御供ニ而御城江罷出候ハ、否や、當番之頭衆罷出、

御道書并御供御馬之儀相尋可申候。左候得者御道書相

渡可申候。

一、御供揃被仰付御白砂前江出候ハ、御徒目付呼、

御出御帰御宿御道筋共知セ可申候。

(たいたい)

一、夫御供太躰相揃候ハ、御徒目付呼、相揃候やと  
相尋、揃候旨申出候ハ、御目付呼、相揃候旨召し申

今ニ、御茶弁當出不申候得共。

一、御道書は御徒御伺出候ニ付、御徒此方江相尋候義

無之筈。御徒目付足輕目付ハ、此方江相詰候旨御白



写真10 本文書き出しの第一頁。

砂ニ而挨拶有之筈。

一、御箱出候ハ、御駕籠付セ可申候。

一、御先立御家老衆見得候ハ、下ニ居可申候。御駕籠ニ被為入候ハ、御先参候と可申候。

一、下乗橋迄被為入候ハ、橋中程ニ而笠伺之上御駕籠脇カ二三間進ミ、笠と可申触事。

一、町中はつれ候ハ、御駕籠さしニ被仰付候やと相伺、被仰付次第御陸尺小頭江可申聞候。息杖ハ別ニ伺不申候。

一、御昼前ニ而居鋪有之旨御鷹匠カ申出候ハ、御駕籠止メ、御先ト呼御先止メ、御草履取呼、御戸前ハ御簾番之者相勤候筈。御刀ハ御近習小性持候事。右前方御下ケ候義伺可申候。被仰付候ハ、下ケ可申候。尤、御昼所江近寄候ハ、御昼ハ御供下ケ右之義ハ御徒目付江申付候。御駕籠并御馬者御跡江付、御茶弁當も付可申旨急度可申候。尤、昼へ下ケ候義も伺之上被仰付次第。

一、御鷹場前御歩行之内ハ、御張御供可仕事。御鷹場ニ相成候ハ、御張り引取可申候。

右之節、御中小性カ以下、太躰右之處江止メ置可申候。御近習小性カ此方大概見合、御跡近く参、猶又上江余り遠ク成候ハ、御中小性以下段々操上ケ参可申候。夫カ御鷹野相濟御昼へ被為入候ハ、早速御昼所へ御注進立可申旨、御徒目付ニ可申付候。但、御鷹野不被遊御昼所へ被為入候ハ、毎ニ御注進及可申候事。御駕籠も早速右之處江参候様、是又可申付候。尤、御鷹場江御徒目付仲使、御手筒、御手弓手近く詰七置可申候。尚又、御鷹場ニ而御跡へ下り居り候御近習廻并何れも冠等致セ申間敷候事。上之御供いたし参候外之御鷹匠ハ、頭布等冠候事相成不申候。

一、御昼入口ニ而御昼入口ニ御座候旨可申上事。御昼江被為入候ハ、御徒目付呼、御供揃被仰付候旨可申聞候。

相揃候旨申出候次第可申上事。夫カ御入口より御手鎗并御道具夫々差出相渡可申候。御駕籠之内共相尋見可申候。

又々御鷹場江被為入可申事、夫とも天氣替り不宜候ハ、前方頭衆江問合置、被仰付次第御先<sup>并</sup>御徒目付へ可申聞候。快晴なれハ右之義無之候。

夫<sup>ハ</sup>御鷹野相濟、又々御昼ニ相成候處、御通被為遊候而も可被為入や之旨伺ニ及不申候。夫<sup>ハ</sup>七ツ半ニ相成候而も御中小性<sup>ハ</sup>御灯燈迎ニ參候旨不申候ハ、相尋可申候。

一、御帰之節、市中入口ヨリ御注進は大躰式度差立可申。初之御注進ハ伺ニ不及、式度目ハ相伺差立可申事。

一、御帰口御玄関ニ御座候得者、御供引取ハ御目付<sup>ハ</sup>此方江御供引取候旨申通候。

御廣庭之節ハ、同役<sup>ハ</sup>此方御供頭江申聞候間、御中小性御徒江御供引取被仰付候旨可申候事。

一、御鷹場江被為入御供下ヶ之節、御駕籠<sup>并</sup>御道具夫々御吟味被成旨御中小性江可申事。

一、七ツ時過之御供揃ニ而御鷹野被仰付被為入候節、御菜園へ品ニヨリ可被為入やと可承候被仰出有之候而も、是又前方被為入候哉と相伺可申候。被仰付次第之事。

右御菜園へ被為入候而御鷹野相濟、御菜園御小屋前御通被遊候節、是又前方相伺被仰付次第之事。

不被為入、直ニ御帰ニ相成候ハ、御先御徒呼ひ御菜園江不被為入、直ニ御帰城被遊候旨可申候。御徒目付江も可申付候。頭衆五六間もはなれ居候ハ、直ニ參知セ可申候。余り間遠ニ候ハ、御徒目付ニ而知セ可申候。乍去、右之番御頭衆又は御鷹懸<sup>（ヒカケカケリ）</sup>御近習小性等伺候事も有之候間、何れ見合可申候事。差懸候ハ、直ニ相伺可申事。

一、御途中又は御鷹場御両便之折ハ、御道中ニ替無之。

一、惣而御途中ニ而も誰ニ而も被為召候ハ、此直ニ誰召と可申候。間遠ニ候得は御徒目付江誰召と可申付候。

一、御得物有之、此方へ御渡被仰付候節、御跡江持セ可申哉、又は御城江遣可申やと相尋申候。被仰付次第。

右之趣申聞御中小性へ相渡。尤、御昼前ハ大躰御城江御先ニ被遣候様覺候。御昼後ハ御跡持セニ相成候様覺候。

一、御頼(うすき)ハ御茶碗ニ而差上申候事。直ニ土江御頼被遊候。此方差上器を御前ニふさき水不當様可致候。御手拭ハ御近習坊主懐中いたし居候間、紙包(ちまひ)少々出ヌ紙を持御手拭差上可申候。尙人ニ而不扱相成候事。

一、御手水之折(ちよひ)ハ、御水筒ニ入内徳利有之候間、右徳利ニ而差上可申候。是又御茶道預候事。御頼ハ右御手水ニハ無之候。御茶弁當も差上申候。何れも御手掛有之事。

一、御馬、御輿之事

出勤懸頭衆江相尋、何れ江被為召候や番相尋可申候。其節何々御用有之候而知セ不申御供揃被仰付候ハ、御目付迄被仰付候間、何れ御目付ヨリ右之趣可申候。夫とも御目付ヨリ何も不申候ハ、御目付へ相尋可申候事。

一、御馬ト被為召候節御刀之事。御下瀆杯ハ折ニヨリ持候事も有之。大躰ハ御近習小性(こせい)、夫共挨拶ニ寄持候事。

一、御紋御灯燈八張り、舛老張(のぼり)メ九張り。外ニ御得物等御用意式張、舛形老張り。

一、已来御鷹野御供立ニ而、何方江御出之節も此行列ニ而宜候ニ付、御側役釜菴多門申聞、大道寺頼負求之。尤、於大矢場ハ口高覽之節、御手傘并御長柄ハ別段御持セ被仰付候。

注(1) 釜菴多門。弘前第一二代藩主津輕承昭の用人。

(2) 大道寺頼負。弘前第一二代藩主津輕承昭の家老。

同

御先拂大組足輕吉人

写真08

御差御鷹 御手弓足輕 御徒吉人  
 御殺生筒 御手弓持人 御徒吉人

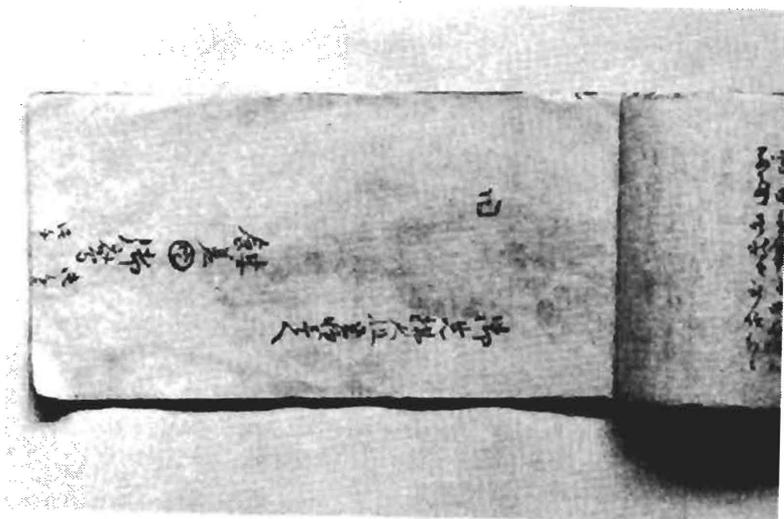


写真08 行列の最初の頁。



御徒寄人  
 御中小姓  
 御箱 御茶釜 御盥 御輿 御馬  
 附 御中小姓  
 御仲問廻  
 大組足輕寄人  
 御注進、御供揃  
 御差立、御町入口  
 御差立候事

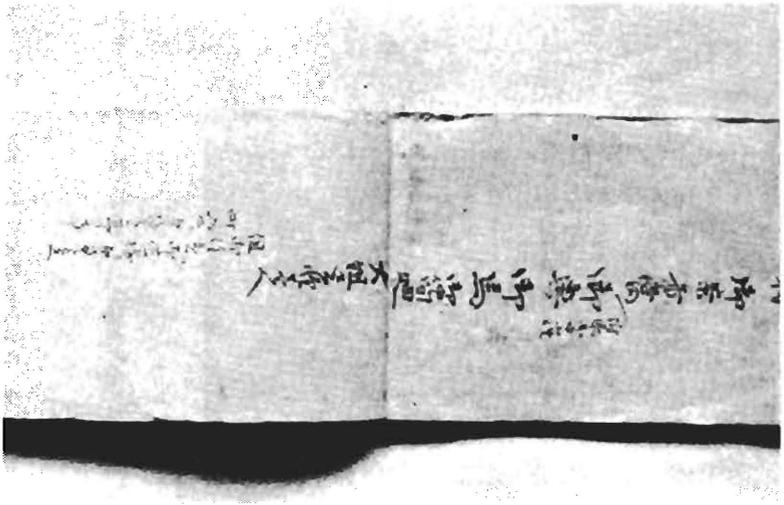


写真09 行列の最後の頁。

解説

1. 『微行秘書』が城内奥書院における「小姓組」の勤務内容を述べているのに対し、本資料『御鷹野勤書』は、藩主が城外に出て「御鷹狩」等行う時の「小姓組」の勤務内容を記している。  
勤務内容は多岐に渡り、氣の配り様は格別である。
2. 本資料の著者「老楓軒」の実名は不詳。「浅利金五郎均廣」とも思われるが、これを特定するにたる資料に未だ接していない。

八、小笠原流諸礼(躰)

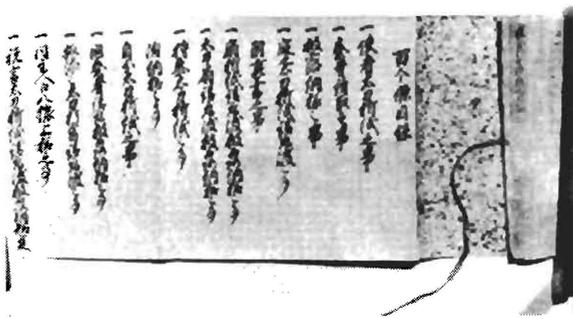
1、「躰方百ヶ條許之目録」

卷子本

百ヶ條目録

写真②

- 一、使者太刀折紙之事
- 一、俵者請取之事
- 一、披露納様之事
- 一、庭之太刀折紙請取渡之事



写真② 『躰方百ヶ條許之目録』『百ヶ條目録』の書き出しの部分。

附 裏書之事

- 一、扇折紙請取渡披露納様之事
- 一、太刀扇請取渡披露納様之事
- 一、持参太刀折紙之事

附 納様之事

- 一、自分太刀折紙之事
- 一、同羹者請取披露納様之事
- 一、拵添之太刀折紙請取渡之事
- 一、同主人江八振上様之事

- 一、祝言太刀折紙請取渡披露納様之夏
- 一、誕生太刀折紙請取渡披露納様之夏
- 一、元服太刀折紙請取渡披露納様之夏
- 一、移徒太刀折紙請取渡披露納様之夏
- 一、太刀折紙書狀請取渡披露納様之事
- 一、別儀太刀折紙請取渡披露納様之夏
- 一、父子之太刀折紙振様之夏

附 納様之事

- 一、神主太刀折紙請取渡之事

一、猿楽太刀折紙請取渡之事

- 一、風吹太刀折紙之事
- 一、中半太刀請取渡披露納様之事
- 一、打刀請取渡披露納様之事
- 一、大太刀請取渡披露之事
- 一、太刀鳥目請取渡披露納様之事
- 一、同持参之事

附 納様之事

- 一、鳥目斗請取渡披露納様之事
- 一、同年始家督御礼之事
- 一、同祝言曳并腰脚之事
- 一、香錢請取渡披露納様之夏
- 一、太刀拾請取渡披露納様之夏
- 一、拾斗請取渡披露納様之夏
- 一、太刀轡請取渡披露納様之夏
- 一、轡斗請取渡披露納様之夏
- 一、同積様之事

附 請取渡披露納様之事

- 一、太刀鞍請取渡披露納様之夏
- 一、塗鞍寸鞍請取渡披露納様之夏
- 一、仕懸鞍請取渡披露納様之夏
- 一、乱鞍積様之事
- 附 請取渡披露納様之夏
  - 一、鞍鍔請取渡披露納様之事
  - 一、太刀鍔請取渡披露納様之夏
  - 一、金鍔木鍔請取渡披露納様之夏
  - 一、太刀弓卷物請取渡披露納様之夏
  - 一、太刀弓請取渡披露納様之夏
  - 一、書状弓添請取渡披露納様之夏
  - 一、弓斗請取渡披露納様之夏
  - 一、張弓請取渡披露納様之夏
  - 一、弓矢主人江進事
  - 一、同馬上江進事
  - 一、同平人江進事
  - 一、弓鞞請取渡披露納様之事(うつつば)
  - 一、矢斗請取渡披露之夏
- 一、鞞臺(えびら)ニ積出事
- 一、鯨鷲羽請取渡披露納様之夏
- 一、鉄炮請取渡披露納様之夏
- 一、太刀折紙ニ小袖廣蓋積請取渡披露納様之夏
- 一、太刀折紙ニ小袖臺ニ積出事
- 一、廣蓋小袖積請取渡披露納様之事
- 一、小袖廣蓋積出様之事
- 一、真廣蓋之事
- 一、勝符(あかし)太刀之事
- 一、太刀折紙軍陣ニ而請取渡披露納様之夏
- 一、太刀折紙帛陣之時請取渡披露納様之夏
- 一、太刀折紙鷹師江出事
- 一、太刀折紙具足請取渡披露納様之夏
- 一、鎧拝領之事
- 一、甲冑請取渡披露納様之事
- 一、當具足請取渡之夏
- 一、太刀刀請取渡披露納様之夏
- 一、刀請取渡披露納様之夏

一、脇指請取渡披露納様之夏

一、刀脇差請取渡披露納様之夏

一、同使者江出時之事

附 丈者頂戴納退様之事

一、脇差拝領之夏

一、刀拝領之事

一、刀脇差引出物之事

一、御持刀之夏

一、御客刀之事

一、御刀脇差指上様之事

一、太刀折紙敷出時之事

一、同請取渡披露納様之事

一、太刀折紙樽看出様之事

一、同請取渡披露納様之夏

一、長刀請取渡披露納様之夏

一、同中間ニ渡事

一、同力者ニ渡事

一、手鎧請取渡披露納様之夏

一、同進上之夏

一、鞭請取渡披露納様之夏

一、同馬上江進夏

一、鳥請取渡之事

附 別当之夏

一、同拝領之事

一、鷹請取渡披露納様之事

一、同女中江渡次第之事

一、鷹之鳥受取渡披露納様之事

一、鶺鴒雀請取渡披露納様之夏

一、雁白鳥請取渡披露納様之夏

一、同臺積様之夏

一、鶯籠受取渡披露納様之夏

一、兎請取渡披露納様之事

一、同臺仁積様之事

一、青襖袴受取渡披露納様之事

一、緞子金襴臺仁積様之事

附 請取渡披露納様之事

一、扇唐糸請取渡披露納様之事

一、臺ニ一束一本請取渡之事

一、麻苧積様之事

附 受取渡披露之事

一、臺ニ綿積出様之事

一、卷数例式請取渡披露納様之事

一、出家江扇子折紙之事

一、臺虎豹革之事

一、魚積様之事

一、歌書箱受取渡披露納様之事

一、短冊箱受取渡披露納様之事

一、物之本請取渡披露納様之事

一、繪讀受取渡披露納様之事

一、三幅一對受取渡披露納様之事

一、草花受取渡披露納様之事

一、笛尺八受取渡披露納様之事

一、貝桶受取渡披露納様之事

一、輿乗物江刀進事

右百ヶ條之次第唯記

惣名而已 一生萬々歸一之

意也 然躰方外專五常而

和人之貴賤 内備陰陽

而瞭物之根元 聊無怠慢

勵修鍊可有工夫者也

右之趣被遂稽古依御執心

不淺相傳之印冊卷物令

授与早 向後望之仁於

有之者指南可有之者也

仍許如件

小笠原大膳太夫

長時

同 右近太夫

貞慶

小池 甚之丞

貞成



## 2、横山嘉右衛門武基(たけもと)。通称嘉右衛門。弘前藩諸礼師範。宝永七年(一七一〇)正月二日没。九六歳。

弘前藩に採用になったのは第四代藩主津軽信政のときで、これは信政の弟、津軽大蔵為貞の推挙と云われる。嘉右衛門は諸礼師範ではあるが、家士として「馬廻組」に所属していた。「貞享二年(一六八五)二月調御家中分限帳」(津軽藩史料 津軽史 第八巻) (一七七八)には「御馬廻六番組」に、「元禄八年(一六九五)御家中分限帳覚」(津軽史 第八巻 九七頁)にも「百俵・御馬廻組」に「横山嘉右衛門」とその名が出ている。

『津軽藩旧記伝類』(青森県文化財保護協会編 四二)によれば「門弟子七百有余人、諸士大小となく競ふて門に入り、東奥の国、是より士風大いに改まる。武基、君寵不浅、以下略」とあり、諸礼師範としての活躍ぶりを伺うことができる。

ただし右の書に「信政公御代、延宝七年(一六七九)被レ召出、貞享三年(一六八六)御国へ引越被仰付、夫より代々諸礼師範せりと云。一古老遺譚」とあるが、延宝七年(一六七九)、貞享三年(一六八六)の時期については疑問がある。なぜなら、横山嘉右衛門武基は、その以前の延宝三年(一六七五)四月に、すでに小笠原流諸礼の許状を弘前藩家士・浅利伊兵衛に授与しているからである。

また、嘉右衛門武基の妻は可児才蔵の息女で賢にして勇あり、嘉右衛門が弘前に引越しのとき陸路であったが、妻は船で多数の武具、馬具など数十棹の長持に入れて輸送したという。さらに諸礼、武道にも達し、殊に筆跡が美事であったといわれている。(津軽藩旧記 四二)

## 2、「書礼之巻」

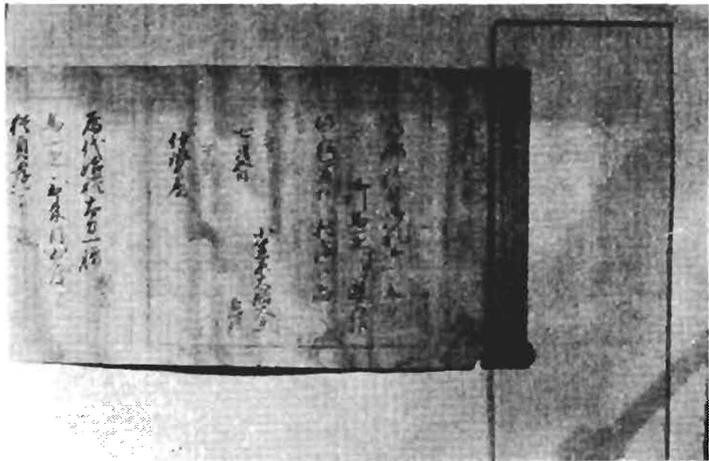
卷子本

### 書礼之巻

写真部

①

為御代替御礼御太刀  
一腰長光御馬一疋河原毛進上仕候  
此之趣宜預御披露候 恐々  
謹言  
三寸  
七月五日  
小笠原大膳太夫  
長時判  
三寸五歩  
伊勢守殿



写真② 『書札之巻』書き出しの部分。

②

為代始禮太刀一腰<sup>盛光</sup>  
馬一疋至來目出度候  
猶貞孝可申也

八月十日

御判

小笠原大膳太夫殿へ

③

雖未申通令啓上候 抑為  
御代替御礼御太刀一腰御馬  
一疋進上仕候 可然様御披露頼  
存候 恐々謹言

七月五日 大膳太夫長時判

謹上 伊勢守殿

④

其後者不能拝顔背本意  
存候 御障之時分者些光臨所  
仰候 諸事面々時可申述候  
恐々謹言

大膳大夫  
判

九月日

武田左兵衛殿  
御宿所

⑤

一書致啓上候 抑  
公方様御機嫌能被成御座  
大慶奉存候 御次而之時分  
可然様所仰候 恐惶謹言

武田大膳大夫  
判

霜月日

細川右馬頭殿

⑥

筆墨令拜見候 抑  
 公方様御機嫌能被成御座  
 付而我等所迄御状之悦之至  
 候間  
 此等之趣致披露候 猶斯後  
 音之時候 恐々謹言  
 細川右馬頭  
 霜月日 判  
 武田大膳太夫殿

⑦

進上  
 御太刀 行平 一 腰  
 御馬 川原毛 一 疋  
 以上  
 武田大膳太夫  
 信元

是ハ公方様へ諸家ヨリ調様也

是ハ三職の調様なり

		御太刀	一腰
	御馬	一疋	
以上			
	武田大膳太夫		
	信元		

⑧

是ハ四職への認様也

		御太刀	一腰
	御馬	一疋	
以上			

⑨

是ハ同輩への認様也

	馬	御太刀
以上	一疋	一腰

⑩

	馬	太刀
以上	一疋	一腰

⑪

小笠原大膳太夫

写真②

長時

同 右近太夫

貞慶

小池 基之丞

貞成

岩間 七兵衛尉

玄之

廣瀬三左衛門尉

吉孝

三好五郎左衛門尉

貞成

右此一巻當家別而為秘

事之間 夢々龜相他見他

言有間敷者也

横山嘉右衛門尉

延寶三乙卯

(一六七五)



写真② 『書札之巻』奥書きの部分。

四月吉日 武基 朱印・花押

浅利伊兵衛殿

解説

- 1、「書札之巻」は、書状の形式や文言などに関する礼式を表わした一巻である。本資料の①、②、③は、『続群書類従・第二十四輯下・武家部』(『続保』一編、四九六頁、平文社、一九七九、三版)の「書簡故實」に出ている。
- 2、①の「三寸」とあるのは、文言と月日との間隔のこと、「三寸五分」(右の書では「二寸余」とある)は月日とあて名の間隔のことである。

3、武具之巻

卷子本

先の部分が切れて不明。題名・武具之巻は仮称である。

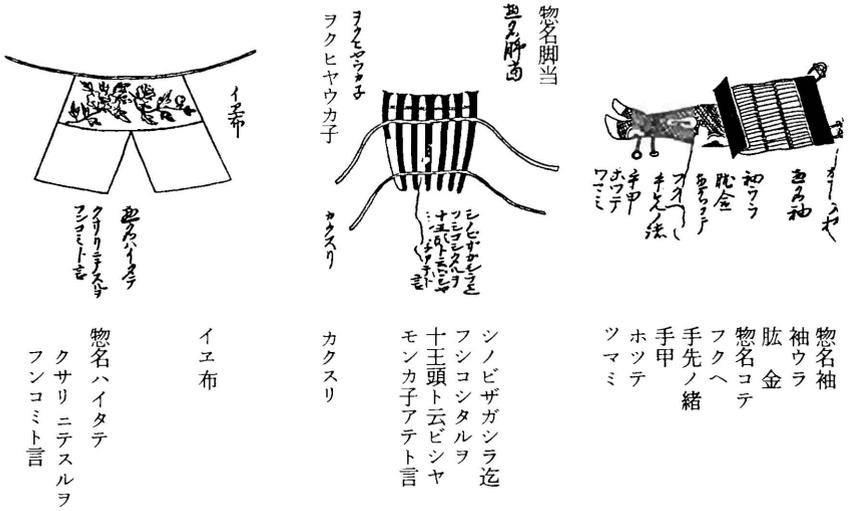


写真23

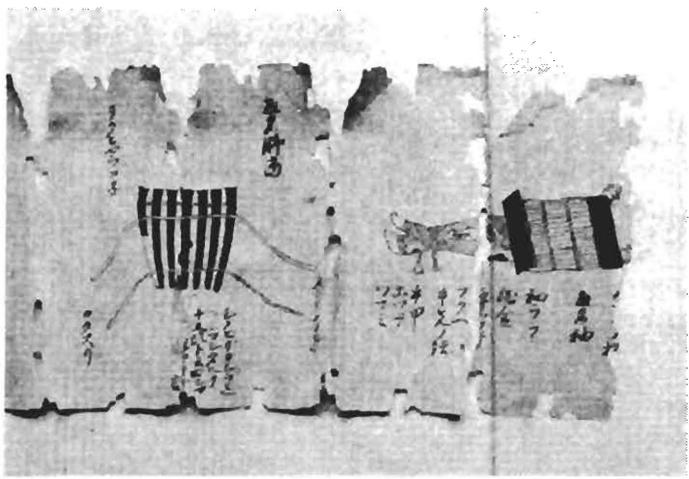


写真23 『武具之巻(仮称)』の最初の部分。先が切れている。



鍬  
形



喉  
輪



脇  
引



甲  
立  
口  
傳  
有



天  
付



半  
月

夫鎧者武士ノ尋常ノ上者軍門之

寶器。何夏敷如之。依是源平兩將治

天下ヲ給ニ、重代ノ鎧第一ノ為寶。所謂平

家ニ者唐革ト言鎧傳。唐革ト言

者虎皮自天降下ヲ取高見シ給イ、始

テ平ノ性ヲ給ル時百日護摩ノ壇ニテ如

持祈所之鎧也。

讚岐國壇ノ浦ニ而海ニ入ナリ。源家重代月

数、日数、八龍、薄金、澤瀉シヤ、源太産衣、楯

無、膝丸八両也。月数者十二枚ニテ威ス。日数ハ

三拾枚ニテ威。八龍ハ表八太龍王、四方ニハ龍

ヲ金物ニ付タリ。薄金ハ紙ノ薄ニ鍛シテ

威。源太産衣者藤ノ花ヲ両ノ袖ニ付、正

八幡大菩薩天照大神ト胸板ニ打付タリ。

楯無者胴丸ニテ、何程ノ精兵ニテモ不通、

膝丸ハ牛千疋ノ膝ノ革ニテ威鎧ナリ。

牛ノ精ヤ入ケン、不思儀ノ靈物也。右ノ鎧共

保元平治ノ乱ニ所々ニ脱捨ルヌキヲ、薄金ハ



写真24 鎧について説明の部分(1)

平賀四郎是ヲ取テ信濃ニ下テ、其後

上野入道上西ニ傳之、新田殿嫡々ニ傳。楯

無ハ義朝ノ御供申シ、伊澤四郎信景是

取。是甲州江下ル武田代々ノ為家宝。源

太産衣ハ陸奥新判官取之家嫡ニ傳

タリ。頼朝ノ御時ハ若ヤ被召ト惜名ヲ、御

袖ト替秘蔵シケリ。是則足利尊氏

之家嫡ニ為傳名物也。然則ハ武士ノ上

昔奮鎧ニ齊而已。古今威所ノ鎧之

名、依其数多ニ若誤而言モ亦無氣也。

故ニ是ニ記者也。

具足威様之事

一、火威 (辨) 朱具足ニ紅ノ糸也。

一、卯花威 銀具足ニ白糸。

但、金具之時ハ卯ノ花ヲ黄

ニ返シタルト言。

一、小櫻威 肩二段白、中二段薄紅。



写真05 鎧について説明の部分(2)

花裳二段縮ノ糸也。但、是ヲモ小櫻ヲ黄ニ返シタルト云也。金具足ニ白キ赤キノ変ル糸ニテモ威ナリ。

一、（シメツカ） 裙繩目威

金啄木ノ糸也。

一、黒火威

黒具足ニ紅ノ糸也。

一、黒糸威

金具ニ黒糸也。

一、黒革威

黒具足ニ黒糸也。

亦、濃淺黄ノ糸ニテモ威ナリ。

一、（おおあつちの） 大荒目胴丸縫延也。

一、赤革威

朱具足ニ縮ノ糸也。

一、桶革

打延ナリ。

一、仏之胴

精飴色ニ釘緘也。

一、胸目緘

革ニテ緘ヲ変緘同前。

一、絞革包

革ニテ包ナリ。

一、洗革威

大荒目精飴色ニ薄淺黄色ナリ。

一、染革威

色有ル添ナリ。

一、肩白威

肩二段白裳紅糸也。

一、刺鳥威

黒具足ニ淺黄色也。

一、山吹威  
一、（シメツカ） 縮黄威  
（モヨキ）

黒具足ニ黄ノ糸也。  
黒具足ニ縮ノ糸也。

一、押革威  
一、（きせなが） 着長

亦、肩二段白裳縮ノ糸ニテ威ナリ。  
橙色（シメツカ）ニ少シ赤モ有也。  
金具ニ紫ノ糸也。

一、唐錦威

亦、大將ノ召具足ノ惣名ヲ著長トモ言也。

一、腹巻トハ

錦免革ニテ威。亦、（黄金） コカ子具トモ言時ハ金具ニ紅ノ色也。

一、鎧ト言ハ

脇ニテ合スルナリ。

一、小具ト言ハ

常ノ具足ヨリ少大ニ威也。大將ノ古具足ニ後ニ総角有。惣而大袖総角ヲ付ル也。

一、裳濃ハ

縫重毛引也。

一、四方白ハ

腰三段ケサンノ曳也。

一、八方白ハ

銀ノ筋甲ナリ。

一、大星トハ

金ノ筋胃也。

一、（まはら） 星ノマハラニ有也。

一、日根鍔(しころ) 日根ケサン小形ニテ吉也。

一、毘沙門小手ハ袖ナシノ惣篠也。

一、ヲダ小手ハ袖ナシノ惣鎖ナリ。

一、板脇楯越中ハ惣鎖也。

一、十五臈當ハ膝ノ上迄掛ルヲ言也。

一、ケサンノ下一通ヲ毛ヲ植スヘシ。或ハ革ニテヤ包。

ケサンノ裏ヲモ革ニテ包ヘシ。忍ノ時不鳴シテヨシ

トス。

腰付ノ糸長短ハ人ニ寄ヘシ。ケサンニ名有ナリ。

具足ニ付六具之次第

一、鉢巻一ハダ後ニテ結ウツタレ有、五尺式寸。

一、忍緒ニツ割小栗付ヨシ。

一、縹湿、右ノ半分ヲ付結テ手一束宛。

一、上帯一ハダ二重前ニテ結、手一束ツム。

一、腰當三ツ割ニツ分亦打緒モ。

一、ヒカヘノ緒、右ノ一ツヲ指物竿ニ付ル。(いすれもさうすあし) 右何茂瀑吉。

拵様口傳ナリ。

一、大将之六具。第一鍔、二甲、三太刀、四策、五团扇、六决拾。

一、軍奉行之六具。第一武羅、二籠、三弓、四鞭、五团扇、六决拾。

一、歩立ノ六具。第一扇、二尻籠、三弓、四指掛、五鉢巻、六小旗。

右之旨ヲ以可有分別ナリ。

小笠原大膳大夫

長時

同 右近太夫

貞慶

小池 甚之丞

貞成

岩間 七兵衛尉

玄之

廣瀬三左衛門尉

吉孝

三好五郎左衛門尉

貞成

右此一巻當家別而為秘

事之間夢々麁相他見

他言有間敷者也

横山嘉右衛門尉

延寶三乙卯  
(一六七五)

四月吉日

武基朱印・花押

浅利伊兵衛殿

### 解説

1、鎧にはそれぞれ固有の名称と由緒があつたようである。かつて新井白石は『本朝軍器考』(新訂版要書・第三十五回 所収、一〇三頁・古川増補版要書・第三十五回 弘文館、一九五四)で次のように述べている。

「藤原秀郷ノ室丸、平石。源義家朝臣ノ月数、日数、源太ガ産衣、八龍、澤瀉、薄鐵、楯無、膝丸。平貞或ノ唐皮。源三位頼政ノ産衣。木曾殿ノ薄鐵、原義貞朝臣ノ薄鐵。足利殿ノ小袖ナド、皆々フルキ物語ドモニ見エシ所也」(かわ)

また『日本武器概説』(木本雅雄著、一〇一頁。社会思想社、一九七〇)は「源太産衣、薄金、楯無、膝丸、八龍、澤瀉、月数、日数」は「源家八領」と称し、名甲と云われている。なお「源太」は「源義家」の「童名」、「八両」は「八領」の意であるとしている。

2、本資料の「前文」では、右の「八両(領)の製作上の特徴を簡潔に表現している。

4、「表威掟之書」

卷子本

表威之掟之書

写真26

一、綱目式百ヶ條卷冊并

纂目相傳稽古驚

矚目無懈怠勵修練

追日碎間断依御執心

毛頭不殘秘密之傳

此度相添進覽之聊以

掟之通至御子孫迄以

秘事御嗜可有之

者也 仍矚目如件

元禄五曆 (一六九二)

横山嘉右衛門尉

申ノ

十二月吉祥日 武基朱印・花押

写真26

浅利伊兵衛殿

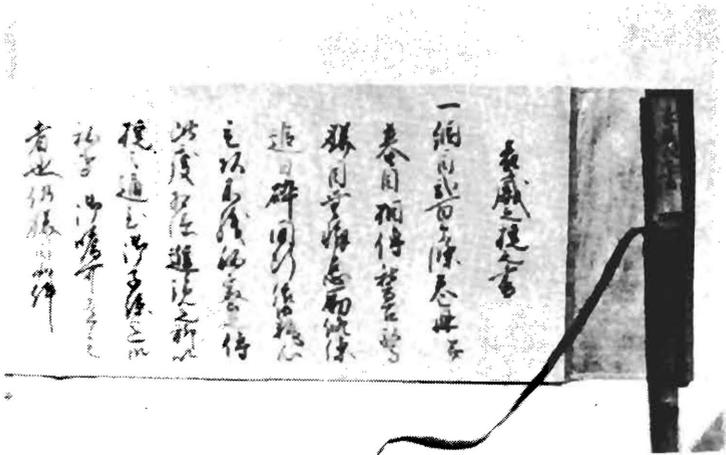


写真26 『表威掟之書』の全文。

解説

1、本資料は容儀の尊厳を表わすための「掟」の修練を積んだことを証する一巻と思われる。「當田流太刀」の免許状の一巻ともなっている。

2、「銃目」は『銃方百ヶ條許之目録』に、「墓目」は『誕生墓目之次第』に関係すると思われる。

5、「誕生墓目之巻」

卷子本

誕生墓目之次第

写真印

一、可射時之事。何時成共生れ次第に則射るなり。二男ノ子にも三度宛一日に三度可射。女子にハ三度宛一日に二度可射。いづれも矢ハはや片手にて射るなり。一度射而ハ肱ヲ入而酒ヲ可積。本式には七日可射。略義にハ三日も可射。只三度も射る也。但、女子にハ本式三日射る也。略義には一日も可射なり。

一、塚土(あちち)乃遠さの事。七杖なり。あつち(あつち)にハあつ(厚)疊を可立也。疊乃へりハ白へりなり。新敷(あたため)さゝせしなり。口傳。



写真印 『誕生墓目之巻』の「誕生墓目之次第」書き出しの部分

一、的にへたとう紙を立る也。但シたとうかミの切目を

前ノ下へして立る也。すへ廣かりの扇子を五間ひらき、骨の間をはさみて立るなり。竹串にて扇子のはねを畳

へつき付る様に可立なり。立様いづれも口傳有。

一、射手ハ一人なり。出立ハ青袴(いさだち)多(た)ほしを着するなり。

弓ハ塗弓なり。口傳。

一、弓立前ニハ新數(一)コモノ三枚數也。堅に巻枚、前に巻

枚、後に巻枚數なり。中ノコモにて射るなり。後ノコ

モノハ瓶子一具、銚子、提子ヲ置くなり。三つ盃看ハ

置く所図のことくなり。看ハ熨斗、昆布、かち栗なり。

一、酒飲み様之事。一度射而肱ヲ入テ酒ヲ飲むなり。酌

取ハ後ノコモノ酒ヲ取而前ノコモにて酒をすゝむる也。

盃ニハ土器三つ重て据る也。酒ハ射手斗吞と可心得。

飲み様ハ、先づ上ノ盃ニ而加テ二度吞なり。さて看ヲ

取、一度加テ合三度吞也。又一度射而次ノ盃ニ而如前

吞也。其ノ次に三つ目之盃ニ而如前吞。以上三つの盃

にて三々九度の心得に吞也。

一、射る時ハ的ヲ射ル。中ハ(射)イヌやうに少し前角ヲ射る

也。能々可心得なり。

一、たとうかミハ七つに折る也。折り様ハ外に口傳有。

一、本式にハ射手も矢取も拵(介)添も二親持候人よし。酌取

ハ尚以て其の心得肝要なり。

一、射アケテ射手ノ方へ小袖一重引出物有。廣蓋ニ入出

ス。請取テ戴キ、さて肩に打懸(やかて)け、頓(ひろふた)而拵添に持せへ

し。いづれも条々品口傳有。

一、何方ニ而候共、方角ハ産屋ヲイタキテ射る也。努々

産屋ヲ背テ射る事なし。

一、誕生藝目ヲ射る一手矢之次第。先つしん(神頭)とうハ(つ)鶴の

本白也。かりまたハ真羽にてはくなり。

一、弓立可射前に目の通ニ弓を横タエテ持候ヲ的わりと

いふ也。同又放テ鳥打ヲ打当るナリ。打当て候拍子、

鑑りといふほととの拍子ナリ。是ヲ弓タフシといふなり。

ヒやうハツ一度射テハ引渡し出ルなり。次にうらミ出

ル。三番目にハワタ入出ルなり。口傳。

一、屋うの看ニテ三度宛飲候へハ、以上三々九度なり。

酌取様、加(か)やう常のことし。有口傳。

前

此コモニテ  
酒ヲ吞

此コモニテ  
ツクハイ  
ヒホヲ  
トクナリ  
傳有

瓶子  
提子  
瓶子  
銚子

後

的場之次第

設置也



出間七枚也 但三枚五枚リキ

引渡御方  
三盃三方  
銚子酌取  
提子酌取  
拵添  
矢取

扇子スエヒロカリ  
タルヘシ 但三間  
モヒラクヘシ

右此一巻當家別而為秘事  
之間 聊龜相他見他言有  
間敷者也 依之幕目之大事  
進献之傳達之証 教年之ケ條  
巻物雖為同事 就中射

小笠原大膳大夫

長時

同 右近大夫

貞慶

小池 基之丞

貞成

岩間 七兵衛

玄之

廣瀬 三左衛門

為次

板坂 藤庵

廣政

禮之方指南不殘傳授了者也

元禄五(一六九二)王申曆

横山嘉右衛門尉

十二月吉祥日

武基朱印・花押

浅利伊兵衛殿

注(1) はや片手。甲矢片手のこと。一手(甲矢・乙矢の一組)でなく、一本の矢ということか。

(2) たとう紙。疊紙(たたまみかみ)の転。

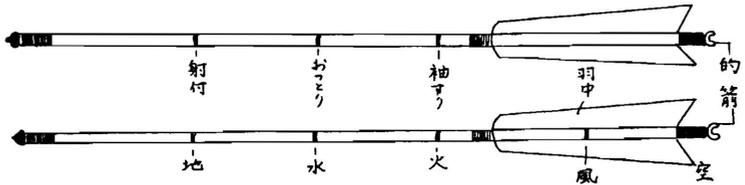
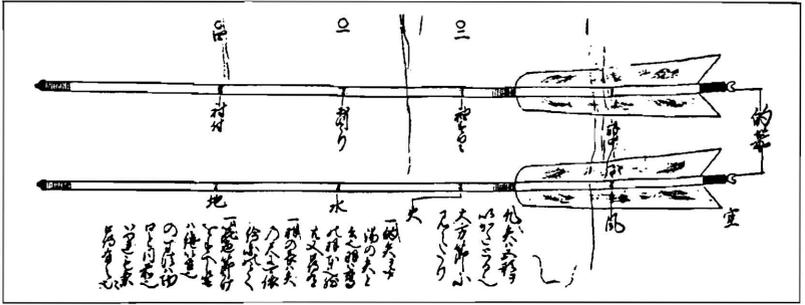
解説

1、「曇目」について。先の先端が紡錘形で、朴や桐で作り、中をくくって数個の穴をあけておく。射ると音をたてて飛ぶので降魔の射術として儀式化したものが「曇目之次第」である。病氣退散を祈って行う場合もある。

6、鞞箭之巻

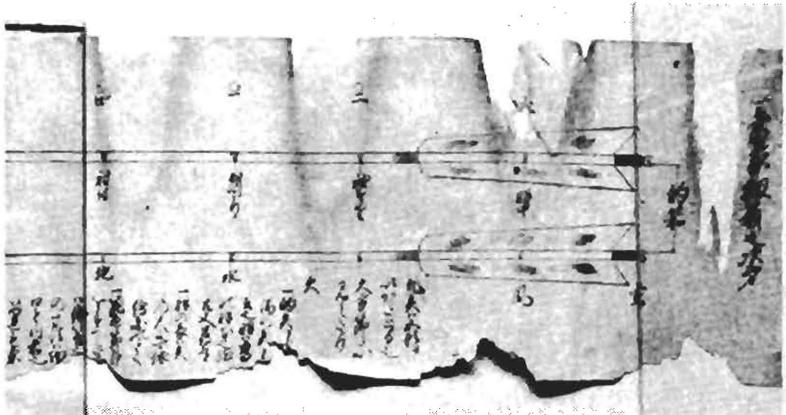
卷子本

○當家鞞箭之次第 (うつぼ・や) 写真28



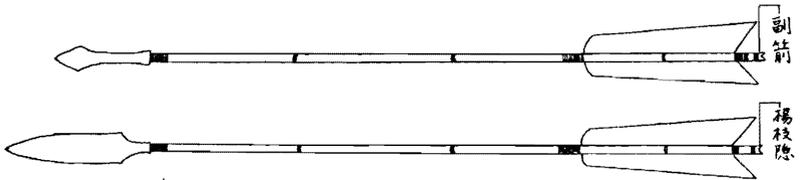
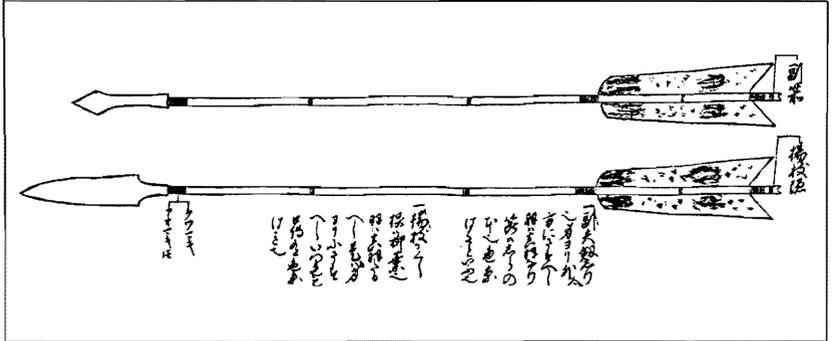
一、的矢ヲ□  
 陽の矢と云也。羽ハ鷹の羽本也。然共又口傳有羽の長ハ矢の尺に可然繪の図のことく。篋色節かけをすへし。箭ハ鎧筈也。口傳有之也。

凡矢ハ五形ヲ以かたとる也大方節に見えたり。



写真② 『鞍箭之巻(仮称)』の「當家鞍箭之次第」の書き出し。





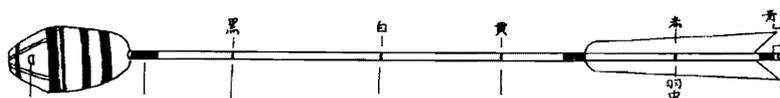
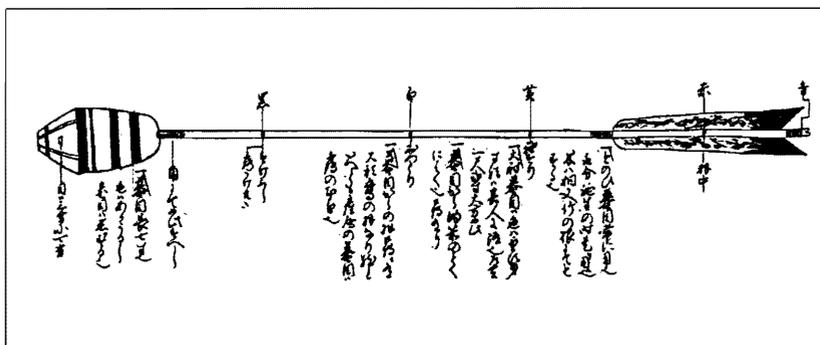
アサマキトモ

一、副矢の根は、身ヨリ外ノ方ニさすヘシ。羽ハ真羽ナリ。寛ハしらノ本也。色糸はきといふ也。

一、楊枝は、根ハ柳葉也。羽ハ真羽タルヘシ。是ハ身ヨリにさす口傳有。色糸はき也。







- 一、とのひ墓目常に用也。取分誕生の時是ヲ用ル也。木ハ桐又竹の根にてもする也。
- 袖すり  
一、犬射墓目ハ色ハ望次第。寸法ハ其人に随也。乍去一尺式寸大方如此。
- おつとり  
一、墓目からの羽、口傳ニ有。大形鷹の羽なり。然といへとも産屋の墓目ハ露の本白也。
- 「すけふし 露うけ共」  
角にて如此すへし。
- 一、墓目長七寸也。色ハあかうし。卷目ハ黒クする也。目ハ三方に可有。

小笠原大膳太夫

長時

同 右近太夫

貞慶

小池 甚之丞

貞成

岩間 七兵衛尉

玄之

廣瀬三左衛門尉

吉孝

三好五郎左衛門尉

貞成

右一軸雖為秘事種々御執心

候之条令傳授者也 夢々鹿相

勿論他見他言堅有間敷者也

仍而進覽之

(一七〇五)

寶永二乙酉

横山嘉右衛門尉

八月吉祥日

武基 朱印・花押

浅利伊兵衛殿

解説

1、本資料は図を示しての説明文があるが、それ以外の文言はない。

7、首実検之巻

卷子本

一、首<sup>写真⑨</sup>ヲ捕、馬に付事。鞍之前輪ニ付ル也。

式つ之時ハ両方に付也。

一、同札ヲ付る事。平侍之時ハ右之コヒンに付也。又ハ本取ニ付ヘシ。付様ハ、フクサカウヨリニテモ結目ヲ両方ナカラ結テ切ヘシ。

一、同札據様之事。櫻ヲマサメニシテ付ルナリ。

賞翫之人ヲハ板目ニスルナリ。札ノ長サ四寸ナリ。札ニ穴ヲ明用、亦キサミテモ紙ヨリニテモ左之モトリニ付ルナリ。是ハ賞翫

之人之像也。口傳。

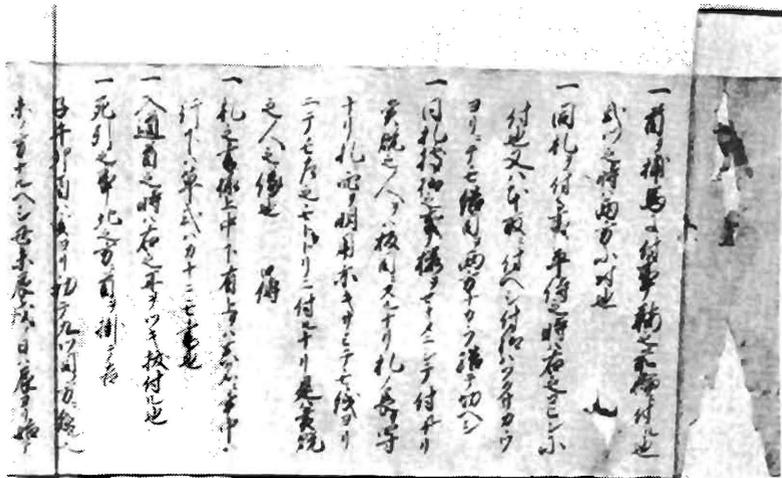
一、札之書様上中下有。上ヲハ真名ニ書、中ハ行、下ハ草、式ハカナニモ書也。

一、入道首之時ハ、右之耳ヲツキ抜付ル也。

一、死引之事。北之方ニ首ヲ掛テ吉。

子午知酉ハ亥ヨリ初テ九ツ目ノ方ニ懸ル也。

未の方ナルヘシ。丑未辰戌ノ日ハ辰ヨリ始テ



写真⑨ 『首実検之巻(仮称)』の書き出しの部分。ただし、先は切れている。

九ツ目ノ方ニ掛ル。子の方ナルヘシ。寅甲巳亥ノ日、巳方ヨリ初テ九ツ目、丑ナルヘシ。

一、友引之大事。北之方ニ懸テ吉。甲乙ナレハ東、  
ヒソエヒソト、ツチノエツチノト、カノエカノト  
丙丁ハ南、戌巳ハ中天、庚辛ハ西、  
壬癸ハ北也。口傳。

巳上

貞成

右一軸雖為秘事種々御執心候

条令傳授者也 努々鹿相勿論他

見他見堅有間敷者也 仍而進覽之

寶永二乙酉 (二七〇五)

横山嘉右衛門尉

八月吉祥日

武基 朱印・花押

小笠原大膳太夫

長時

同 右近太夫

貞慶

小池 甚之丞

貞成

岩間 七兵衛尉

玄之

廣瀬三左衛門尉

吉孝

三好五郎左衛門尉

浅利伊兵衛殿

九、諸流剣術

1、「新影次源流目録」

卷子本

○新影次源流

写真30

一、當眼

一、調子

一、居霞

一、下ケ太刀

一、清眼

○右五表之段

一、切忍

一、合車

一、合難

一、合霞

一、清眼請身

○右五中之段

一、違留

一、打落シ

一、志る劔万

一、橋端

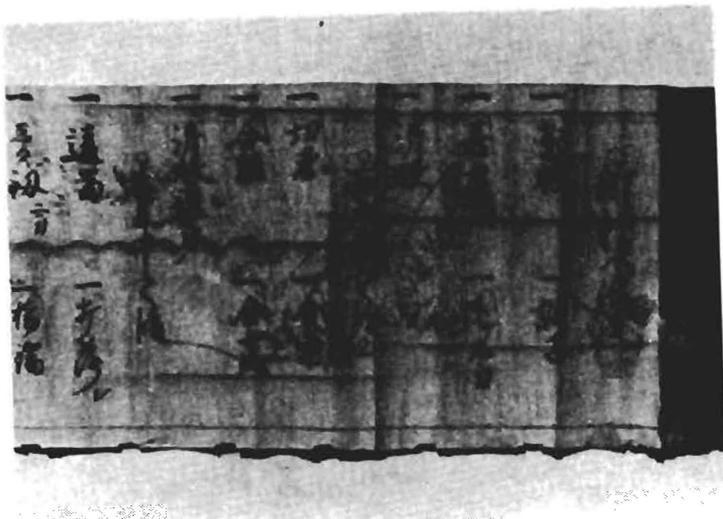


写真30 『新影次源流目録』の書き出しの部分。

○右貳刀之段

一、ひつみきり 一、つけ入

一、七様 一、向詰

一、劔ノ裏返シ

○右五小太刀之段

一、ひつみの替り 一、つけ入替り

一、七様の替り 一、向詰替り

○右四影之段

右之條々雖為秘書

依御執心深ニ令指南者

也 仍目錄如件

寛文拾三年 (二六七三)

川村次右衛門尉

勝平 朱印・花押

十月十一日

浅利瀬兵衛殿

注  
(1)

本資料の撮影中、たまたま卷子の軸が二つにはなれた。その軸の内側に「佛」の字が書かれていた。(写真31)  
この一字は、修行者の真摯な姿勢を示すものと思われる。

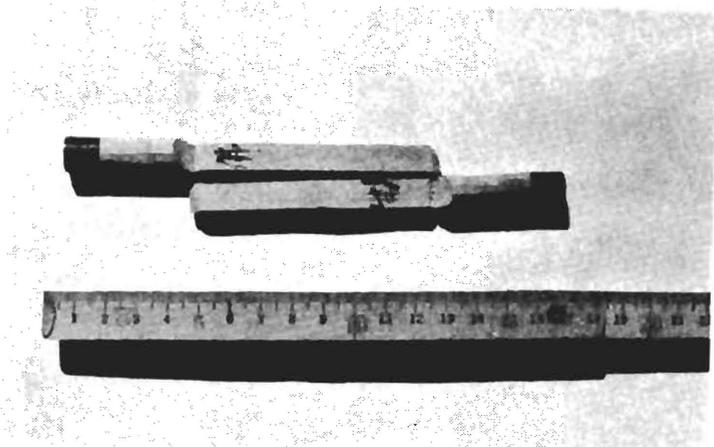


写真31 『新影次源流目録』の卷子の軸に書かれていた「佛」の一字。

2、「新影次源流許状」

卷子本

○新影次源流 写真影

△太刀序

○一、夫劔術ハ手足の動類拍子乃前後を以勝負の善悪有。(うごきのたぐひ)

依玄眼ハ敵拳に有て不可動。心は則我に有て不可放。不進不退而其可勝に勝。是を習者ハ日をかへ(数)

月を重て暫も間断なく、春の夜の闇をわすれ、夏の日の暑を不痛、秋の月に身をさらし、冬の朝の

寒に不恐、切磋琢磨せは、その功果て無類いたらん。然而後劔を取、敵にむかひ、豈是をふむこと

をかたしとせんや。(地獄)

○一、動かさず太刀の下にそちこくなれ、すくめしりそ(疎)  
け弥陀の浄土へ。(退)

○一、動へしうこかさるへしをそくとく、こふしに眼つ(疾)  
けてはなすな。(拳)

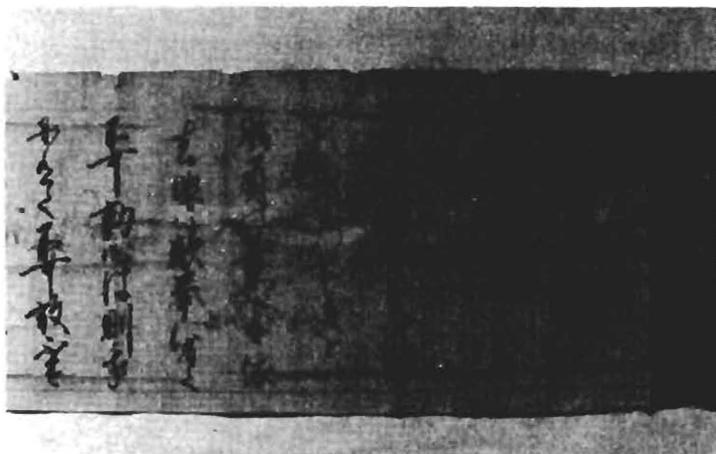


写真2 『新影次源流許状』の書き出しの部分。

一、左右陰位

二、心

一、心

一、行

一、行

○右五本 印之大事

口傳おほし

○右依御執心深先師之段

不浅令相傳早 自今以後

親子兄弟成共堅可慎者也

若又御執心之方も御座候は

以起請文是を可令傳者也

仍許状如件

延寶貳年  
(一六七四)

橘

内膳正

写真景

家久

青柳久馬之介

高久

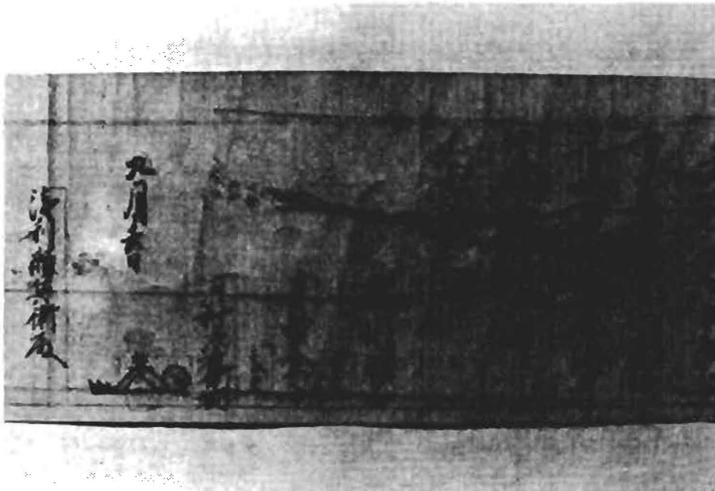


写真33 『新影次源流許状』の奥書きの部分。

九月吉日

河村次右衛門尉

勝平 朱印・花押

写真家註

浅利瀬兵衛殿

解説

1、新影次源流。この流儀は、柳生但馬守宗矩の弟子立花民部少輔直次（本資料では橋内膳家久としている）が新影次源流を創立。これを徳川旗本青柳久馬之介高久に伝え、さらに河村次右衛門勝平が継承し、この河村次右衛門が津軽に下って本流儀を広めたといわれている。従って弘前藩における新影次源流の祖は河村次右衛門勝平ということになる。

（奥州土物誌巻四二「新編青森県史」所収、既出  
五〇七、五〇八頁、武芸流儀大系典、既出三二二頁各参照）

2、浅利瀬兵衛。河村次右衛門勝平より新影次源流の「許状」を授与された弟子は、斉藤孫助、白取佐太郎等数人に及ぶと思われる。斉藤孫助の系統が弘前藩になく継続するが、授与された時期からみると斉藤孫助の元禄一三年（一七〇〇）より浅利瀬兵衛の方がはるかにはやい。ただし浅利瀬兵衛は弟子をとらなかつたようで、寺山家にある同人に関する資料は新影次源流の二点のみである。

浅利瀬兵衛は浅利家にとってゆかりの深い人物と思われるが、係累については不詳である。浅利家第六代浅利伊兵衛均禄は、寛文一〇年（一六七〇）父・五郎左衛門の病死によって、同年（一六七〇）八月に家督を相続している。そして弘前藩にとって秀れた武芸者と云われた浅利伊兵衛が、「当田流太刀」の「印可之巻」を当田半兵衛吉正より受けたのが延宝八年（一六八〇）九月一五日である。

この時期は、浅利瀬兵衛が「新影次源流」の「目録」を受けた寛文一三年（一六七三）、「許状」を受けた延宝二年（一六七四）より数年遅い。浅利伊兵衛が「当田流太刀」の「許状」を延宝三年（一六七五）に得てはいるが、武芸修行の年限から両者の年齢を推察すると、瀬兵衛の方が伊兵衛より年長ではないかと思う。このことは、次の「一貫流極意巻」（寛文八年一六六八）が「浅利瀬兵衛」とすれば尚更言い得ることである。

浅利伊兵衛のように寛文一〇年(二六七〇)家督を継ぐ立場でなく、しかも伊兵衛より年長である瀬兵衛は、伊兵衛の叔父にあたる五郎左衛門の弟ではないかと思われる。

3、「一貫流極意巻」

卷子本

一貫流極意巻 写真34

此一貫流儀<sup>(土)</sup>之<sup>(用)</sup>口法也

太刀五法

- 一、構<sup>備</sup> 一、下清眼
- 一、請 一、切落清眼
- 一、付入 一、敵之右
- 一、引身 三、左右後
- 一、打掛 二、未萌を打

陽中陰を打

右太刀之法 無他



写真34 『一貫流極意巻』の書き出しの部分。

右五ヶ条、一貫流初乃をしへより至る迄 口此五乃法にそむく事なし。案するに、うち物ぬき持ては自然に構の躰あらへる。きりかけ来れはうける。敵真にしてかたければ付入、敵剛にしてうては引身を用る。弱を見ては打かくる。やむるを得ざるなり。なんそ此外に妙有て可得勝利哉。故に一貫流太刀本法是なり。

太刀心形

- 一、虎術 三
- 一、破水 三
- 一、片浦波 三
- 右太刀数 九本也

劍術心法

- 一、以實應虛事
- 一、心静業早事
- 一、主心臣氣之事
- 一、高山氣之曲尺之事

夫太刀といふものも少手なれてより後は、先理をせんさくして能心に得て其理あきらかなれば、を乃つから術至。術いたり来れば、たとへ雨霰乃ことく切かくるといふとも、心騒くへからず。敵さたつほとわか心静になる。心静なれば太刀乃至極なり。至極といふはよく変に應するなり。変に應する乃本へ、右段々の功重りて心静に成ゆへなり。まことに一心静なれば、一つ乃心といへども萬方へ應し通る。一心万方へ能通し貫く時は、一貫流儀にいたる。一貫流に及ぶ時は妙にいたると云。妙に至れば負事すくなし。

夫劍術武士之要法須臾不可離者也。古云、伏至險於大順。又云、不利為寇利禦寇也。故為寇者所害於人禦者害人。此士之所以不可辨者也。近世所傳之劍術、或拘於執兵之儀形而不知踐履之実、或取辨此口而治乱安危謂不過斯術、或號魘魅之奇法結印誦咒誑惑人而欲取勝。是皆支流餘裔而鮮知實者矣。予憂之傳來師学而思思而学有年也。於是較量彼是唯擬禦寇之要而已。而作一書。坐作進退上

之者一也。故以一貫為流之名。嗚呼彼裔敢非誇於世、為汝也。謹受用而勿求干云爾。

寛文八曆十二月吉辰  
(一六六八)

浅利 □ 兵衛

## 注

- (1) さたつ。騒立つ。騒立つ略。さわぎたつの意。  
 (2) 寇。寇の俗字。われに当る相手。  
 (3) 儀形。もともとは模範、龜鑑の意。ここでは武芸の型、劍の型を意味していると思われる。「兵ヲ執ルノ儀形」は、太刀をとつての型のこと。  
 (4) 踐履ノ實。太刀をとつての実戦。  
 (5) 魘魅。山林の異氣より生ずる怪物。木の精、山の神のことであるが、魔術の意。  
 (6) 餘裔。末流。  
 (7) 較量。比較して推し量ること。  
 (8) 撮ル。とりあつめる。  
 (9) 云爾。しか云う。然云うの義。また云云、爾爾の省語で、何れも「如此、如此」の意である。  
 (10) 浅利口兵衛。大事な一字が虫害のため判読できない。しかし、本資料の年記寛文八年(一六六八)と「新影次源流」の資料の年記、寛文一三年(一六七三)と延宝二年(一六七四)から推して、この人物は「浅利瀬兵衛」ではないかと思われる。浅利伊兵衛(均縁)とも思われるが、寛文八年当時は、伊兵衛は家督相続前の若冠一三歳であるので無理のようである。

## 解説

1. 一貫流太刀について。『武芸流派大事典』(既出)に「一貫流を称する流儀は載っているが、何れも本資料の「一貫流」とは関係がない。

また、本資料には「一貫流」の伝系に関する記載がない。このことは、「一貫流」はむしろ「浅利瀬兵衛」が創立した流儀であることを示唆している。

2、後半の白文の部分を次の「4、一貫流奥書」を参考に読み下すことにする。

夫れ劔術は武士の要法、須臾も離るべからざるもの也。古に云わく、至險を伏すことは大順に於いてすと。また云わく、寇を為すに利あらず、寇を禦ぐに利ある也と。故に寇を為す者は人に害せられ、寇を禦ぐ者は人を害す。此れ士の辨えべからざる所以のもの也。

近世傳うる所の劔術は、或は兵を執るの儀形に拘わりて踐履の実を知らず、或は口に辨を取りて治乱安危は斯の術に過ぎずと謂う。或は魑魅の奇法と号し、印を結び咒を誦し、人を誑惑して勝つことを取らんと欲す。是れ皆支流余裔にして実を知ること鮮なし。予これを憂いて伝来の師に学びて思い、思いて学ぶこと年有る也。是に於いて彼是を較量し、唯寇を禦ぐの要を擷るのみ。而して一書を作す。坐作進退上ものは一つ也。故に一貫を以て流名と為す。嗚呼彼の裔のごとく敢えて世に誇るにあらず、汝がため也。謹みて愛用して求むることなかれと。しか云う。

#### 4、一貫流奥書

#### 切紙

表に「一貫流ノ奥書也」と記している。

寫真<sup>33)</sup> 夫劔術武士之要法、須臾不可離者也。古云、伏至險於大順。又云、不利為寇、利禦寇也。故為寇者、所害於人、禦寇者害人。此士之所以不可辨者也。近世所傳之劔術、

ハカカワツテアルノヲ  
 或拘於執兵之儀形、而不知踐履之實、或取辨於口、而治  
 フトスキノ  
 乱安危、謂不過斯術、或號驅魅之奇法、結印誦咒、誑惑  
 ヲ  
 人而欲取勝。是皆支流余裔、至鮮知實者矣。予憂之、博  
 ノテヲラシテヒ  
 求師學而思、々而學有年也。於是較量彼是、唯撥禦寇之  
 ヲノミ  
 要而已。而作一書、坐作進退上之者一也。故以一貫為流  
 ノト  
 之名。嗚呼彼裔、敢非誇於世為汝也。謹受用勿求干。云  
 シカ  
 爾。

5、清淨靈劍之書

卷子本

○清淨靈劍之夏

写真36

▲大傳授



写真39 『一貫流極意卷』の「奥書き」だけの切紙。

- 發刀劍
- 八相劍
- 打相劍
- 霞刀劍
- 相車劍
- 付入劍
- 留止劍
- 玉簾劍
- 打落劍

〔右九本終

▲青岩傳

●一刀

○星跡

●星矢刀

●星車刀

〔右拾二曲

清淨靈劍之夏  
大傳授  
發刀劍  
八相劍  
打相劍  
霞刀劍  
相車劍  
付入劍  
留止劍

写真80 「清淨靈劍之夏」書き出しの部分。

●〇神々三妙不可思疑也

天真正 写真※

願汝我傳之●

▲元祖三師

干時

寶永七庚寅 歲五月廿六日

▲小倉藤左衛門 勝福 写真※ 朱印・花押

●鈴木吉良左衛門

参

解説

- 1、この卷子本は、津軽弘前藩に伝わる梶派一刀流の「清浄靈劍」の目録と思われる。
- 2、梶派一刀流は、小野派一刀流小野次郎右衛門忠常の門人・梶新左衛門正直が創めた流派である。その弟子山田仁右衛門広久

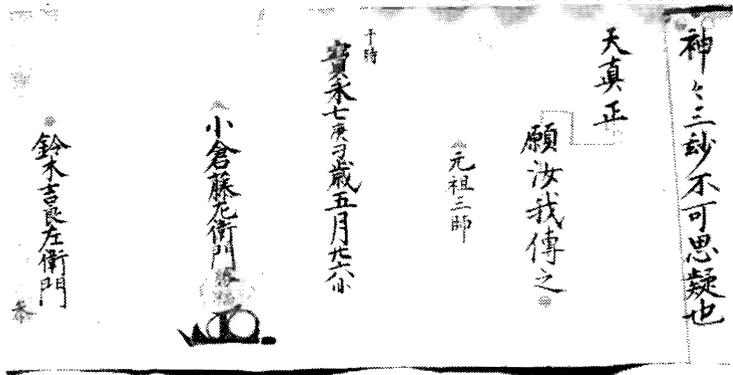


写真87 「清浄靈劍」の奥書きの部分。

が弘前第四代藩主津軽信政に召し抱られることよって(天和二年三月十五日・御中小姓、元禄十一年三月一日新知百五十石、この年弘前へ引越す)弘前に流布することになる。

3、本文の「小倉藤左衛門勝福」は右の「小倉藤左衛門根豊」と同人物と思われる。ただし「小倉藤左衛門根豊」の紹介に詳しい「奥富士物語・巻四上」(『新編青森県書』、刊行会編、勝福物語社、四六五、四六七頁、一九)には「勝福」の名は出現しない。藤左衛門根豊は

晩年隠居して「荷休」と号し、宝暦七年(一八五八)六八歳で没するが、本文を記したのは四八歳の頃である。当時「勝福」と称することがあったのではないかと思われる。

4、小倉藤左衛門根豊は『青森県人名大事典』(『東奥日報社』一九六九年)にも紹介されているが、この『大事典』に記されていない部分を『奥富士物語・巻四上』から補い、次に引用しておく。

「藤左衛門根豊、一刀流切嗟の上、神学、兵学厚く相勤め、万に心を入れたる人故、事理を以て自分工夫して劍術一統を全部して、津軽養丁久豊に見せられたると也。中略！久豊は(津軽)平八郎為永之息也。織部と号し、御馬廻一番組頭・八百石。或人云、今山田家に教候所の清浄霊剣は、久豊より根豊江傳受けて流布す。山田一敬之傳には無之と言ふ。」

「同人道場壁書に、義禮を守り、初を変せざるを正しき武士と申す儀、先哲の教に候。此の三を不行しては、何程才智利口に走り給ふとも忠孝之誠闕可申候間、疾と心に留給ひ、真実に堅く取守り、朝夕の御修練候義第一に候。

なきなそと人には言ふて過ぎぬべし

心の問はいかゝ答えん。

小倉藤左衛門藤原根豊作之

なお、「津軽養丁久豊」は「織部」と号し、御馬廻一番組頭・八百石とあるが、「元禄八乙亥年(一六九五)十一月廿一日改候弘前家中分限帳寛」(『青森県文化』、財団法人文化「津軽史」第八巻、所収、一六五二)には「大寄合・八百石・津軽織部」と出ている。

6、一心十刀流目録

折本

縦 5 cm 横 8.5 cm の小型の折本。

一心十刀流序 写真38

凡武術多しといへとも、是はこれ幸に危をまぬかれ、  
 一心無刀の心得より以十刀の利あきらけし、且業用の所  
 作は諸々の武道具にはなれずして、第一取物(捕もの)に用るとこ  
 ろなり。其勝すみやかに、其勝は一圓にして、飛乱、虎  
 乱のなすところに随ふゆゑなり。(所以)無心無形ならされハ、  
 たやすくなんそ是に至らむや。故に能学ひ得て其利すな  
 をにして、又切所なし。危をはつれ、靈扇の類にても敵  
 の劔をうばふに疑ふことなし。第一丸目流に是を用る事、  
 則此勝根中末の三ツ乃動きを能知て可勝之ものならんや。

尺十刀表十二曲



写真38 「一心十刀流序」の部分。

- 一、太刀合 三
- 一、鎌合 三
- 一、棒合 三
- 一、長刀合 三

右表十二曲

尺十刀裏七曲

- 一、冠留 一、切落 一、前後留 一、技
- 一、折身留 一、逢而留 一、折身外

右裏七曲

尺十刀傳受鎌合

- 一、打留 一、打合 一、留
- 一、走留 一、逆留 一、小手留
- 一、一心留

天真正

地藏院眩光

尺十刀傳受鎌合

- 一、素人留 一、左留 一、右留
- 一、袖留 一、紅葉留 一、一二外
- 一、目付留 一、万字留

外物

小十刀傳受太刀合

- 一、仕懸開外 一、清眼詰 一、輪之手
- 一、渦卷 一、位留陰陽中 三曲
- 一、鎌無刀心得 一、卧而待門 傳

天真正

地藏院眩光

一心十刀流 三卷

天真正

地藏院眩光

許十刀太刀合 三曲

- 一、居合 一、立合 一、立居合

小身流とも云

一心十刀流 二卷

- 同尺十刀鑑合 三曲  
 一、キツシリ留 一、戸抜尺入 一、九三身懸

圖物之隻

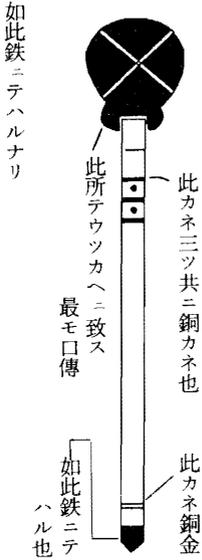
腰十刀圖

長サ九寸八寸七寸五寸五歩迄ヲ用ル也。

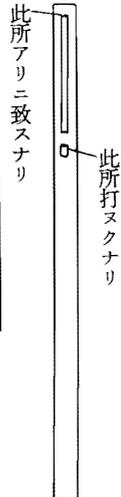


鞘ハ如此先跡共ニカネニテハルナリ。  
 常ハサヤ袋ヲ致シ置ナリ。

虎打之圖



杖十刀



横木是ハ常ハアリノ内ヘ納メヲク也

袋柄之圖



如此竹ニテ致シ最モ木ニテホリスクモアルナリ

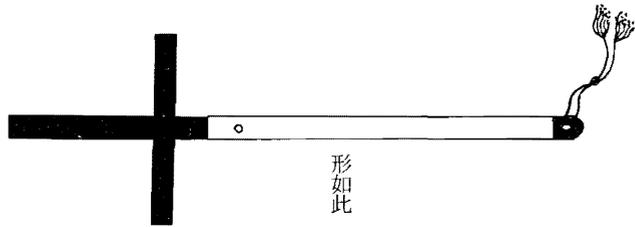
疊十刀



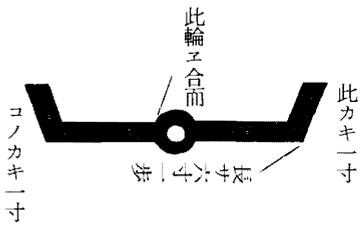
如図の致シ扇のカネ共云也  
 大方ハケイサン太ミアツサ程ニ  
 致スハ能キナリ 口傳



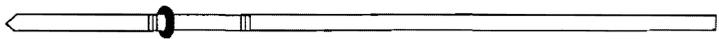
開タル形



十刀之圖



筒十刀仕様



傳受之事

- 一、九三身 心得
- 一、一足一刀 同
- 一、十刀繩 三ツ道具

天真正

地藏院眩光

一野宮不樂貞常

添田儀左衛門貞俊

竊聞於當流有干十刀之秘術古昔地藏院眩光領傳寶藏鎌勝而朝思暮練之間至其微妙手仙河鯉龍登青天似強豨過萬里焉  
 後為攝氏之悟劍術十刀之妙利且解其奧儀也而後亦貞常傳之以本其流儀乎故一刀之劍并加其秘極而既飛乱虎乱之兩取  
 物其餘車形獅子之居喰之類是四矣所以猶顯其功也門弟子謹而得之則豈不至何必勝歟

干時 寛文元(二六八) 正月 曆知月上潮

右此一卷雖為秘事依御執心深令相

傳早堅秘而不可忽思 依而如件

庭遊軒可榮貞俊

写真38

梅生軒可榮貞和

添田理兵衛貞吉

添田定兵衛貞光

兼平理左衛門盛庸

唐牛甚右衛門宜倚

對馬瀨兵衛正長

館山森八郎

倫利 花押

寬政六(一七九四)甲寅 天正月吉日

永田左十郎殿

参

一心十刀流 印可之卷

尺十刀

一、臥身留 一、木葉返留

一、万字大夏留

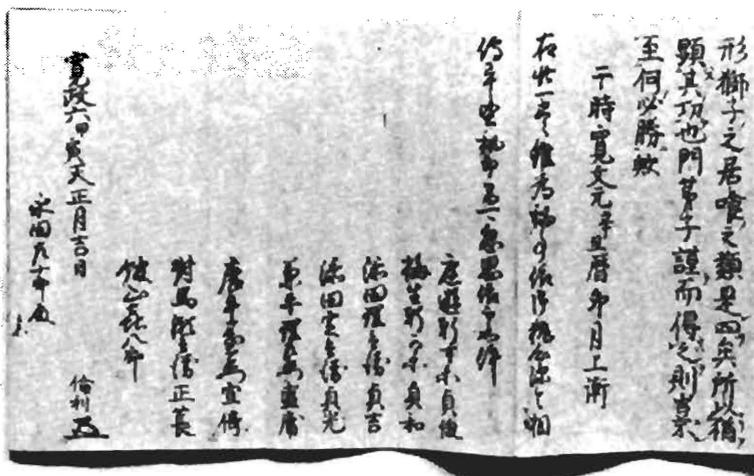


写真39 「一心十刀流」の継承者 花押も筆写と思われる。

「館山森八郎倫利」の朱印はない。

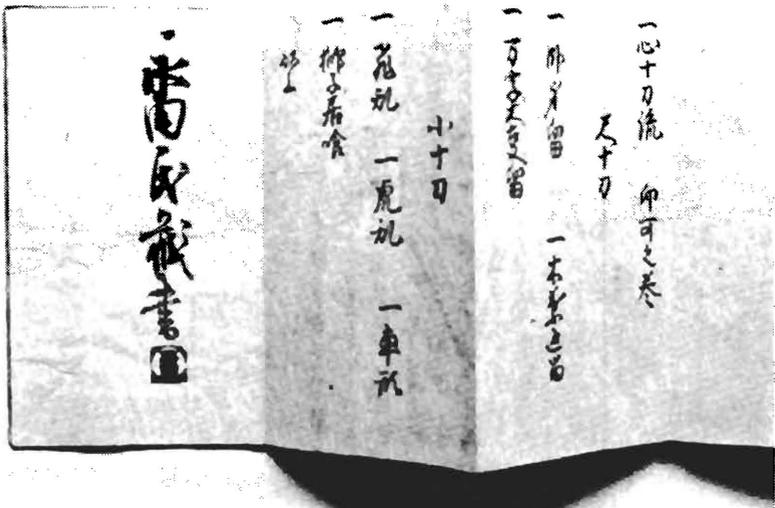
- 小十刀
- 一、飛乱
- 一、虎乱
- 一、車形
- 一、獅子居喰

以上

永田氏藏書



写真(40)



写真(40) 「永田氏藏書 印」の頁。「折本」

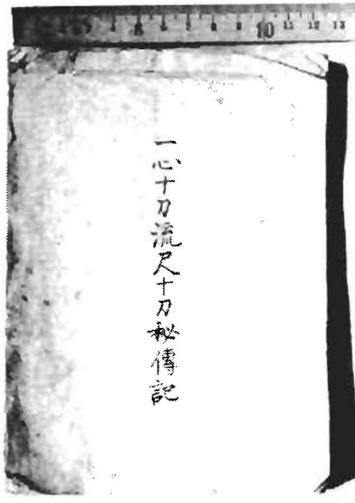
解説

1、この「一心十刀流」は不思議な流儀である。術技の内容は「一心十刀流・序」に述べてあるように「取物(捕物)」に使う  
 武器と技を主とし、「丸目流」の術技をとり入れたものと思われる。「一心十刀流」は『武芸流派大事典』や『図説・日本武  
 道辞典』(堀<sup>堀</sup> 龍良彦著・相澤<sup>相澤</sup>)等に流儀名としては載っていない。  
 2、「一心十刀流」の創立者とみられる「地藏院眩光」は「宝蔵(院流)鎌勝ヲ領傳シテ」とあるが、「宝蔵院流鎌」の著名な  
 高弟の中に「地藏院眩光」は存在しない。また、同流二代目「一野宮不楽貞常」なる人物も不明である。しかし、同三代目  
 「添田儀左衛門貞俊」(庭遊軒可楽貞俊)以下の継承者はすべて弘前藩の家士である。

7、「一心十刀流尺十刀秘傳記」

冊子本

- 1、縦17.5cm横12.5cm、小型の冊子本。写真4
- 2、表紙は縦長に、中味は横長に使用している。
- 3、形を人物の図をもって示している。  
 図の文中の「我」は鎌鎧または十刀  
 を持っている方である。



写真(4) 『一心十刀流尺十刀秘傳記』の表紙。小型の冊子本。

写真42

一心十刀流尺十刀 裏 印 (印文不詳)

冠留

両方共に中段に構す<sup>(かまへこ)</sup>近寄時、敵鐘を返し上段に突出スヲ鐘ヲあわせ、敵又かむり引取る時、我鐘ヲ長短に直し外し待時、敵又突出スヲ冠り切かけて勝也。

切落

敵中段に構待トキ上段にかまへす<sup>(かまへこ)</sup>近寄時、敵鐘ヲ下け脇ヲ突時中段にあわせ、敵の鐘ヲ巻上げ切落して勝也。

前後留

図のこづくに構へ近寄トキ、敵上段に突トキ鐘ヲ合、敵又鐘をかむり<sup>(冠)</sup>後ヲ突ヲ我鐘ヲかむり前へ切落し、敵鐘ヲ冠り引取ルトキ敵の脇江中段に付込<sup>(つけこみ)</sup>勝也。

抜

敵下段に構へ待時、上段に構へす<sup>(かまへこ)</sup>近寄て敵の鐘ヲか

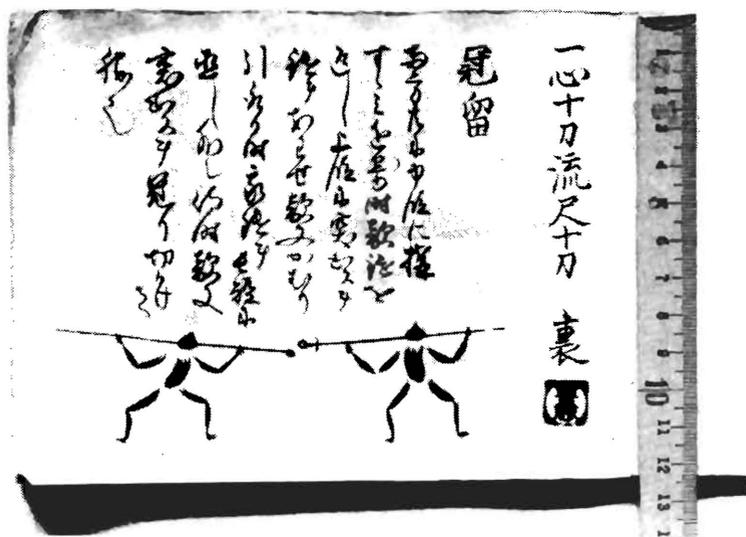


写真42 「一心十刀流尺十刀・裏」の書き出しの頁。

まにておさへんとするトキ、敵鎧ヲ外し待。其時敵の左りの脇へ鎧ヲ下段に付込ミ待。敵又我脇ヲ突トキ鎧を返しておさゆる。てき又引取トキ上段に付込、敵又上<sup>ノ</sup>突出ス時我鎧ヲ冠り敵の左へ抜之勝也。

折身留

敵中段にて待トキ、同じく中段にてす<sup>ミ</sup>寄トキ、敵鎧ヲ上げ突出ス時外れて合せかけ、付込て勝也。

逢手留

相中段敵上段に突出ストキ、あわするてき鎧をかむり引取る時、敵の脇へ中段に外れて付込勝。

折身外レ

敵下段にし待トキ、上段に構へ近寄りて敵鎧ヲ上げ顔ヲ突トキ、鎧ヲかんむり、てきの脇へ外れ付込て勝なり。

○尺十刀傳受鎧合

打留

敵中段に構へ待トキ、下段に構へす<sup>ミ</sup>寄、敵上段ヲ突トキ鎧ヲ冠り留る。てき又脇ヲ突トキ打落して勝。

打合

敵下段に構へ待時、中段にてすゝみ寄、てき顔ヲ突トキ上段に打合せ、又引取り突ヲ打合せ、付込ミ勝也。

留

敵下段にかまへ待トキ、中段に構へ寄、敵鎌ヲ上げ突出スヲ上段に合せ、てき又返して脇ヲ突トキ鎌にて留めて勝。

走留

相下段にてすゝみ寄トキ、てき突出スを上段にて合せかくる。てき又鎌ヲかむり後ヲ突ヲ、我鎌をかむり走り付込て勝也。

逆留

相下段、敵鎌ヲ上げ突トキ、うわ鎌ニてかくる。てきかまヲはずし引取るトキ下段に付込、又上<sup>ル</sup>突出ス時、かむり切落して勝也。

小手留

敵下段に構へ待トキ、上段にてしかける。敵鎌ヲ下げ脇ヲ突トキ、我鎌ヲ下げあわせる。てき鎌ヲ冠り引取る時、左の手の首ヲかまにてとめ、身をかわりて勝。

一心留

敵中段に構へ待トキ、上段にてしかける。てき鎌ヲま  
わし脇ヲ突トキ、左の足ヲ引、身ヲはすれる。敵鎌ヲ引  
取るトキ、中段に付懸る。てき又上段ヲ突トキ、あわせ  
かけ、てき鎌ヲかむり引取トキ中段に付込(つひこ)ニ勝。

二之卷 写真写

尺十刀傳受鎌合

丁仕合

素人留

敵下段にて待トキ、上段にしかける。てき脇ヲ突トキ  
あわせかけ、又上段ヲ突トキあわせ、敵やりヲ引取るト  
キ中段に付込(つひこ)ニ勝。

左留

相上段、敵鎌ヲ返し脇ヲ突トキあわせる。敵下段に引  
取る、ふりちかくて下段に付込、其時又脇ヲ突ヲ打落し



写真43 「二之卷」の書き出しの頁。

右留

相下段、敵上段ヲ突トキ合せ身ヲかわり、石突にて敵の鎧ヲはり落して勝。

袖留

相下段、敵上段に突出スを冠りきり落す時、てき鎧ヲ引取るトキ、敵の左りの脇の下へ中段に付込勝也。

紅葉留

相中段、てき上段に突出ストキ合せかける。てき又脇ヲ突、我鎧ヲ返し、かまにて留る。てき鎧ヲはずし顔ヲ突トキかむり切落す。又敵上段ニ突、かまにて懸留る。又はすして脇ヲ突トキ打落して勝なり。

一二ノ外レ

敵上段に構へ待トキ、中段にしかけて敵の上段ヲはる。敵鎧ヲはずれ脇ヲ突トキ打落す。敵やりヲ下段に引取り待トキ、上段に付かける。敵上段ヲ突トキ、てきの左りの脇エ鎧ヲ冠りはすれて勝。

目付留

相中段、敵上段ヲ突時合せかける。てき鎧ヲ冠り引取トキ、身ヲ代り、敵の手の内ヲ鎌にてとめる也。習ひ多し。

万字留

相下段、敵上段ヲ突トキ我鎌ヲ冠り、てきの手の内へ  
飛込テ勝。秘中の秘也。口傳多し。

○外物 （上のもの）写真中  
小十刀傳受太刀合

仕懸開外レ

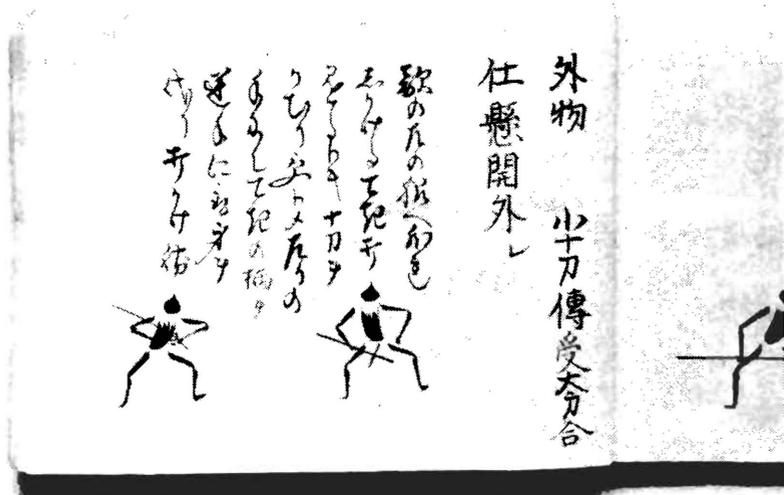
敵の左の脇へ外れしかける。てき打懸るトキ十刀ヲか  
むり受トメ、左りの手にしてきの柄ヲ逆手に取、身ヲ代  
り打かけ勝。

清眼詰

敵清眼のトキ上ノ乗る。てき當打（あつうち）に切ルトキ右鎌にて  
かさし受け、左りの手にて柄ヲトメ、其俣なやして勝。

輪之手

敵陰に持打懸る時、右かまにてトメ、又右のすそヲな（な）



写真(44) 「外物」書き出しの頁。

くヲ太刀につれてまわし、引んとする(つけこみ)を付込上にて受トメ、てきの柄ヲ取り前なやしにて勝。

渦 卷

敵上清眼ニて待時、十刀ヲ下ノ付入、左りかまニ懸る太刀ヲはずし、其まゝ(進)すそヲなく時合せ太刀につれて切先ヲ左りへまわし、又引んとするヲ付込、上にて受トメ、柄ヲ逆手に取り後へなやして勝。

此間に位留、陰陽中三曲有業に見へ不申、詮儀。

鎌無刀 心得

十刀ヲ逆手に持近付、敵切出スヲ受トメ、てきの袖口ヲ留て勝。左右同じ。

卧而待間 傳

敵間近く成り、くわつ(喰わす)して待。其時上ノ切懸るトキ受トメ、足の下へ車輪にて勝。秘中の秘也。

三之巻 写真

許十刀太刀合 三曲

居合

図のことにくしかけ、敵太刀ヲ抜んとするトキ、十刀にててぎの手の内ヲおさへ、我左りの足にて敵の柄ヲふまへ、十刀にて打留メ勝。

立合

居合におなし。しかけて敵抜打に切付る時、図のことがむり、敵の右の手ヲ我右なの手にてトメ、身を代り打留て勝なり。

立居合 小身添トモ云

図のことにくしかけ、抜打に切付るヲ鎌にて受トメ、すくに右の手ヲ取、勝打て勝也。

三之巻

許十刀太刀合

三曲

居合

此の如くは、  
秘きカヲ抜んとす  
トキ、十刀ヲし、  
敵の柄ヲ打留  
メ、我右の手にて  
トメ、身を代り  
打留て勝なり。



写真45 「三之巻」の書き出しの頁。

尺十刀鎗合 三曲

キツシリ留

敵<sup>突</sup>笑シ脇星遣方の本星の勝也。鎌の心得せん<sup>(先々)</sup>の勝也。氣力心一和也。秘傳多し。

戸抜戸入

夜の心得杯も図のことし。猶口傳多し。

九三身懸 臥身一當

凡一身九三と云<sup>突</sup>笑取有。敵アワせ先の時九三ヲ外シ、後先のトキ我勝ヲツクル也。秘中ノ傳來口傳多し。構にかゝ  
わらず。

圖物之事

猿十刀 是は懐中の十刀図のことく也。

虎十刀 是は矢留或は捕ものに用るの道具也。

杖十刀 是は図のことく相替事なし。

袋柄 是は班猫ひそう石杯の毒ヲ仕込ミ捕ものに用るとなり。口傳多し。

疊十刀 是は図のごとく致し懐中ノ十刀の替りに用るの道具なり。

十刀 是は極意に至る迄太刀合に遣ふ小十刀なり。是則捕ものナトに用る處の流義の十刀なり。

筒十刀

傳受之事

一、九三身

一、一足一刀

是はたとへは敵脇ヲ突トキ左足ヲ後へ引はずれ、敵の突ヲは捨る也。其鐘の変ヲ見て勝なり。重々口傳有事なり。進退共に一足一刀の心得也。

一、十刀繩 三道具

是は十刀の腕ぬきへ両手の甲ヲ合せて腕首ヲからすひねり、十刀の十文字帯へ差持なり。是繩（ありあわせ）の有合なきトキの心得なり。

サスマダ 長肺  
 ヲトヂ 琴柱トモ云  
 ツツ 釧棒  
 突棒トモ云

客止住 モジリ  
捻止トモ云 ヒネリ

右三本共別而定れる業なし。敵の打に随つて受トメ、敵の柄口手元ヲトメ変に随ふなり。(三本共)尤長脚は受留、其假手元ニ返して押ひねり返ス心持可有。敵の咽喉キワ或はひさのかゝり足首へかけ、後も同様皆かけ押へる也。突棒も同様なり。尤是は逃走もの杯ヲかけ留る心得もあり。もぢりは是も同様也。尤是は五所の紋ヲ目付として突ひねる心得モアリ。此もぢりにあけ巻留と云業アリ。戦場にて御大将御働の節、敵のあけ巻ヲからミおさへ討せ奉ると云説アリ。尤三本共に敵ヲ突押へたるトキ、左り手ヲこき右足ふん込ミ、右手斗りにて押付る業アリ。是は五尺の延アルト云の傳なり。

三段の當アリ。手を(押)にきり中指ヲおし立て、咽喉ヲ当る中段ナリ。人指ヲ(サシ)以両眼ヲ当る上段ナリ。足ヲ以畢丸ヲ当る下段なり。

印可之巻 写真挿  
尺十刀

卧身留

敵の構にかゝわらす我構も定めず、てき突出ストキ卧身ニ成て敵を突ク、其意味深長にして全キ勝也。細傳多し。

木葉返留

敵のかまへにかゝわらず図のことくニ構へ近寄、上ッカハ鎌ヲ返し留ル。又脇ヲつかは鎌ヲ返し留る。又上ッ突は上鎌ニて返し留メ、鎌ヲ返して敵の手首ヲトメ、身ヲ代りて勝也。取組は其時の應変によるへし。

卍大叟留

十刀の形、立居臥身共に卍ヲはつれす、是秘中の秘にして口傳多し。尤敵の構へにかゝわらず。

小十刀

飛乱

敵の臥身へしかける太刀ヲ抜んとする時、図のことく留メ敵の肩ヲ左リへ飛。

虎乱



写真46 「印可之卷」書き出しの頁。

前に同し。右へ飛、敵のおとかひとかしらへ手ヲかけ、右足引ながら引倒す也。

車形 写真部

敵の打に随つて受トメ、変化によって太刀へ付込事、車形のこととなり。以心傳心の妙業也か、業に見得不申、能々口傳ヲ可得もの也か。

獅子ノ居喰

敵真向へ打懸るトキ、受トメテ敵の両足ヲイタギ、共に倒之勝。

永田氏蔵書 印

墨付二十三丁

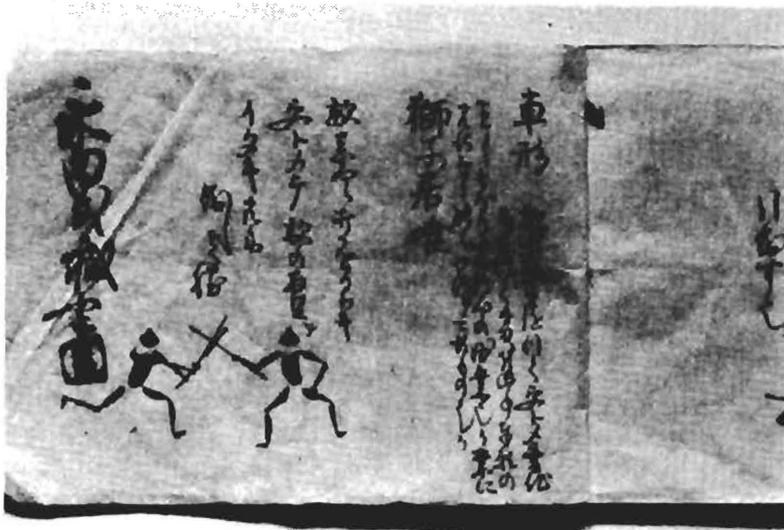


写真47 「印可之巻」最後の頁。

一〇、弓術

1、吉田雪荷流弓術

卷子本

射方目録 写真録

- 一、足ふみきたむる事
- 一、弓かまへの事
- 一、身のかねの事 (短)
- 一、矢さき乃かねの事
- 一、手の内のかねの事
- 一、四つ乃目つけの事
- 一、ひちのこかへし乃事
- 一、十のかけ乃事
- 一、いちもんしの事
- 一、いろこかた乃事
- 一、手さきに五つの事
- 一、とうに五つの事

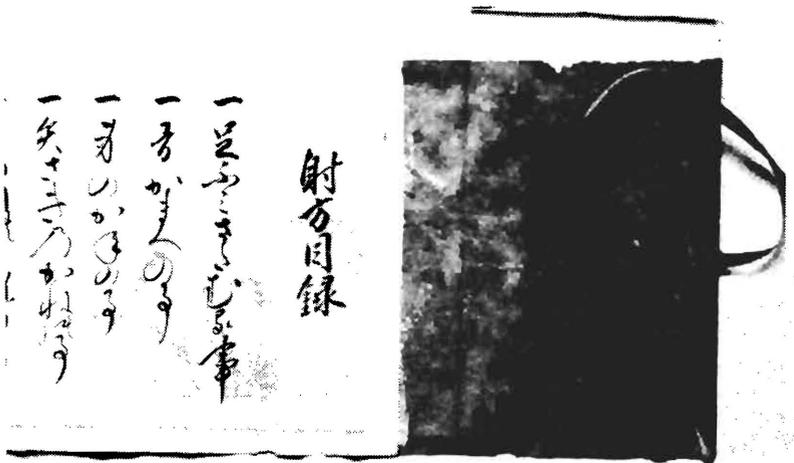


写真48 「吉田雪荷流弓術」の「射方目録」書き出しの部分

- 一、うつてに五つの事
- 一、強弱のうへ乃重之事
- 一、矢束のかね乃事
- 一、四つのすましの事
- 一、はしかけの事
- 一、つかのおさまりの事
- 一、四寸のはなれの事
- 一、紅葉かさね乃事
- 一、射かけ見なりの事
- 一、あさあらしの事
- 一、弓を引射手の事
- 一、つるを引射之事
- 一、ひかぬ矢束之事
- 一、たもちの事
- 一、むかふ風射様之事
- 一、よこ風射様之事
- 一、ひしに心を残し置事
- 一、聲に次第之良
- 一、中物射へき事
- 一、のひに七所之事
- 一、つよ懸之良
- 一、かたの高き射手之事
- 一、かたのたれ過たる射手之事
- 一、足ふミ射手(射手)による事
- 一、はやき(射手)いての事
- 一、ゆるまるいての事
- 一、ためし物射る間之事
- 一、ためし物矢拵之事
- 一、ためし物弓心之事
- 一、はちの立やりの事
- 一、聲をかくる事
- 一、弓かへしの事
- 一、野中の幕と云良
- 一、まぎわらの間定る事
- 一、二重かうしの事
- 一、かつく射手之事

- 一、しけりの矢之事
  - 一、遠矢と云事射様之事
  - 一、つけ芝目付之事
  - 一、矢つかひ乃事
  - 一、うちおこしの事
  - 一、雲に目付之事
  - 一、五分のつめ第一之事
  - 一、くさひの事
  - 一、ひとつの口傳之事
  - 一、風を見る事
  - 一、くもり火矢之事
  - 一、つゝひや乃事
  - 一、さまぎりやうの事(疾間)(切)
  - 一、さまかさねやうの事(重)
  - 一、さまにたちやうの事(上)
  - 一、さまのなかさの事(長)
  - 一、さまのひろさの事(廣)
  - 一、へいの高さ乃事
- 
- 一、はふとき弓とくの事
  - 一、はほりき弓とくの事
  - 一、ふときつる徳之事
  - 一、ほそきつるとくの事
  - 一、村雨の事
  - 一、無志無相之事
  - 一、あひひき乃事
  - 一、ほそ矢のかけの事
  - 一、角味之事
  - 一、ためし物とつかの事
  - 一、弓に四所乃立様之事
  - 一、つるのみちの事
  - 一、矢のわかれ乃事

右 写真

吉田雪荷子

吉田八兵衛尉手前

赦印可返警紙迄

津田宮内少輔手前

赦印可有之

川口又左衛門尉手前

赦印可有之

溝江傳左衛門尉手前

赦印可有之

砂川喜右衛門尉手前

赦印可有之

小田桐助六

元禄式年  
(一六八九)

八月吉日

藤原庸貞

朱印・花押

写真集43

浅利勘太夫殿

参

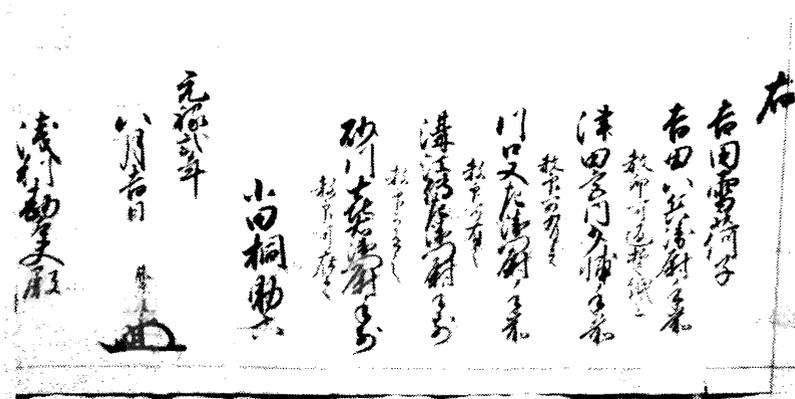


写真49 「射方目録」の奥書きの部分。

2、石堂竹林派弓術

卷子本

目録外之物百ヶ條 (このもの)  
写真50

- 一、足踏之事
- 一、五之とう乃事 (脚)
- 一、弓構の事
- 一、引様之夏 (剛勁)
- 一、かうしやくの事 (束)
- 一、矢つか乃事
- 一、かけの事色々在之夏 (カサ)
- 一、おりめ懸之事 (カサ)
- 一、すしかい乃かけ之事
- 一、すかけ乃夏
- 一、はちぎかけの夏
- 一、つよかけの事
- 一、むさう乃かけの事
- 一、懸之膝四之夏

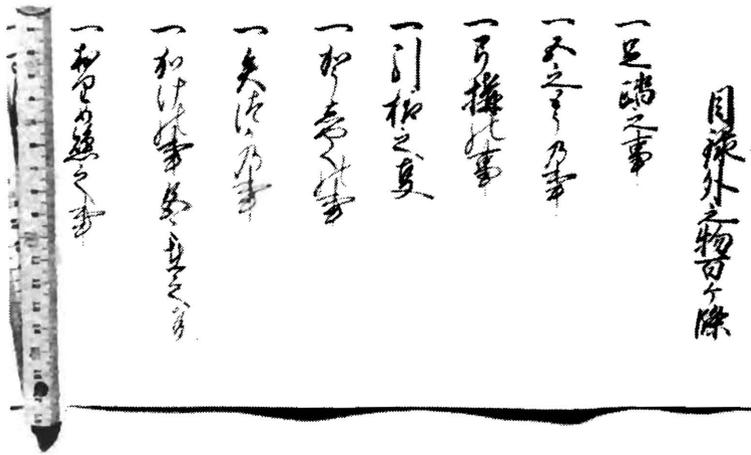


写真50 「石堂竹林派弓術」の「目録外之物百ヶ條」書き出しの部分。

- 一、(細矢)ほそやのかけ乃事
- 一、つよやつまの良
- 一、手の内之事
- 一、(総捲)さうまくり手乃内之良
- 一、筋かい手の内之良
- 一、かいこの手乃内之事
- 一、いつく手の内乃事
- 一、上の重乃良
- 一、ひしなりと云手乃内之事  
(もみじかさね)
- 一、紅葉重の事
- 一、かけあひ乃事  
(恰好)
- 一、かつかふの良  
(梨割)
- 一、なしわりといふ事
- 一、むらさめの良  
(笹)
- 一、小さゝの露と云事
- 一、朝嵐の事
- 一、つ乃ミの良
- 一、ひかぬ矢つかの事
- 一、はやに人乃事
- 一、つめの事
- 一、射つめると云習の事
- 一、骨あひ筋道の良
- 一、つる三取に納ルと云事
- 一、遠矢射様之事
- 一、風の見様日乃見様雲の見様と云事
- 一、地いろといふ事
- 一、矢つまと云事に四つ有之事
- 一、矢乃別の事
- 一、弦乃わかれ之事
- 一、蹠脇射様の事
- 一、具足弓射様之事
- 一、船中の弓射様之良
- 一、塀下之者射様之良
- 一、矢びや射様之事 同くり様之事
- 一、心持之良
- 一、取籠者射様之事  
(とりこし)

- 一、すはた者射様之事
- 一、太刀持射様心持之叟
- 一、よる弓射様傳受之事
- 一、からはし乃事
- 一、きた道を還ルといふ叟
- 一、玉弓の事
- 一、からおしみの事
- 一、弦なし弓射様之事
- 一、毒矢の事
- 一、しかけ弓乃事
- 一、しゆら弓しゆら矢俄ニこしらへ様 口傳之事
- 一、堀越にて射形ニよつて武道具取出し様之叟
- 一、矢文之事
- 一、弓にて堀越乃事
- 一、川こし馬上にて弓持様之事
- 一、古キ弓おれさる張様之事
- 一、ぬり木しこみ様之事
- 一、むし干仕様之叟
- 一、しゆら弦乃事
- 一、船中乃敵射様之事
- 一、ぬけ薬乃事
- 一、遠矢ぬり薬の事
- 一、ぬけ弦の事
- 一、さまの矢射様之事
- 一、さまをかさると云節
- 一、さまを切候寸方之事 同射様に三所ニ心持之事
- 一、細キ穴ふ矢出ス事
- 一、山なりの射様之事
- 一、夜ル乃弓射様之叟
- 一、打ねを弓小指添ル叟
- 一、親之敵射ルへき矢之根之事
- 一、笛之鹿矢取之事
- 一、はむ鹿矢取之事
- 一、具足さねなどを射様 口傳之事
- 一、かりまた射様心持之叟 同ふとねつりあひの事
- 一、矢の根大小そ人有徳有事

- 一、櫓上ルに射手拵として唯の者ハ射ル事不成事
- 一、弓に骨肉皮と云事
- 一、我手に合せてにきりを定ル事
- 一、弓に太刀長刀を持添而射様ノ事
- 一、弦なりといふ射様之事
- 一、弓ハ自慢の末に発と云事
- 一、弓にくさひといふ事
- 一、弓を鏝に用ル事
- 一、弓にかねをあつる事
- 一、弓に錦つゝミと云事
- 一、弓力を上ル事
- 一、弓力を下ル事
- 一、矢つかい早く射様之事
- 一、弦の道乃事

右此書者勝田氏之得指南候刻為修行として申請秘藏候得共御手前義数年之御修行少々一流之先達可成義と存用方外物として百ヶ條許之早 當流之射者たとひ從先師傳受



写真50 「石堂竹林派弓術」「目録外之物百ヶ條」奥書きの部分。

たりといふとも目録之道理ほとけさる時は相渡申間鋪と  
の先師之禁也 下口指南之仁者 伴道雪流岡田助右衛門  
吉田印齐流吉羽加右衛門 高山八右衛門流久野彦三郎  
吉田大流勝田太郎左衛門 石堂竹林星野勘左衛門  
右無甲乙相勤之候ヶ條之趣 面上ニ可遂詮義者也仍而  
如件

石堂竹林之家

星野勘左衛門尉

太田十右衛門尉

写真50

元禄四

辛未

(一六九一)

三月十一日

興親

朱印・花押

写真51

浅利伊兵衛殿

一一、馬術

1、飯綱流馬術目録

卷子本

飯綱流軍馬上 写真52

- 一、壹之心責馬事
- 一、武者崩
- 一、道具無 押掛口傳  
同大事場吉
- 一、同鎌合吉
- 一、二重腹帯之事
- 一、裸腹帯之事
- 一、手綱納様口傳
- 一、江川
- 一、長刀持様之事
- 一、鎌十文字持様夏
- 一、貫木通
- 一、供馬上之事

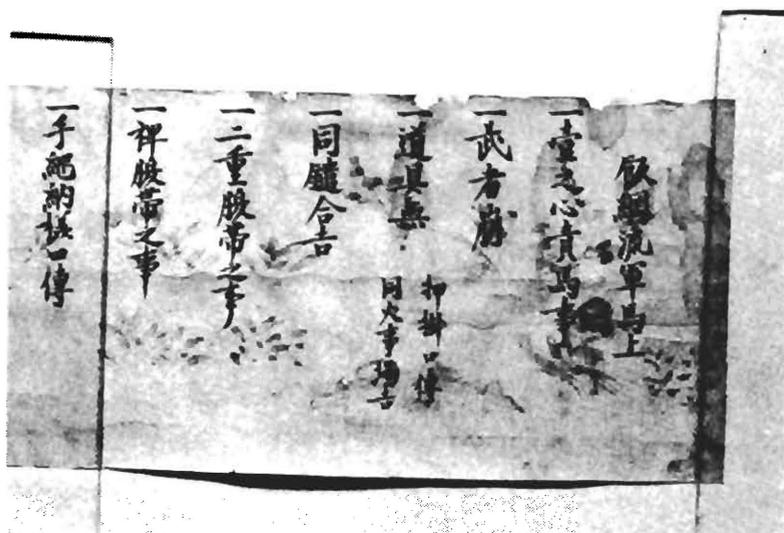


写真52 「飯綱流軍馬・上」の書き出しの部分。

右此一巻飯綱流免為秘  
術御執心依不淺令相傳  
畢他見有之間敷者也

石川卜也 写真53

勝重

浅野 勘左衛門

光忠

小山弥惣右衛門

就當

長牛新五左衛門

寛文五歳 (一六六五)

九月吉日

正忠

朱印・花押

写真54

唐牛八郎左衛門殿

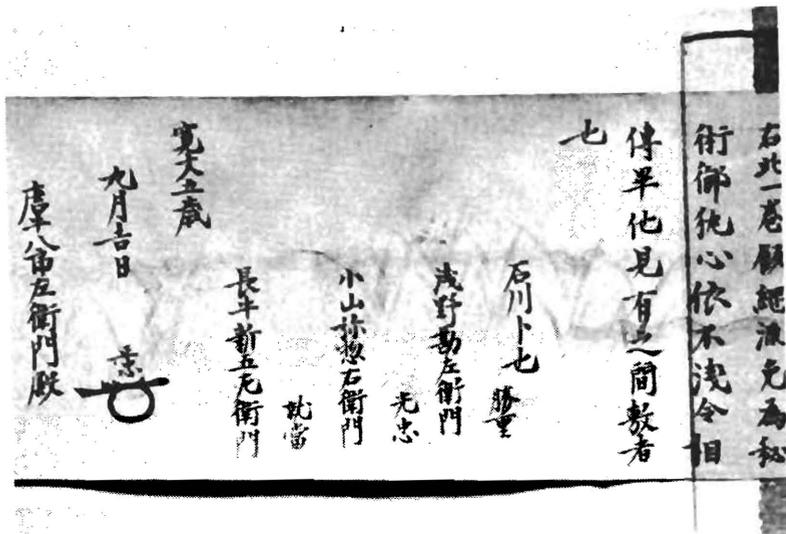


写真54 「飯綱流軍馬上」の奥書きの部分。

2、飯綱流馬術印可

飯綱流印可卷

写真 54

卷子本

- 一、責馬道具無角口傳
  - 一、壹橋越様事 堀越吉
  - 一、奏者番馬無不様野幕
  - 一、河越秘傳手繩之事
  - 一、浮沓之事
  - 一、千里沓之事
  - 一、雨降沓之事
  - 一、下立之事
  - 一、大下手繩之事
  - 一、息合之事
  - 一、大武者崩
  - 一、大將馬上之事
  - 一、辻風旆取馬上
- 右此一巻師之秘傳依

写真 55



写真54 「飯綱流印可卷」の書き出しの部分。

御執心令授與畢一子  
之外他見有間敷者也

長牛新五左衛門

寛文五歳

二六六五

九月吉日

正忠

朱印・花押

唐牛八郎左衛門殿

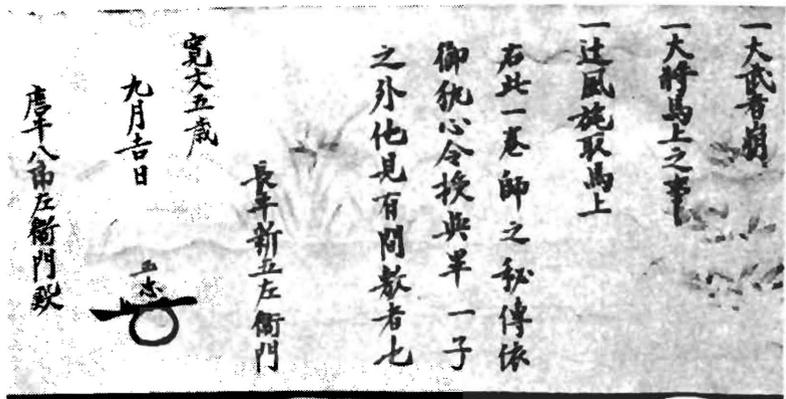


写真69 「飯綱流印可之巻」の奥書きの部分。

一、二、鉄炮術

1、矢数鉄炮目録

写真56

卷子本

第一 釣合之事

一、矢六百目

一、玉百七拾目

一、薬五拾七匁

一、矢先三寸上り

右四ツ之釣合(る)町走類

積也。餘ハ水是可積ル者也。

第二 玉之事

一、玉宛心得者釣合能く候トモ

矢精弱ク落日也。玉之釣合ハ

筒と相當少モ無相違様ニ

可成ス事肝要也。

一、玉之厚サ壹寸、扱(扱)ハ壹寸壹式分

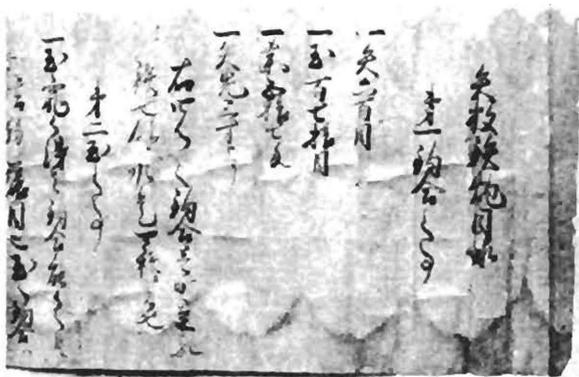


写真56 「矢数鉄炮目録」の書き出しの部分。

可成事。

一、廻りの厚サ七八里程也。<sup>(厘)</sup>

第三 薬之事

一、塩 百目

一、硫 十三匁

一、炭 十七匁

惣別薬は浅黄色ニ成程推ス事第一也。

第四 臺釣合之事

一、玉推(なまおき)ヘト矢懸之間五寸程ニ

少モ不動様ニ成程強キヲ用ル

事也。同錆臺ヘ直シ少モ不曲

様ニ仕懸ル儀第一也。

一、町之仕懸は土臺ニテ可直ス事

肝要也。筒ニテ直ス時は矢口

事多シ。



写真50 「矢数鉄炮目録」の最後の部分。

第五 車之事 写真57

- 一、平場ニテは車之大キ成程吉シ。城中ニテハ小車ヲ可用也。
- 一、平場之軍ニは矢先ニ持鎗ヲ可付ケ。下懸戸ニ可成事。
- 一、臺は切組ニメ取放ニ可成事。

右大方書付進上申候。以上

寛文五年 (一六六五)

栗屋川紋大夫 (1)

五月吉日

直重花押 写真58

浅利勝左衛門殿へ (2)

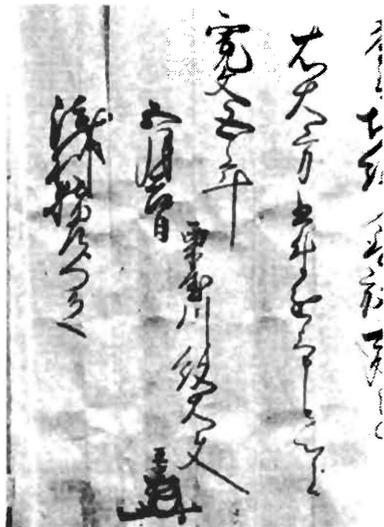


写真58 栗屋川紋大夫直重の「花押」

注(1) 栗屋川紋大夫直重。人物及び流儀について不詳。

(2) 浅利勝左衛門。「浅利万之助由緒書」(『文化紀要』第三十号、五二頁参照)によれば、浅利伊兵衛均禄の父は浅利五郎左衛門と称し、寛文一〇年(一六七〇)に病死し、従って伊兵衛均禄は同年八月に浅利家第六代の家督を継いでいる。浅利勝左衛門も浅利家ゆかりの人物と思われるが、伊兵衛均禄とどのような関係にあったかははっきりしない。ただし、伊兵衛均禄は明暦二年(一六五五)生まれと推定できるので、「矢数鉄炮目録」を受けた寛文五年(一六六五)は未だ一〇歳頃であった。武芸修行の年限から推察すれば、浅利勝左衛門の方が年長であったと思われる。家督も継がず、伊兵衛均禄より年長であったとすれば、叔父に当る人物ではないかと思われる。

## あとがき

浅利龍夫(「当田流太刀」「林崎新夢想流居合」継承者、一一九七四病没)が寺山家の養子として入籍したとき、それまで浅利家が所蔵していた古文書、記録等をすべて寺山家に移した。そのため「寺山家所蔵・武芸関係古文書等」といっても「浅利」名儀の資料が多い。その中でも、弘前藩の代表的な武芸者であった「浅利伊兵衛均禄」の関係する武芸伝書が大半である。

今回は、その浅利伊兵衛あての伝書「小笠原諸礼」の資料七点を紹介した。これらの伝書の年記は「延宝三年(一六七五)四月」から「宝永二年(一七〇五)八月」に至っている。この年記に浅利伊兵衛の年齢を重ねると、二〇歳から五〇歳までの約三〇年間ということになる。資料を整理して先ずこの修行期間のながさに驚かされた。「小笠原流諸礼」は分野が多岐にわたる「武家礼式」であるが、それを修めるのにやはりこれだけの期間を必要としたものであるうか。それにしても、浅利伊兵衛のひたむきな修行態度に敬服するばかりである。

記録ものとして『微行秘書・全』と『御鷹野勤書』の二冊を紹介した。何れも小型で、懐中に入れて持ち歩くことのできる簡便な冊子本である。その代り細筆で、書くのに苦勞したと思われるが、書いた本人以外の者がこれを読むとなると、これもまた細筆に悩まされて難業ということになる。

右の著者は弘前藩「御小姓組」のひとりであるが、勤務の内容が複雑で多方面にわたり、しかも故事にも精通していなければならなかったであろう。そのため記録に書きとどめ、随時読み返すための冊子本であったと思われる。

『御鷹野勤書』の著者「老楓軒」の実名を特定できる資料に接していないが、筆跡の類似性から『微行秘書・全』の著者「浅利金五郎均廣」と同一人物ではないかと思われる。

「浅利金五郎均廣」については、「明治新政府」開設以後、地方行政の末端で活躍した状況を思わせる「紙片」数枚を写真で紹介した。この「紙片」がもつ意味については「武芸史」の資料としてでなく、別な角度から検討する必要がある。

今回の資料には「浅利伊兵衛均禄」の他に、「浅利勝左衛門」（寛文五年一六六五）、「浅利瀨兵衛」（寛文八年一六六八）、「浅利勘太夫」（元禄二年一六八九）あての伝書がある。右の三人は、何れも「浅利家」にゆかりの深い人物と思われるが「浅利伊兵衛」との関係を裏付けるような資料が見当らず、遂に不分明なままに終わってしまった。ちなみに、「浅利伊兵衛」が、父「五郎左衛門」の病死によって家督を相続した寛文一〇年（一六七〇）当時、彼は一五歳であった。

唐牛八郎左衛門あての馬術伝書（寛文五年一六六五）を二点紹介したが、唐牛家にあるべき伝書がどうして浅利家に残っていたのか考えさせられた。浅利家と唐牛家とは「文化三年（一八〇六）・唐牛堅次郎由緒書」（文化紀要 第三十一号）（上巻）（上巻）が示すように、「浅利万之助均豊」が「唐牛家」から「嫁」を迎えるという関係で結ばれている。

正確な経緯は不明であるが、もしかしたらこのような因縁で唐牛家の伝書が浅利家に移ったのかも知れない。「唐牛八郎左衛門」とは、唐牛家第三代唐牛長右衛門元勝のことで、伝書の年記・寛文五年当時は「御弓足軽頭」の職にあり、石高は四百石であった。

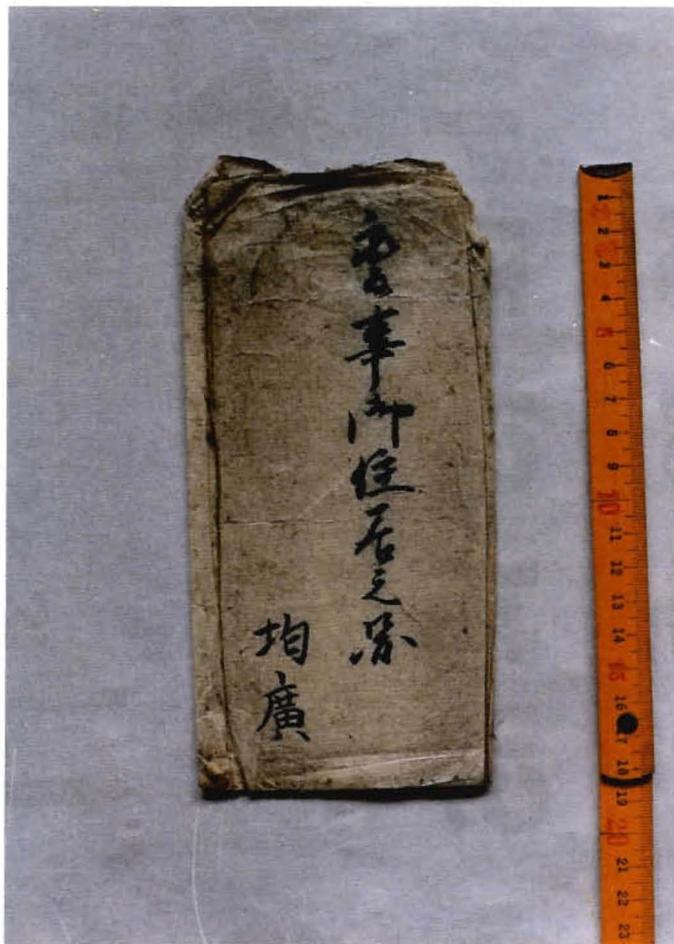
今回の資料紹介で難渋であったことのひとつは、絵図面の多かったことである。「小笠原流諸礼」の伝書はとくに多く、更に破損の大きかった伝書もあって、原稿締切りの間に合わないため、紹介できなかった資料数点を残してしまった。

また、「吉田雪荷流」と「石堂竹林派」の弓術や「飯綱流馬術」等の弘前藩導入の由来について解説ができなかったし、鉄炮術の流儀名や「栗屋川紋太夫」と「浅利勝左衛門」との関係の追求も残してしまった。

右のように、「資料紹介」が「原著論文」と異なる性格をもっているとしても、研究へのわが身の姿勢をいろいろと悔いながらこの稿を終える次第である。

(一九九〇年六月九日)

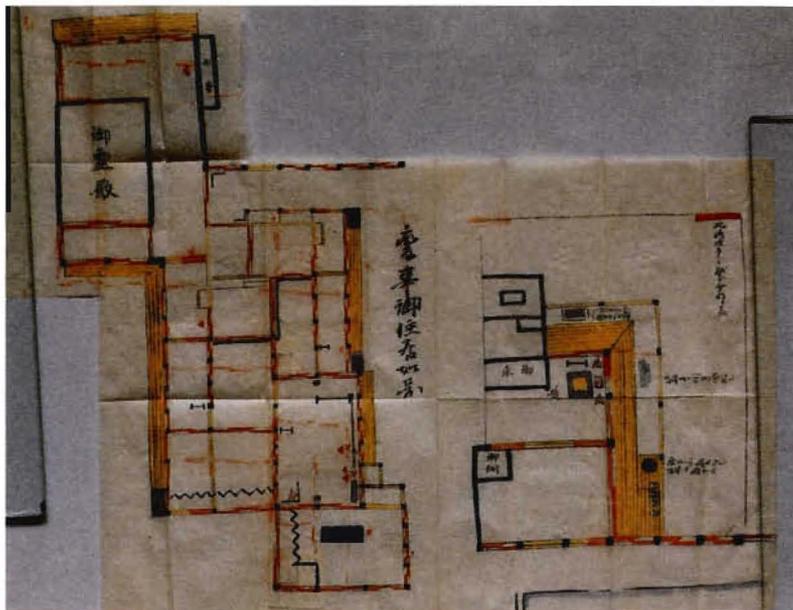




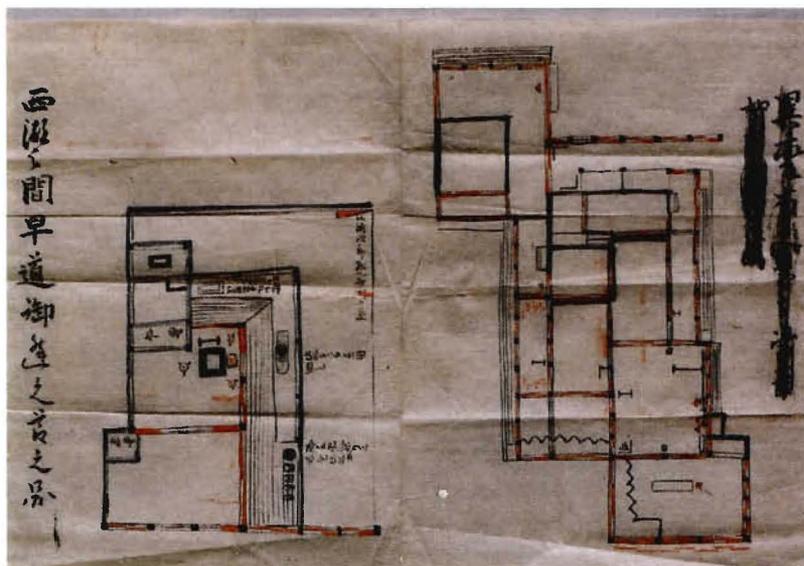
写真※(1) 「封筒の表書き」『変事御住居之図 均廣』



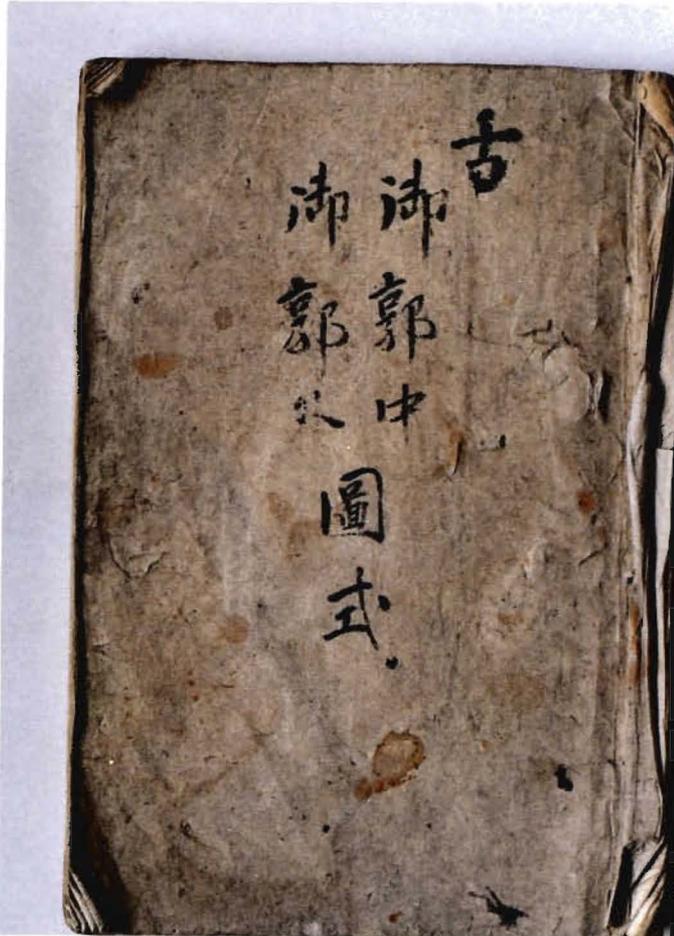
写真※(2) 封筒の裏の年記「明治二 巳年二月吉祥日」



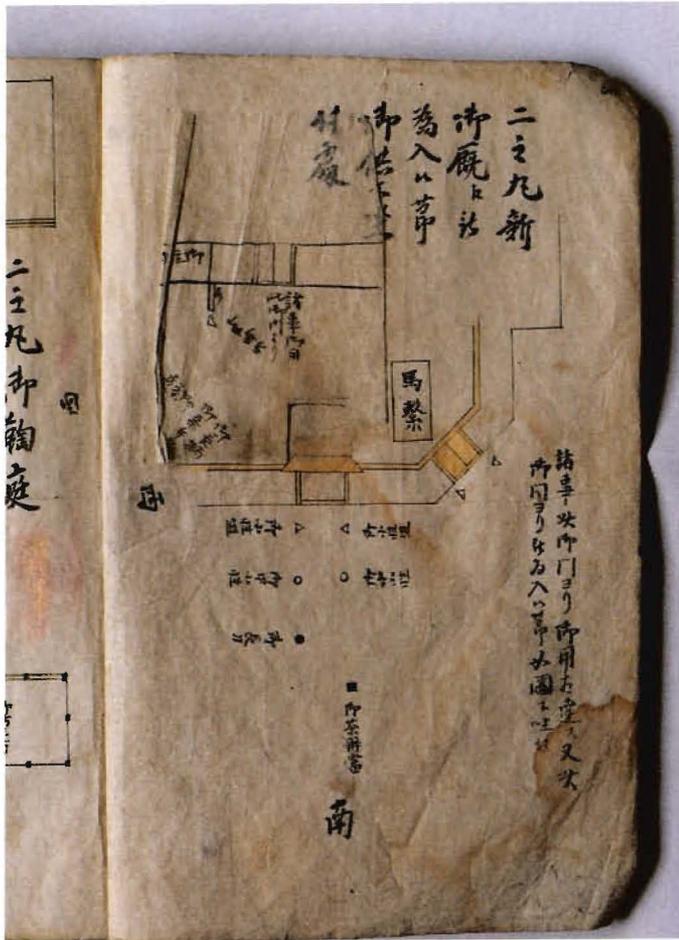
写真※(3) 「西湖之間早道御逢之節之図」(右)と「変事御住居如図」(左)。



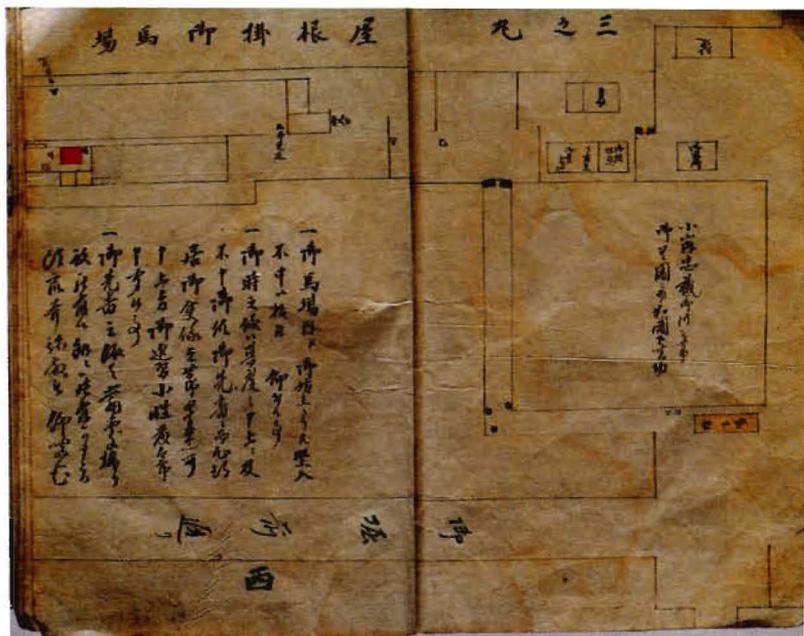
写真※(4) 下書き。



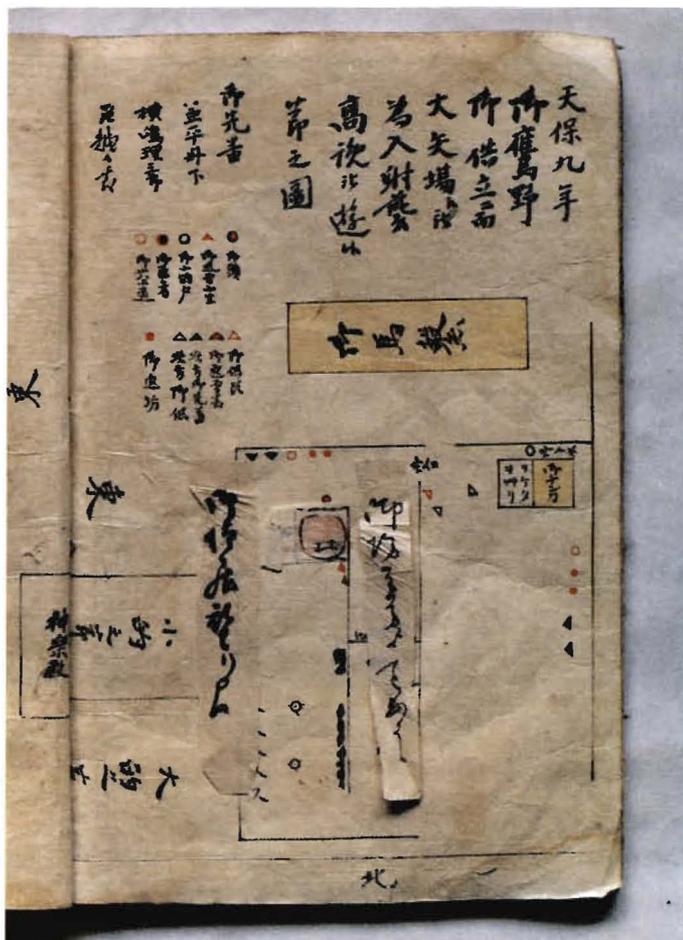
写真※(5) 「古 御郭中・御郭外図式」(冊子本)の表紙。



写真※(6) 「二之丸新御殿」被為人候節、御供下坐付處  
(下の方に「御小姓組」「御中小性」の下坐の  
場所を示している)

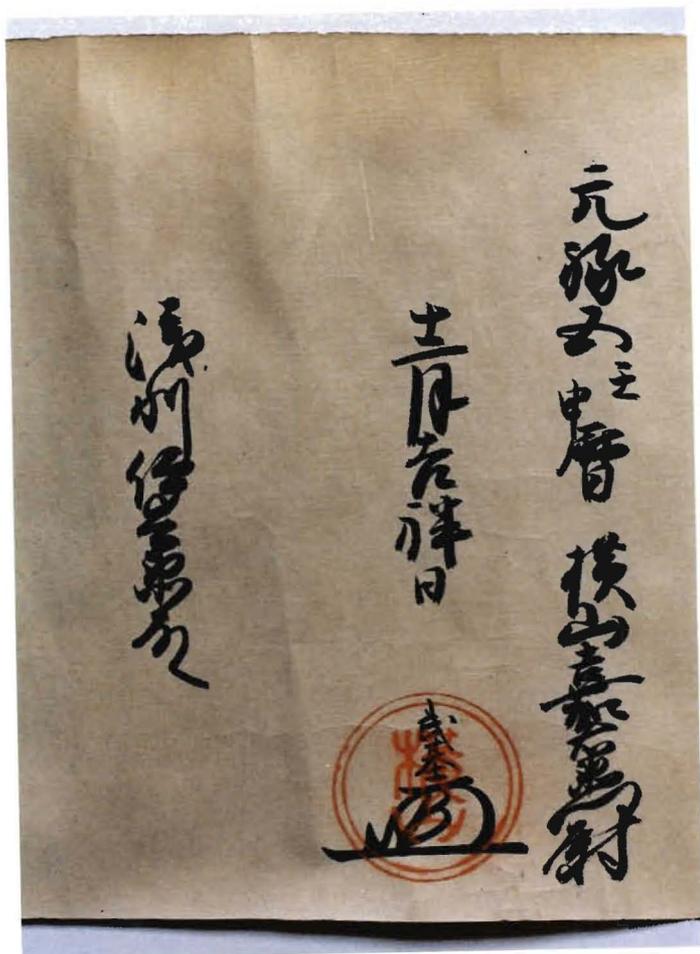


写真※(7) 「三之丸屋根掛所馬場」

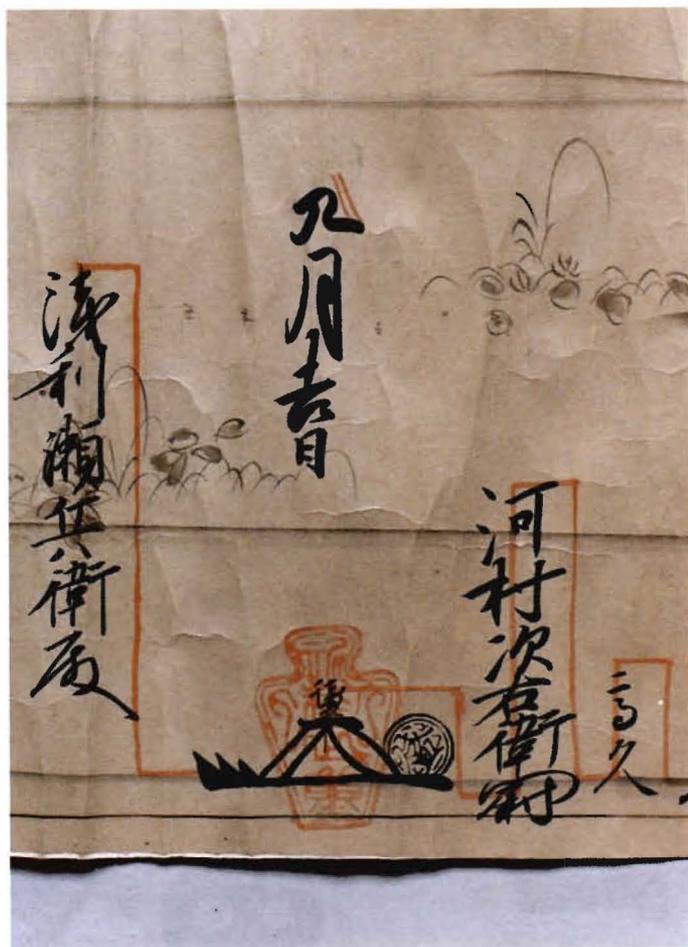


写真※(8) 「天保九年御鷹野御供立二面大矢場被為入射藝高覽被遊候節之図」





写真※00 「横山嘉衛門尉武基」の「朱印」と「花押」



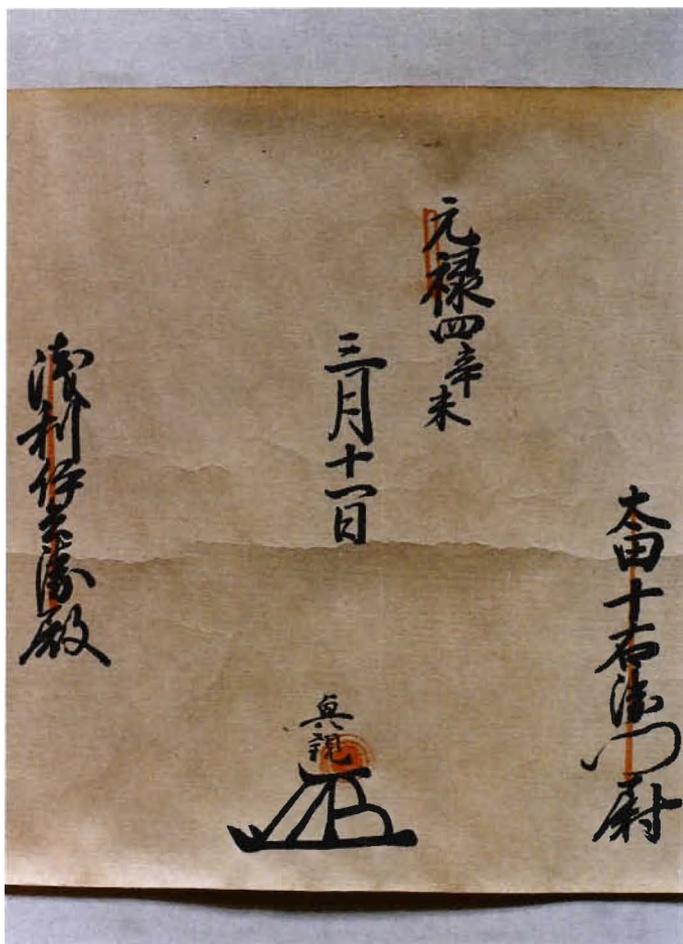
写真※(1) 河村次右衛門勝平の「朱印」と「花押」



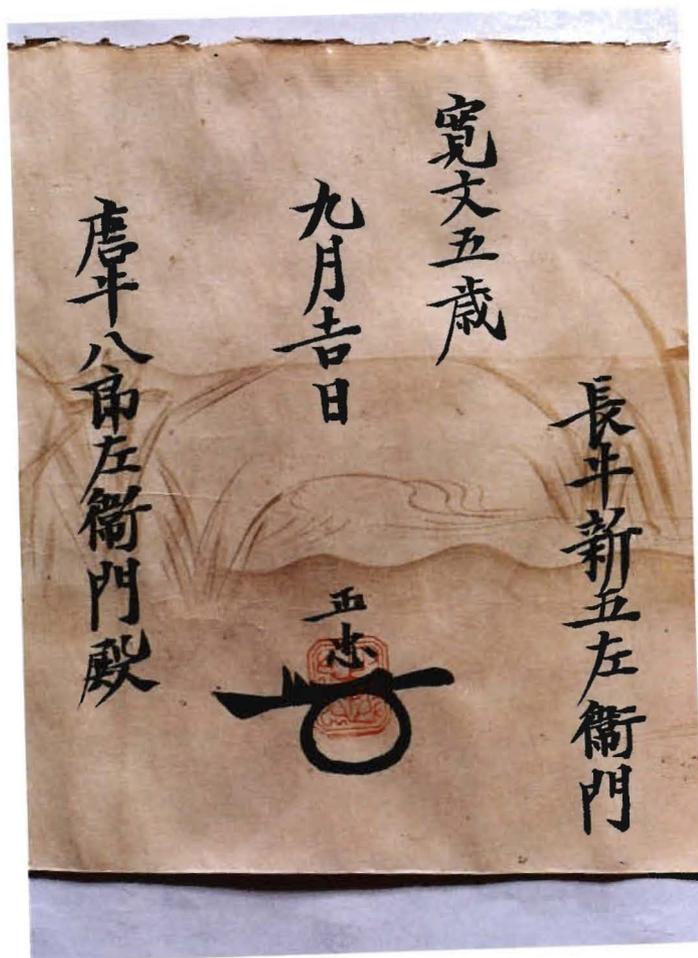
写真※02 小倉藤左衛門勝福の「朱印」と「花押」



写真※13 小田桐助六庸貞の「朱印」と「花押」



写真※(4) 太田十右衛門與親の「朱印」と「花押」



写真※15 長牛新五左衛門正忠の「朱印」と「花押」